

○内閣府令第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年十一月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>〔第一章く第七章の二 略〕</p> <p>第八章 株主</p> <p>〔第一節・第二節 略〕</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>〔第一款く第三款 略〕</p> <p>第四款 監督（第三十四条の二十八の二・第三十四条の二十八の三）</p> <p>第五款 「略」</p> <p>〔第八章の二く第九章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十六項、第十七条の三第六項、第十七条の五第十一項、第十七条の五の二第五項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第五項、第二十二條第二項、第二十二條の二第二項、第二十三條第二項、第三十</p> | <p>目次</p> <p>〔第一章く第七章の二 同上〕</p> <p>第八章 「同上」</p> <p>〔第一節・第二節 同上〕</p> <p>第三節 「同上」</p> <p>〔第一款く第三款 同上〕</p> <p>第四款 監督（第三十四条の二十八の二）</p> <p>第五款 「同上」</p> <p>〔第八章の二く第九章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四條の十九第六項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の</p> |

四の十第六項、第三十四條の十六第十四項、第三十四條の十九第十一項、第三十四條の十九の二第五項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十三の二第五項、第三十四條の二十八の三第二項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二條第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一條の五から第一條の八まで、第三條、第三章、第五章、第八章（第三十四條の二十六を除く。）、第八章の四及び第九章において同じ。）とする。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二條第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 略〕

二十三の二第四項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二條第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一條の五から第一條の八まで、第三條、第三章、第五章、第八章（第三十四條の二十六を除く。）、第八章の四及び第九章において同じ。）とする。

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二條第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第十七條の七の三第一項第一号及び第三十四條の二十三の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 同上〕

〔2〕4 略〕

(電子決済等代行業に該当しない行為)

第一条の三の三 「略」

〔項を削る。〕

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第七条 銀行の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあ

〔2〕4 同上〕

(電子決済等代行業に該当しない行為)

第一条の三の三 「同上」

2 法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為(法第五十二条の六十一の二の登録を受けた電子決済等代行業者の行為に限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該電子決済等代行業者及び銀行の双方が法第五十二条の六十一の十第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの
- 二 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの
- 三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの
- 四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第七条 「同上」

つては、執行役。次項において同じ。）は、法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 当該他の会社の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。

）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2
〔略〕

3 第一項の規定による銀行に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第二十条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（同条第六項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）をもつて行うことができる。

（業務の代理又は媒介）

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〜二の二 略〕

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第十一条に掲げる業務に該当するものを除く。

〔一〜四 同上〕

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2
〔同上〕

〔項を加える。〕

（業務の代理又は媒介）

第十三条 〔同上〕

〔一〜二の二 同上〕

三 〔同上〕

イ 「略」

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務に該当するものを除く。）を
受託する契約の締結

三の二 「略」

四 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十七条の二第六項第八号及び第三十四条の五第二項第一号において同じ。）の資金の貸付けの代理又は媒介

五 「略」

六 特別の法律により設立された法人で、特別の法律により銀行に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理又は媒介（前号に掲げる業務の代理又は媒介に該当するものを除く。）

七 「略」

（地域の活性化等に資する業務）

第十三条の二の五 法第十条第二項第二十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源

イ 「同上」

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

三の二 「同上」

四 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等（以下「外国保険会社等」という。）を含む。）の資金の貸付けの代理又は媒介

五 「同上」

六 特別の法律により設立された法人で、特別の法律により銀行に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理又は媒介（前号に掲げるものを除く。）

七 「同上」

〔条を加える。〕

に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないと
きにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及
ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該
事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。
）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の
事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必
要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（
以下「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者
である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣
事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者
派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連
して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に
規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規
定する労働者派遣の対象となるものに限る。第十七条の四の三
第三号、第三十四条の十八の二第三号及び第三十四条の十九の
六第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないもの
に限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能
するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行が単独で若

- しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務
- 四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 五 当該銀行の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

(算定割当量の取得等)

第十三条の二の六 「略」

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

「一〽三 略」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用以て行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

(算定割当量の取得等)

第十三条の二の五 「同上」

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 「同上」

「一〽三 同上」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

「イ」ル 略

〔五・六 略〕

2 銀行は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該銀行は、当該書面を交付したものとみなす。

〔3〕5 略

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

〔一・二 略〕

三 保険業法第二条第一項に規定する保険業(第十七条の二第一項第二号、第十七条の三第二項第二十四号及び第三十四条の五第二項第二号において「保険業」という。)を行う者が保険者となる保険契約

〔2〕4 略

(同一人に対する信用の供与等)

「イ」ル 同上

〔五・六 同上〕

2 銀行は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法(法第二十条第六項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該銀行は、当該書面を交付したものとみなす。

〔3〕5 同上

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 「同上」

〔一・二 同上〕

三 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

〔2〕4 同上

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第二十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二））中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

〔一〕三 略〕

〔2〕6 略〕

（銀行の特定関係者）

第十四条の七 令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（令第四条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一〕三 略〕

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第三十四条の十五第七項を除き、以下同じ

第十四条 令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二））中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

〔一〕三 同上〕

〔2〕6 同上〕

（銀行の特定関係者）

第十四条の七 令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（令第四条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一〕三 同上〕

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第三十四条の十五第七項並びに第三

。を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一〇三 略〕

〔3・4 略〕

5 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入に係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「譲渡法人等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該銀行、その子会社(法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで及び第七

十五条第一項第十四号及び第三項第十号を除き、以下同じ。)を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一〇三 同上〕

〔3・4 同上〕

5 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入に係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「譲渡法人等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 「同上」

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む

号に掲げる会社に限る。)その他第四項各号に掲げる者(次項第二号及び第十五項第二号イにおいて「当該銀行等」という。)の営む業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務(当該銀行が証券専門会社等(法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社(第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券専門会社」という。)、同項第四号に規定する証券仲介専門会社(第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券仲介専門会社」という。))又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十五項第二号ロ及び第三十四条の十六第十三項第二号ロにおいて同じ。)を子会社としていない場合にあつては次条第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該銀行が保険会社等(保険会社、保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者(以下「少額短期保険業者」という。))又は保険業を営む外国の会社をいう。以下同じ。)を子会社としていない場合にあつては次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等(法第十六条の二第一項第六号に規定する信託専門会社、同項第十一号ロに規定する信託兼営銀行(以下「信託兼営銀行」という。))又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第三十四条の五第二項第二号において同じ。)を営む外国の会社をいう。以下同じ。)を子会社としていない場合(当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。)にあつては次条第二項第三十五号から

業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等(法第十六条の二第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。)を有する場
合に限り、次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等(法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。)を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については銀行が信託兼営銀行(法第十六条の二第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)である場合又は信託子会社等(法第十六条の二第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ)を有する場合に限る。

第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

2 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。のほか、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、当該銀行等の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該銀行が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等を子会社としていない場合(当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。))にあつては同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。

2 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。のほか、次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第十六条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〜四 略〕

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該銀行が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

4 法第十六条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定められるものは、次に掲げるものとする。

一 当該銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、当該銀行の子会社（法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）を除く。）

二 当該銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、当該銀行及び

3 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合には限る。）

4 〔同上〕

一 当該銀行の銀行持株特定子銀行（当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社（銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社）に限り、当該銀行及びその特定子銀行（当該銀行の子会社のうち、法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二 当該銀行の銀行集団（当該銀行及びその子会社の集団又は当該銀行の特定子銀行及び当該銀行の特定子銀行以外の子会社の

その子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を除く。）

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

集団をいう。第四号において同じ。）

三 当該銀行の銀行持株会社集団（当該銀行を子会社とする銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号において同じ。）

四 当該銀行又はその特定子銀行、銀行持株特定子銀行、銀行集団若しくは銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 銀行等

ロ 銀行等集団

ハ 銀行持株会社集団

ニ 長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団

5 前項第四号に規定する「銀行等」、「銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 銀行等 次に掲げる者

イ 銀行又は長期信用銀行（これらの子会社のうち、銀行業を営む外国の会社を含む。）

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会又はその子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業

5 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている

6 協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）
二 農林中央金庫（その子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）
ホ 株式会社商工組合中央金庫
二 銀行等集団 前号に規定する銀行等及びその子会社の集団又は当該銀行等の子銀行等（当該銀行等の子会社のうち、銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該銀行等の子銀行等以外の子会社の集団
三 長期信用銀行持株会社集団 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むもの限り、前号に定めるものを除いたもの
法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号の

る株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

いずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出さ

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇七略〕

れる費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数に対する割合が十分の一以上であるもの

7 法第十六条の二第二項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇七 同上〕

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号並びに第三十四条の十六第四項第二号及び第五項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、外国保険会社等、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第十八号及び第十八号の二において同じ。）若しくは保険業法第二十六条に規定する保険持株会社（次条第二項第三十二号において「保険持株会社」という。）又はこれらの子会社（以下この号及び次号並びに第三十四条の十六第四項第二号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

〔イ〜ハ 略〕

九 当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあつては、銀行又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該銀行）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるもの

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二十六条に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

〔イ〜ハ 同上〕

〔号を加える。〕

に限る。)を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社

(当該銀行の子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。))及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。))以外の会社に限る。)

十 「略」

7 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社)に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第十六条の二第一項第十三号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

九 「同上」

8 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社(同項第九号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第十六条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」

8

法第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
- イ 当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

- イ 官公署
- ロ 商工会又は商工会議所
- ハ イ又はロに準ずるもの
- ニ 弁護士又は弁護士法人
- ホ 公認会計士又は監査法人
- ヘ 税理士又は税理士法人
- ト 次条第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

「項を加える。」

ロ 当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

9 第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十三号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものに

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十二号の二」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

ついで準用する。この場合において、第九項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第十六条の二第一項第十二号に規定する特定子会社をいう。次項及び第十七条の七の第三項において同じ。）がその取得した第五項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十七条の七の第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章及び第三十五条第一項第十三号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第十七条の六第一項第九号及び第十七条の七の第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基

この項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第四項並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下この章並びに第三十五条第一項第十二号、第十五号及び第十七号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。以下この章及び第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第三項及び第三十五条第一項第十三号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 第六項及び第十項の規定にかかわらず、銀行又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までその間に当該銀行又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔一・二 略〕

14 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 次条第二項第十二号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、

12 第七項及び第十項の規定にかかわらず、銀行又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までその間に当該銀行又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔一・二 同上〕

13 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）
15 法第十六条の二第一項第十六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社

イ 銀行

ロ 長期信用銀行

ハ 保険会社

ニ 少額短期保険業者

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

14 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）、及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）、又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）、を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）、に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）、を子会社とする持株

イ 次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該銀行等の営む業務のために営むもの

ロ 次条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する銀行が信託兼営銀行である場合（当該銀行の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

「号を削る。」

「号を削る。」

会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の二第一項第二号の二、第四号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第十六条の二第二項第八号ニに規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）

16 法第二条第十一項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十二項、第十三項及び前項第二号に規定する議決権について準用する。

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

- 六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管

に掲げる業務を営むもの

15 法第二条第十一項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 「同上」

- 一 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

- 六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管

管理を行う業務

「号を削る。」

- 七 他_レの事業者等_ハの現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 八 他_レの事業者等_ハの業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 九 他_レの事業者等_ハの行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい_ル財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十 他_レの事業者等_ハが資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他_レの事業者等_ハのために当該債権の担保の目的となつてい_る財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十一 他_レの事業者等_ハの行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に_レ応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
- 十二 他_レの事業者等_ハの行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

理を行う業務

- 七 他_レの事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）
- 八 他_レの事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 九 他_レの事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 十 他_レの事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい_る財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十一 他_レの事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他_レの事業者のために当該債権の担保の目的となつてい_る財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十二 他_レの事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

- 十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業
- 十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）
- 十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
- 十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務
- 二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務
- 二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券

- 十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業
- 十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）
- 十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
- 十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）
- 二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務
- 二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務
- 二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を

を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

〔二十四～二十六 略〕

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔一の三・一の四 略〕

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び

整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第十六条の二第一項第五号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

〔二十四～二十六 同上〕

2 〔同上〕

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

〔一の三・一の四 同上〕

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務に該当するものを除く。）

〔二の二・二の三 略〕

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号、第八号の二、第十八号及び第二十一号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三の二〜十四 略〕

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。）

〔二の二・二の三 同上〕

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号、第八号の二及び第十八号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三の二〜十四 同上〕

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 経営相談等業務

〔十六・十七 略〕

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第三十二号において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔十八の三～二十一 略〕

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔二十三～三十一 略〕

三十二 主として保険持株会社、少額短期保険持株会社（保険業

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

〔十六・十七 同上〕

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第三十二号において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に該当するものを除く。）

〔十八の三～二十一 同上〕

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に該当するものを除く。）

〔二十三～三十一 同上〕

三十二 主として保険持株会社、少額短期保険持株会社（保険業

法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。)、子会社対象会社に該当する会社(保険会社等に限る。)又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

〔三十三・三十四 略〕

三十五 財産の管理に関する業務(当該業務を営む会社の議決権を保有する銀行(当該銀行が信託兼営銀行である場合に限り、当該銀行の子会社が当該議決権を保有する場合における当該銀行を含む。)又は当該業務を営む会社の議決権を保有する銀行若しくは銀行持株会社(これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該銀行又は当該銀行持株会社を含む。)が子会社とする信託専門会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うもの)に限り、第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)及び当該財産の管理に関する業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(当該業務を行う会社の議決権を保有する銀行又は銀行持株会社(これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該銀行又は当該銀行持株会社を含む。)の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀

法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。)、子会社対象会社に該当する会社(保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社に限る。)又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

〔三十三・三十四 同上〕

三十五 財産の管理に関する業務(第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うもの)に限る。)及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該

行に相当するものがない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔三十七〜三十九 略〕

〔3〜5 略〕

6 法第二十一条第一項の規定は、第二項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

業務を行う会社を子会社とする銀行又は当該業務を行う会社を子会社とする銀行持株会社の子会社である銀行の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

〔三十七〜三十九 同上〕

〔3〜5 同上〕

6 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

7 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

8 法第十六条の二第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 第一条の六第三項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合に

（法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由
）
第十七条の四 法第十六条の二三項本文に規定する内閣府令で定
める事由は、次に掲げる事由とする。

「一、六 略」

七 銀行の子会社である法第十六条の二第一項第十二号から第十
四号までに掲げる会社による株式等の取得

2 「略」

3 法第十六条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、銀
行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第
一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4 法第十六条の二第十二項本文に規定する内閣府令で定める事由
は、第一項各号に掲げる事由とする。

5 法第十六条の二第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める
事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

において、同条第三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第
一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五
条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に
係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるの
は「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又
は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由
）
第十七条の四 「同上」

「一、六 同上」

七 銀行の子会社である法第十六条の二第一項第十二号又は第十
二号の二に掲げる会社による株式等の取得

2 「同上」

3 法第十六条の二第八項に規定する内閣府令で定める事由は、銀
行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第
一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるものの業務)

第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

「一〜三 略」

(一定の銀行業高度化等会社)

第十七条の四の三 法第十六条の二第四項、第十三項及び第十六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社(外国の会社を除く。)又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この条、第三十四条の十八の二及び第三十四条の十九の六において「障害者雇用促進法」という。)第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社(それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。第三十四条の十八の二及び第三十四条の十九の六において同じ。)とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

「一〜三 同上」

「条を加える。」

提供される役務の提供を行う業務であつて、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制

度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）
第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号、第
三十四条の十八の二第七号及び第三十四条の十九の六第七号に
おいて同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う
業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社
対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社を
いい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）
が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第十七条の四の四 法第十六条の二第六項第一号に規定する内閣府
令で定めるものは、第十七条の三第二項第二号、第七号、第八号
及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等
）

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項
に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十五号に掲げ
る会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く。以
下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を
受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して

「条を加える。」

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等
）

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項
に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に
掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項にお
いて「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条にお
いて同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは

金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第十九条の三第三号チに規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。以下この章から第五章まで及び第三十五条第一項第三十号において同じ。）の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る子会社対象銀行等（当該子会社対象銀行等を子会社とする法第十六条の二第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。次条第一項第三号イにおいて同じ。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第十九条の三第三号チに規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。次項第二号、次条第一項第三号ロ、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第一項第十二号、第二十二條の二第一項第十二号、第二十三條第一項第七号並びに第三十五條第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 同上〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、
財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

2 「略」

3 前二項の規定は、法第十六条の二第五項ただし書の認可(銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた同条第一項第十五号に掲げる会社(第十条の四の三に規定する会社及び外国の会社を除く。第九項、次条、第五章及び第三十五条第一項において「他業銀行業高度化等会社」という。)の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。)及び法第十六条の二第七項において準用する同条第四項の認可について準用する。

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第四項、次条、第十七条の六、第十七条の七及び第二十二条から第二十三条までにおいて同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

3 銀行は、法第十六条の二第五項の規定による子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。)以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

4 銀行は、法第十六条の二第八項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第十六条の二第五項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

三 其他法第十六条の二第八項の承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5 銀行は、法第十六条の二第十項の規定による延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第十六条の二第十項の規定による延長に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6 銀行は、法第十六条の二第十一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

「項を加える。」

「項を加える。」

-
- 二 当該銀行に関する次に掲げる書面
- イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
- 三 当該銀行及びその子会社等に関する次に掲げる書面
- イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社と
-

することにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

7 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請銀行及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時にいて申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 申請銀行が子会社対象会社以外の外国の会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社はその業務

〔項を加える。〕

を的確かつ公正に遂行することができること。

七 申請銀行が現に子会社としていない子会社対象外国会社（法第十六条の二第九項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第六項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第三十四条の十九第七項第五号において同じ。）における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、申請銀行が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第十六条の二第十二項ただし書の認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第十三項において準用する同条第四項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

10 第四項の規定は、法第十六条の二第十四項の承認について準用する。

11 法第十二条第十一項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を第三項及び第九項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項第二号並びに第六項第五号及び第七項第一号

「項を加える。」

5 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第九項において準用する同条第七項の規定による認可（銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

「項を加える。」

6 法第十二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

(これらの規定を第八項において準用する場合を含む。)に規定する議決権について準用する。

(他業銀行業高度化等会社)を子会社とすること等についての認可の申請等)

第十七条の五の二 銀行は、当該銀行若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社(法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社をいう。以下この条、第五章及び第三十五条第一項第九号において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 株式交換により当該銀行若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社しようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 略〕

ニ 株式交付により当該銀行若しくはその子会社が合算して他

(銀行業高度化等会社)を子会社とすること等についての認可の申請等)

第十七条の五の二 銀行は、当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 株式交換により当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社しようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 同上〕

ニ 株式交付により当該銀行若しくはその子会社が合算して銀

業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕～〔3〕 略

三 当該銀行及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る他業銀行業高度化等会社又は外国の銀行業高度化等会社（次項において「他業銀行業高度化等会社等」という。）に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

五 当該銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社

行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕～〔3〕 同上

三 「同上」

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 同上〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

五 当該認可に係る当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議

の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る他業銀行業高度化等会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る他業銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請銀行及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「略」

四 当該申請の時に申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請銀行及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「同上」

四 当該申請の時に申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る銀行業高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請銀行の営む銀行業の高度化若しくは申請銀行の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等が行う取引に伴い、申請銀行又は当該他業銀行業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがない

六 申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社等が行う取引に伴い、申請銀行又は当該銀行業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められ

いと認められること。

3 前二項の規定は、法第十六条の二第五項ただし書の認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた他業銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十三項において準用する同条第四項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十六項の認可について準用する。

5 法第二條第十一項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）
第十七条の六 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〇八 略」

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第十七条の二第十
二項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項の規定による処分を行おうとする

ること。

3 前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第九項において準用する同条第七項の規定による認可（銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5 法第二條第十一項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）
第十七条の六 「同上」

「一〇八 同上」

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第十七条の二第十
一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項の規定による処分を行おうとする

ときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「略」

〔2・3 略〕

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の四第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第四項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

〔2・3 略〕

(特例対象会社)

第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第三十五条第一項第十七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とし

ときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「同上」

〔2・3 同上〕

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の四第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第七項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

〔2・3 同上〕

(特例対象会社)

第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とし

た会社であつて、第十七条の二第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

2

前項に規定する会社のほか、会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第十七条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定め

た会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第十七条の三第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

「項を加える。」

る会社に該当するものとする。

- 3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 4 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 3 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第三十四条の二十三の第二第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

5 法第二条第十一項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

(貸借対照表等の公告等)

第十九条 法第二十条第一項の規定により作成すべき中間貸借対照表等(同項に規定する中間貸借対照表等をいい、同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。)は別紙様式第六号第一(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二第一、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号第一(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第七号の二第一))により、貸借対照表等(同条第一項に規定する貸借対照表等をいい、同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。)は別紙様式第六号の三第一(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四第一、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三第一(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第七号の四第一))により作成しなければならない。

〔2〕9 略〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に

4 法第二条第十一項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(貸借対照表等の公告等)

第十九条 法第二十条第一項の規定により作成すべき中間貸借対照表等(同項に規定する中間貸借対照表等をいい、同条第三項の規定により作成された電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を含む。第六項において同じ。)は別紙様式第六号第一(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二第一、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号第一(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第七号の二第一))により、貸借対照表等(同条第一項に規定する貸借対照表等をいい、同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。第六項において同じ。)は別紙様式第六号の三第一(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四第一、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三第一(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第七号の四第一))により作成しなければならない。

〔2〕9 同上〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 〔同上〕

規定する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 「略」

二 銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合にあつては、信託業務の内容を含む。)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13から17までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

〔1〕(9) 略

(10) 単体自己資本比率(法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率(第五号ルに規定する単体レバレッジ比率を除く。))をいう。以下同じ。)

〔11〕(17) 略

ハ 「略」

四 「略」

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の

一 「同上」

二 銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合において、信託業務の内容を含む。)

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(9) 同上

(10) 単体自己資本比率(法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率(第五号ルに規定する単体レバレッジ比率を除く。))をいう。第五号、第二十二條第一項第九号、第二十二條の二第一項第九号及び第三十四條の十九の五第二項第二号において同じ。)

〔11〕(17) 同上

ハ 「同上」

四 「同上」

五 「同上」

状況に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1）及び（2）に掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1）から（3）までに掲げる貸出金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

〔ハ〕ル 略〕

〔六〕七 略〕

〔2〕5 略〕

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕十 略〕

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1）、（2）及び（3）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

〔ハ〕ル 同上〕

〔六〕七 同上〕

〔2〕5 同上〕

（合併の認可の申請）

第二十二條 「同上」

〔一〕十 同上〕

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該

合併により子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く。次条第一項第十一号及び第二十三条第一項第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

十一の二 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

〔十三・十四 略〕

2 〔略〕

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を

合併により子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十一号及び第二十三条第一項第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

十一の二 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第一項第十二号及び第二十三条第一項第七号において同じ。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

〔十三・十四 同上〕

2 〔同上〕

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二 〔同上〕

添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇十一 略〕

十一の二 当該会社分割により銀行又はその子会社が他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

〔十二〇十五 略〕

2
〔略〕

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇九 略〕

九の二 当該事業の譲受けにより銀行又はその子会社が他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

〔十・十一 略〕

2
〔略〕

〔一〇十一 同上〕

十一の二 当該会社分割により銀行又はその子会社が銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

〔十二〇十五 同上〕

2
〔同上〕

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

九の二 当該事業の譲受けにより銀行又はその子会社が銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

〔十・十一 同上〕

2
〔同上〕

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第三項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一 銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ 法第十六条の二第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による子会社対象銀行等(同条第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることについての認可

ロ 法第十六条の二第五項ただし書の認可

ハ 法第三十条第一項から第三項までの認可

ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項の認可

二 銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行(前号に掲げる外国銀行を除く。)

イ 法第五十二条の二三第三項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による子会社対象銀行等(同条第三項に規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることについての認可

ロ 法第五十二条の二三第四項ただし書の認可

ハ 法第五十二条の三五第一項から第三項までの認可

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 「同上」

一 「同上」

イ 法第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による子会社対象銀行等(同条第七項に規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることの認可

ロ 法第十六条の二第八項ただし書に規定する認可

ハ 法第三十条第一項から第三項までに規定する認可

ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項に規定する認可

二 「同上」

イ 法第五十二条の二三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による子会社対象銀行等(同条第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。)を子会社とすることに認可

ロ 法第五十二条の二三第七項ただし書に規定する認可

ハ 法第五十二条の三五第一項から第三項までに規定する認可

2 「略」

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の二の二十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合に
あつては、次に掲げるとき。

「イ・ロ 略」

四 「略」

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

「3～5 略」

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三十四条の二の三十二 「略」

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本

2 「同上」

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の二の二十五 「同上」

「一・二 同上」

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合に
おいては、次に掲げるとき。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

「3～5 同上」

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三十四条の二の三十二 「同上」

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本

語で記載された書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示さなければならない。

〔3〕6 略

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 「略」

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連業(金融商品取引法第二十九条の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。)
- 二 又は投資運用業(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。)
- 三 を営む者に限る。)
- 四 信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)
- 五 保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

〔二〕三 略

〔3〕7 略

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

語で記載された書面を示さなければならない。

〔3〕6 同上

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 「同上」

2 「同上」

- 一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連業(金融商品取引法第二十九条の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。)
- 二 又は投資運用業(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。)
- 三 を営む者に限る。)
- 四 信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)
- 五 保険会社(外国保険会社等を含む。)
- 六 農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

〔二〕三 同上

〔3〕7 同上

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

「イ」ヲ 略

「三」六 略

2 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一」四 略

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

「イ」ヲ 同上

「三」六 同上

2 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一」四 同上

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

〔イ〕ル 略〕

〔三〕六 略〕

〔4〕6 略〕

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該会社に関する次に掲げる書面（当該会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

〔イ〕ヲ 略〕

三 当該会社の子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

〔イ〕ル 同上〕

〔三〕六 同上〕

〔4〕6 同上〕

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 当該会社に関する次に掲げる書面

〔イ〕ヲ 同上〕

三 〔同上〕

「イ・ロ 略」

ハ 業務の内容を記載した書面

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（第三十四条の二十六第一項第四号中に規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号及び第三十四条の十九の七第一項第三号ロを除き、以下この節及び第三十五条第三項第十九号において同じ。）の見込みを記載した書面

五 当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この節において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

「イ・ロ 同上」

ハ 前号リ及び又に掲げる書面

「号の細分を加える。」

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（第三十四条の二十六第一項第四号中に規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五 当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この節において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この節において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

「イ」ル 略

三 当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書面

「イ」ハ 略

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

「四」六 略

「3」6 略

（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第三十四条の十四 銀行持株会社の常務に従事する取締役（指名委員等設置会社にあつては執行役、外国所在銀行持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただ

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 「同上」

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

「イ」ル 同上

三 「同上」

「イ」ハ 同上

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

「四」六 同上

「3」6 同上

（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第三十四条の十四 「同上」

し書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。)は、法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 当該他の会社の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む)。

〔その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面〕

2
〔略〕

3 第一項の規定による銀行持株会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面(以下この項において「認可申請書等」という。)の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

(銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第三十四条の十四の四 法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

〔一〇四 同上〕

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む)、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2
〔同上〕

〔項を加える。〕

(銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第三十四条の十四の四 〔同上〕

〔一〇三 略〕

四 当該銀行持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

〔五〇九 略〕

十 当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である事業者等の経営に関する相談に応ずる業務

十一 「略」

十二 当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（当該銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてゐる財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）

〔号を削る。〕

〔一〇三 同上〕

四 当該銀行持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

〔五〇九 同上〕

十 当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の顧客である事業者の経営に関する相談に応ずる業務

十一 「同上」

十二 当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

十三 当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（当該銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてゐる財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）

十三(十六) 「略」

十七 当該銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員に
対する教育又は研修を行う業務

十八 「略」

2 法第五十二条の二十一の二第二項ただし書に規定する内閣府令
で定める軽易な業務は、前項第六号から第九号まで、第十二号及
び第十四号から第十七号までに掲げる業務（当該業務に附帯する
業務を含み、当該銀行持株会社グループに属する外国の会社に係
る業務を除く。）とする。

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認
可の申請等）

第三十四条の十四の五 銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の
二第二項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ
る書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五
に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。）につき連
結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等
変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会
社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ
る書面

十四(十七) 「同上」

十八 当該銀行持株会社グループに属する会社の役員若しくは職
員に対する教育又は研修を行う業務

十九 「同上」

「項を加える。」

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認
可の申請等）

第三十四条の十四の五 銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の
二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書
に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
い。

一 「同上」

二 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した
最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他
これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知る
ことができる書面

〔三〇七 略〕

2
〔略〕

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号に規定する当該銀行持株会社又はその子会社に類する者として内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社の子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、当該子会社を除く。)とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

2 法第五十二条の二十三第一項第十号イに規定する内閣府令で定

〔三〇七 同上〕

2
〔同上〕

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号に規定する銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団(当該銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。)

二 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

- イ 第十七条の二第四項第四号に掲げる者
- ロ 他の銀行持株会社の銀行持株会社集団
- ハ 長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団

2 前項第二号ハに規定する「長期信用銀行持株会社集団」とは、長期信用銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。

3 〔同上〕

めるものは、次に掲げる業務とする。

一 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行持株会社又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

「号を削る。」

七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を

一 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行持株会社又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行

行う業務

- 九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい
る財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十 他事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の
回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事
業者等のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動
産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十一 他事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資
金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に
関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次
ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
- 十二 他事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小
切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要
な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形
の引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他事業者等の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成
、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 十五 他事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取
次ぎを行う業務
- 十六 「略」
- 十七 他事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務

業務

- 十 他事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権
の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい
る財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十一 他事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権
の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の
事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動
産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十二 他事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切
手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要
な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の
引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他事業者の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、
整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 十五 他事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎ
を行う業務
- 十六 「同上」
- 十七 他事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（

(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

〔二十三・二十四 略〕

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 〔略〕

3 法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第五項に規定する会社とする。

4 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定

電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に該当するものを除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

〔二十三・二十四 同上〕

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 〔同上〕

4 法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第六項に規定する会社とする。

5 法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令

める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 第十七条の二第六項第一号から第十号までに掲げる会社（同項第九号に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）

二 当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあつては、銀行持株会社又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該銀行持株会社）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規

で定める会社は、第十七条の二第七項に規定する会社とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

定する子会社等をいう。)以外の会社に限る。)

5 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が前項に規定する会社(第十七条の二第六項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第五十二条の二十三第一項第十二号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」

6 法第五十二条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定

6 法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が第十七条の二第七項に規定する会社(同項第九号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第五十二条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

- イ 官公署
- ロ 商工会又は商工会議所
- ハ イ又はロに準ずるもの
- ニ 弁護士又は弁護士法人
- ホ 公認会計士又は監査法人
- ヘ 税理士又は税理士法人
- ト 第十七条の三第二項第十五号に掲げる業務を営む会社(当該銀行持株会社の子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。))以外の会社に限る。)

「項を加える。」

める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に当該銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第四項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

7 第三項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該銀行持株会社若しくは

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を銀行持株会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該銀行持株会社若しくは

その子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第三項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第四項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

9 第七項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第七項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十三号」と読み替えるものとする。

10 第三項から前項まで(第五項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。次項及び第三十四条の二十三の第二第三項において同じ。)がその取得した第三項若しくは第七項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)、第四項に規定する会社若しくは第八項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「事

その子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十二条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十二条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。
「項を加える。」

9 第四項から前項まで(第六項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社をいう。以下この項及び次項並びに第三十四条の二十三の第二項において同じ。)がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)、又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下この節及び第三十

業再生会社」という。)又は第六項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下この項において「地域活性化事業会社」という。)
の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第十七条の二第六項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。))の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下この項、第三十四条の二十第一項第九号、第三十四条の二十三の二第四項並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議

第五条第三項第九号において「事業再生会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第十七条の二第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が同項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。))の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下この項、第三十四条の二十第一項第九号及び第三十四条の二十三の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行持株会社に係る同項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条の二十第一項第九号、第三十四条の二十三の二第三項及び第三十五条

決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第五項に定める要件に該当するものに限る。以下この款並びに第三十五条第三項第九号、第十二号及び第十四号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

11 第四項及び第八項の規定にかかわらず、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から第十七条の二第十三項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行持株会社又はその

第三項第九号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10 第五項及び第八項の規定にかかわらず、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から第十七条の二第十二項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行持株会社又は

特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の二十四各号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

13 法第五十二条の二十三第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社
 - イ 銀行
 - ロ 長期信用銀行
 - ハ 保険会社
 - ニ 少額短期保険業者

その特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

11 法第五十二条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

12 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 第二項各号に掲げる業務であつて、当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに法第五十二条の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）その他第一項に規定するものの営む業務のために営むもの

ロ 第十七条の三第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等の子会社としていない場合にあつては同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等の子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等の子会社としていない場合（当該銀行持株会社の子会社である信託兼営銀行が当該持株会社の議決権を保有する場合（当該信託兼営銀行の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

「号を削る。」

第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二、第三号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第十六条の二第二項第六号ハに規定する当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七条の三第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第十七条の三第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号

〔号を削る。〕

14 法第二条第十一項の規定は、第四項、第五項、第七項（第八項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十項、第十一項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（法第五十二条の二十三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条の十七 法第五十二条の二十三第二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〇六 略〕

七 銀行持株会社の子会社である法第五十二条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社による株式等の取得

2 〔略〕

3 法第五十二条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める事由は、銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第十六条の二第二項第八号ニに規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十七条の三第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

13 法第二条第十一項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（法第五十二条の二十三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条の十七 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 銀行持株会社の子会社である法第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社による株式等の取得

2 〔同上〕

3 法第五十二条の二十三第七項に規定する内閣府令で定める事由は、銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4 法第五十二条の二十三第十一項本文に規定する内閣府令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

5 法第五十二条の二十三第十一項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるものの業務)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

「一 三 略」

(一定の銀行業高度化等会社)

第三十四条の十八の二 法第五十二条の二十三第三項、第十二項及び第十五項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社(外国の会社を除く。)又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該銀行持株会社

「項を加える。」

「項を加える。」

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

「一 三 同上」

「条を加える。」

の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行持株会社の子会社である銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行持株会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行持株会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援
その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社
対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象
会社をいい、同項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除
く。）が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第三十四条の十八の三 法第五十二条の二十三第五項第一号に規定
する内閣府令で定めるものは、第十七条の四の四に規定するもの
とする。

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等
）

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第三項
の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行
等をいい、同条第一項第十四号に掲げる会社（第三十四条の十八
の二に規定する会社を除く。）を除く。以下この条において同じ
。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは
、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しな
ければならない。

「一・二 略」

「条を加える。」

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等
）

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項
の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行
等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この節及
び第三十五条第三項において「銀行業高度化等会社」という。）
を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可
を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し
て金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この款（第三十四条の十九の五第二項第二号及び第三十四条の十九の七第一項第三号ロを除く。）及び第五款並びに第三十五条第三項第十九号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る子会社対象銀行等（当該子会社対象銀行等を子会社とする法第五十二条の二十三第五項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

「五・六 略」

2

「略」

三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。次条第一項第三号イ及び第三十四条の十九の五第一項第三号イにおいて同じ。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

「五・六 同上」

2

「同上」

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第四項ただし書の認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた同条第一項第十四号に掲げる会社（第三十四条の十八の二に規定する会社及び外国の会社を除く。以下この節及び第三十五条第三項において「他業銀行業高度化等会社」という。）の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）及び法第五十二条の二十三第六項において準用する同条第三項の認可について準用する。

4 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第七項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第四項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面
- 三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 - 四 その他法第五十二条の二十三第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面
- 四 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することと

- 一 理由書
- 二 当該承認に係る子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- ロ 業務の内容を記載した書面
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 三 その他法第五十二条の二十三第七項の承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 5 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第九項の規定による延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 理由書
- 二 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面
- 三 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- ロ 業務の内容を記載した書面

なつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。

）について準用する。

〔項を加える。〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第五十二条の二十三第九項の規定による延長に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第十項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ロ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三 当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の

「項を加える。」

見込みを記載した書面

四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

7 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時にいて申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

「項を加える。」

二 申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五 申請をした銀行持株会社が現に子会社として子会社対象外国会社（法第五十二条の二十三第八項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第五項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。）以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、当該銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第十一項ただし書の認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第十二項において準用する同条第三項の認可（他業銀行業高度化等会社に該

「項を加える。」

5 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第八項において準用する同条第六項の規定による認可（銀行業高度化等会社

当する子会社としようとする事についての認可を除く。）について準用する。

10 第四項の規定は、法第五十二条の二十三第十三項の承認について準用する。

11 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（第三項及び第九項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項第二号及び第六項第五号（第八項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（他業銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社（法第五十二条の二十三第一項第十四号に掲げる会社をいう。以下この条、第五款及び第三十五条第三項第六号において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 「略」

ロ 株式交換により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合

に該当する子会社としようとする事についての認可を除く。）について準用する。

「項を加える。」

6 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 株式交換により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合

算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕～〔3〕 略〕

ハ 株式交付により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕～〔3〕 略〕

三 当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 〔略〕

四 当該認可に係る他業銀行業高度化等会社又は外国の銀行業高度化等会社（次項において「他業銀行業高度化等会社等」という。）に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、

算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕～〔3〕 同上〕

ハ 株式交付により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕～〔3〕 同上〕

三 〔同上〕

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 〔同上〕

四 当該認可に係る銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 同上〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書

財産及び損益の状況を知ることができる書面

二 「略」

五 当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時ににおいて、申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請に係る他業銀行業高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等がその業務を的確

面

二 「同上」

五 当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

一 当該申請の時ににおいて、申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 当該認可に係る銀行業高度化等会社等がその業務を的確かつ公

かつ公正に遂行することができること。

四 当該申請をした銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

五 当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

六 当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等の顧客に対し、当該銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業銀行業高度化等会社等の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

正に遂行することができること。

四 当該申請をした銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

六 当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、当該銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

七 当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る他業銀行業高度化等会社等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該他業銀行業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第四項ただし書の認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた他業銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第十二項において準用する同条第三項の認可（他業銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十五項の認可について準用する。

5 法第二十一条の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号及び第五号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行持株会社及びその子会社に類する者）

第三十四条の十九の三 法第五十二条の二十三の二第一項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社の子会社

七 当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第八項において準用する同条第六項の規定による認可（銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第九項の規定による認可について準用する。

5 法第二十一条の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）第二項第一号、第四号及び第五号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行持株会社及びその子会社に類する者）

第三十四条の十九の三 法第五十二条の二十三の二第一項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、第三十四条の十六第一項各

等（当該銀行持株会社の子会社（銀行並びに法第五十二条の二十
三第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。）を除く。）と
する。

（特例子会社対象業務を営む会社を持株特定子会社とすることに
ついでの認可の申請等）

第三十四条の十九の五 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の
二第三項の規定による特例子会社対象業務会社（同条第一項各号
に掲げる会社をいう。以下この条及び第三十五条第三項第十六号
において同じ。）を持株特定子会社（法第五十二条の二十三の二
第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条並びに第三
十四条の十九の九第一項第一号及び第二項において同じ。）とす
ることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次
に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 株式交換により特例子会社対象業務会社を持株特定子会社
とする場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 略〕

ニ 株式交付により特例子会社対象業務会社を持株特定子会社
とする場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 略〕

号に掲げるものとする。

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認
可の申請等）

第三十四条の十九の五 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の
二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定す
る特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持
株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以
下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けよう
とするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長
官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とす
る場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 同上〕

ニ 株式交付により特例子会社対象会社を持株特定子会社とす
る場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 同上〕

- 三 当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面
- イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ロ 「略」
- 四 当該認可に係る特例子会社対象業務会社に関する次に掲げる書面
- 「イ・ロ 略」
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ニ 「略」
- 五 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請の時にいて申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

- 三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）に関する次に掲げる書面
- イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ロ 「同上」
- 四 当該認可に係る特例子会社対象会社に関する次に掲げる書面
- 「イ・ロ 同上」
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面
- ニ 「同上」
- 五 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 「同上」
- 一 当該申請の時にいて申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請の時に申請をした銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第十七条の五第一項第三号に規定する連結自己資本比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三 申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る特例子会社対象業務会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該認可に係る特例子会社対象業務会社^{（一）}がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五 申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社が当該認可に係る特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とした後も当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三の二第四項ただし書の認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十二条の二十三の二第五項において準

二 当該申請の時に申請をした銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第十七条の五第一項第三号に規定する連結自己資本比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象業務会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三 申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る特例子会社対象業務会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該認可に係る特例子会社対象会社^{（一）}がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五 申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社が当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三の二第五項ただし書の規定による認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十二条の二十三の二第六項の規定によ

用する同条第三項の認可について準用する。

(特例銀行業高度化等業務)

第三十四条の十九の六 法第五十二条の二十三の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社として行う事業とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行持株会社の子会社である銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

る認可について準用する。

「条を加える。」

-
- 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行持株会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行持株会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
 - 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
 - 七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
 - 八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの
 - 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（特例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社に係る認定

の申請等)

第三十四条の十九の七

銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の

二第七項の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。

一 理由書

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社の集団における業務の適正を確保するための体制を記載した書面

ロ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名、氏名又は名称及び略歴を記載した書面

三 当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（第十七条の五第一項第三号ロに規定する

「条を加える。」

連結自己資本比率をいう。)並びに当該銀行の単体自己資本比率(次項第一号において「自己資本比率等」という。)を記載した書面

四 その他法第五十二条の二十三の二第七項の認定に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 法第五十二条の二十三の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 自己資本比率等が金融庁長官が定める比率以上であること。

二 当該銀行持株会社及びその子会社の集団における業務の適正を確保するための体制が適切に整備されていること。

三 当該銀行持株会社が指名委員会等設置会社であること又は当該銀行持株会社の取締役が占める当該銀行持株会社の株主との利益が相反するおそれのない社外取締役(会社法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。)の割合が三分の一以上であること。

(届出)

第三十四条の十九の八 認定銀行持株会社(法第五十二条の二十三の二第六項に規定する認定銀行持株会社をいう。)は、同条第八項及び第九項ただし書の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 特例銀行業高度化等業務(法第五十二条の二十三の二第六項

「条を加える。」

に規定する特例銀行業高度化等業務をいう。第三十五条第三項第十四号において同じ。)を専ら営む会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 当該特例銀行業高度化等業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

二 その他参考となるべき事項を記載した書面

(銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件)

第三十四条の十九の九 法第五十二条の二十三の二第十項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の四に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 持株特定子会社が第三十四条の十九の四に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

〔二・三 略〕

2 法第五十二条の二十三の二第十項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の六第二号に掲げる業務に係るも

(銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件)

第三十四条の十九の六 法第五十二条の二十三の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の四に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第三十四条の十九の四に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

〔二・三 同上〕

〔項を加える。〕

のは、持株特定子会社が同号に掲げる業務の結果として保有する商品及び役務の用に供する物品（第四項において「物品等」という。）の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこととする。

3 第一項第一号に規定する商品の額は時価によるものとする。ただし、当該商品の額の合計額が当該商品を取得したときの価額（当該商品の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合にあつては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額とする。

4 第二項に規定する物品等の額は当該物品等を取得したときの価額（当該物品等の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合にあつては、当該処理をした額を差し引いた金額）によるものとする。

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〇八 略」

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条の十六第十項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十一項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議

2 前項第一号に規定する商品の額は時価によるものとする。ただし、当該商品の額の合計額が当該商品を取得したときの価額（当該商品の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合において、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額とする。

「項を加える。」

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 「同上」

「一〇八 同上」

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条の十六第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決

決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「略」

〔2・3 略〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

〔2・3 略〕

（特例対象会社）

第三十四条の二十三の二 法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行持株会社の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第三十五条第三項第十四号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とし

権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「同上」

〔2・3 同上〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第六項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

〔2・3 同上〕

（特例対象会社）

第三十四条の二十三の二 法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とし

た会社であつて、第三十四条の十六第四項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

2

前項に規定する会社のほか、会社（銀行持株会社の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第三十四条の二十第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

た会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第十七条の三第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

「項を加える。」

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該銀行持株会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超えないものに限る。）とする。

5 法第十二条第十一項の規定は、前三項に規定する議決権について

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等であつて、当該会社の議決権を、当該銀行持株会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第十二条第十一項の規定は、前二項に規定する議決権について

準用する。

(特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を引き続き持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の二十八の三 第三十四条の十九第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の三十四の二第二項の認可について準用する。

2 法第二条第十一項の規定は、前項において準用する第三十四条の十九第一項第五号に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔六〇十二 略〕

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社

準用する。

〔条を加える。〕

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔六〇十二 同上〕

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社

をいい、銀行業高度化等会社（第三十四条の十八の二に規定する会社を除く。）を除く。次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面

十三の二 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

〔十四・十五 略〕

〔2・3 略〕

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

をいい、銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面

十三の二 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

〔十四・十五 同上〕

〔2・3 同上〕

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第三十四条の三十 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔六〇十四 略〕

十四の二 当該会社分割により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

〔十五・十六 略〕

〔2・3 略〕

(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〇十 略〕

十の二 当該事業の譲渡により他業銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該

〔六〇十四 同上〕

十四の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

〔十五・十六 同上〕

〔2・3 同上〕

(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〇十 同上〕

十の二 当該事業の譲渡により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社

会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

〔十一・十二 略〕

〔2・3 略〕

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇五 略〕

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）であることその

に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

〔十一・十二 同上〕

〔2・3 同上〕

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 「同上」

〔一〇五 同上〕

六 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）であることその他

他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合及び所属銀行から地域における人口の減少等に伴う当該所属銀行の営業所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて銀行代理業を営む場合を除く。）。

〔二・ホ 略〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、銀行代理業として行う法第二条第十四項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと）。

イ 所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

〔二・ホ 同上〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、銀行代理業として行う法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

〔号の細分を削る。〕

(銀行に対する意見聴取等)

第三十四条の六十六 法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(銀行に対する意見聴取等)

第三十四条の六十六 「同上」

めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 「略」

二 当該申請をしようとする者は、全ての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（届出事項）

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〜七 略」

八 銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する

一 「同上」

二 当該申請をしようとする者は、全ての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

〔2・3 同上〕

「項を加える。」

（届出事項）

第三十五条 「同上」

「一〜七 同上」

八 銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定

会社。第十二号において同じ。）とした場合（法第五十三条第一項第二号の規定又は第十号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

九 法第十六条の二第四項の認可を受けて銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業銀行業高度化等会社又は同項の認可を受けて銀行が子会社として外国の銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十五号に該当する場合を除く。）

十 子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次号及び第十九号において同じ。）

〔以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第五十三条第一項第三号に該当する場合を除く。）

十一 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第五十三条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第八号に該当する場合を除く。）

〔号を削る。〕

十二 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場

する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第五十三条第一項第二号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

〔号を加える。〕

八の二 法第十六条の二第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

〔号を加える。〕

九 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所的位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第五十三条第一項第三号の場合を除く。）

合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第五十三条第一項第三号又は次号に該当する場合を除く。）

十三 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

〔号を削る。〕

十四 法第十六条の第十四項の承認を受けた事項を実行した場合（法第五十三条第一項第三号に該当する場合を除く。）

十五 第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（銀行の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の二第四項の認可を受けて銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社である場合を除く。）

十六 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十七 銀行又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業銀行業高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決

十の二 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十の三 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。）の議決権を合算し

権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該銀行の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）

〔号を削る。〕

十八 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

十九 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該銀行の子会社及び外国

てその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第五十三条第一項第二号の規定により届出をしなければならぬ場合並びに第十四号に該当する場合を除く。）

十三 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第十五号に該当する場合を除く。）

十四 第十四条の四に規定する子法人等又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の二第七項の規定による認可に伴い銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十五 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十六 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該銀行の子会社及び外国の会社を除

の会社を除く。)又は銀行の特殊関係者(子会社対象会社に限る。)が当該子会社対象会社以外の子会社対象銀行等(法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。次号において同じ。)に該当する会社となつたことを知つた場合(法第五十三条第一項第五号に該当する場合を除く。)

二十 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象銀行等(当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。)又は銀行の特殊関係者(子会社対象銀行等に限る。)が当該子会社対象銀行等に該当しない会社となつたことを知つた場合(前号に該当する場合を除く。)

二十一 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社(当該銀行の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。)又は銀行の特殊関係者(同号に掲げる会社(他業銀行業高度化等会社を除く。)に限る。)が他業銀行業高度化等会社となつたことを知つた場合

二十二・二十三 「略」

二十四 法第五十二条の二第三項の規定による届出を行つた銀行が、所属外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を終了しようとする場合

二十五・二十九 「略」

三十 銀行及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益

く。)又は銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

「号を加える。」

「号を加える。」

十六の二・十六の三 「同上」

「号を加える。」

十六の四・十九 「同上」

二十 銀行及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益

及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等（当該銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第四十二号及び第四十三号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

三十一 「略」

三十二 劣後特約付金銭消費貸借（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第二十一号及び第二十二号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに同項第二十一号及び第二十二号において同じ。）を発行しようとする場合

三十三・三十四 「略」

三十五 会社法第六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第三項第二十四号において同じ。）を取得しようとする場合

三十六 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第二十五号において同じ。）の全部を取得しようとする場合

三十七 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第一百三十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第二十六号において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合

及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等（当該銀行の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十一 「同上」

二十二 劣後特約付金銭消費貸借（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。）を発行しようとする場合

二十三・二十四 「同上」

二十四の二 会社法第六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第三項第十八号の三において同じ。）を取得しようとする場合

二十四の三 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第三項第十八号の四において同じ。）の全部を取得しようとする場合

二十四の四 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第一百三十三条第四項に規定する自己株式をいう。第三項第十八号の五において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとする場合

三十八 銀行、その子会社又は業務の委託先（第八項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

三十九・四十 「略」

「号を削る。」

四十一～四十三 「略」

2 「略」

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一～四 略」

四の二 第三十四条の十四の四第二項に規定する業務を行おうとする場合

五 銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第三十四条の十七第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第九号において同じ。）とした場合（法第五十三条第三項第三号の規定又は第七号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

六 法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権

二十五 銀行、その子会社又は業務の委託先（第七項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

二十六・二十七 「同上」

二十八 削除

二十九～三十一 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一～四 同上」

「号を加える。」

五 銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第三十四条の十七第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第五十三条第三項第三号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

「号を加える。」

を保有する他業銀行業高度化等会社又は同項の認可を受けて銀行持株会社が子会社としている外国の銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十二号に該当する場合を除く。）

七 子会社対象会社（法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次号及び第十六号において同じ。）以外の外国の会社（法第五十二条の二十三の第二十項に規定する特例子会社対象会社を除き、法第五十二条の二十三第五項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第六項において準用する同条第三項又は同条第十項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第五十三条第三項第四号に該当する場合を除く。）

八 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第五十三条第三項第四号又は第七号に該当する場合及び第五号に該当する場合を除く。）

九 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所的位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第五十三条第三項第二号若しくは第四号又は次号に該当する場合を除く。）

十 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を

五の二 法第五十二条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第八号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

「号を加える。」

六 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所的位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第五十三条第三項第二号及び第四号の場合を除く。）

六の二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権

超えて保有する他業銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合
〔号を削る。〕

十一 法第五十二条の二十三第十三項の承認を受けた事項を履行した場合（法第五十三条第三項第四号に該当する場合を除く。）

十二 第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（銀行持株会社の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社である場合を除く。）

十三 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十四 銀行持株会社又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業銀行業高度化等会社、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超え

数を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

六の三 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

七 銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有

て取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該銀行持株会社の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）

〔号を削る。〕

十五 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

十六 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数

した場合

八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第五十三条第三項第三号の規定により届出をしなければならぬ場合並びに第十号に該当する場合を除く。）

九 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第十一号に該当する場合を除く。）

十 第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四に規定する子法人等又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいづれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十二条の二十三第六項の規定による認可に伴い銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十一 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数

を超えて議決権を保有する子会社対象会社若しくは特例子会社対象業務会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。以下この号において「子会社対象会社等」という。）又は銀行持株会社の特殊関係者（子会社対象会社等に限る。）が当該子会社対象会社等以外の子会社対象銀行等（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等をいう。次号において同じ。）又は特例子会社対象業務会社に該当する会社となつたことを知つた場合（法第五十二条の二十三の二第八項の規定による届出をした場合及び法第五十三条第三項第七号に該当する場合を除く。）

十七 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象銀行等（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者（子会社対象銀行等に限る。）が当該子会社対象銀行等に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

十八 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第五十二条の二十三第一項第十四号に掲げる会社（当該銀行持株会社の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業銀行業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業銀行業高度化等会社となつたことを知つた場合

「号を削る。」

を超えて議決権を保有する会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

「号を加える。」

「号を加える。」

十三及び十四 削除

十九 銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等（当該銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十～二十八 「略」

「号を削る。」

二十九～三十一 「略」

〔4・5 略〕

6 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の五又は第二十九号に掲げる場合 次に掲げる書面

「イ」ホ 略」

二 第一項第二十二号に掲げる場合 第三十四条の二第五項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

十五 銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等（当該銀行持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第二十三号及び第二十四号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十六～二十 「同上」

二十一 削除

二十二～二十四 「同上」

〔4・5 同上〕

6 「同上」

一 第一項第六号の五又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面

「イ」ホ 同上」

二 第一項第十六号の二に掲げる場合 第三十四条の二第五項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

| | |
|--|--|
| <p>三 第一項第四十一号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書</p> <p>四 第三項第四号の二に掲げる場合 行おうとする業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面</p> <p>五 第三項第二十九号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書</p> <p>六 「略」</p> <p>7 次に掲げる届出は、半期ごと一括して行うことができる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 第一項第十一号又は第三項第八号に該当するときの届出</p> <p>四 「略」</p> <p>8 第一項第三十八号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>「一〜五 略」</p> <p>9 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>一 第一項第三十八号及び第四項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日</p> <p>二 「略」</p> | <p>三 第一項第二十九号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四 第三項第二十二号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書</p> <p>五 「同上」</p> <p>7 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 「同上」</p> <p>8 第一項第二十五号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>「一〜五 同上」</p> <p>9 「同上」</p> <p>一 第一項第二十五号及び第四項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日</p> <p>二 「同上」</p> |
|--|--|

10 第一項第十八号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第十五号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

11 第一項第十七号から第二十一号までに掲げる場合において、第十七条の二第二項に規定する新規事業分野開拓会社等又は同項に規定する事業再生会社（同条第七項に定める要件に該当するものに限る。）による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第十四号から第十八号までに掲げる場合において、第三十四条の十六第十項に規定する新規事業分野開拓会社等又は同項に規定する事業再生会社（同条第五項に定める要件に該当するものに限る。）による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

12 法第二条第十一項の規定は、第一項第八号、第九号、第十三号、第十五号及び第十七号から第二十一号まで、第三項第五号、第六号、第十号、第十二号及び第十四号から第十八号まで並びに前

10 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。
「項を加える。」

11 法第二条第十一項の規定は、第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権並びに第三項第六号の二から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

二項に規定する議決権について準用する。

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

中間業務報告書
第 期中 (年 月 日から)
銀行持株会社名 年 月 日

金融庁長官 殿

住所
会社名
代表取締役氏名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

【第 1・第 2 略】

(記載上の注意)

【1～6 略】

第 1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書

1 【略】

2 子会社等の状況

【(1)・(2) 略】

(3) 子会社等の概況

【表略】

(記載上の注意)

1 【略】

2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第

3 項 (同条第 6 項において進用する場合を含む。)の規定に基づき金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づき金融庁長官への届出年月日を記載すること。

(4) 【略】

【3～5 略】

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

中間業務報告書
第 期中 (年 月 日から)
銀行持株会社名 年 月 日

金融庁長官 殿

住所
会社名
代表取締役氏名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

【第 1・第 2 同左】

(記載上の注意)

【1～6 同左】

第 1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書

1 【同左】

2 子会社等の状況

【(1)・(2) 同左】

(3) 子会社等の概況

【同左】

(記載上の注意)

1 【同左】

2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づき金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づき金融庁長官への届出年月日を記載すること。

(4) 【同左】

【3～5 同左】

第2 [略]

別紙様式第12号(第34条の24第2項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 第 期 [年 月 日から
 年 月 日まで]
 銀 行 持 株 会 社 名
 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 会 社 名
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]
 (記載上の注意)
 [1～6 略]

第1 第 期中 [年 月 日から] 事業概況書

- 1 [略]
- 2 子会社等の状況
 [(1)・(2) 略]
- (3) 子会社等の概況
 [表略]

- 1 [略]
- 2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第52条の23第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき金融庁長官の認可年月日又は同法第53条第3項第3号の規定に基づき金融庁長官への届出年月日を記載すること。

第2 [同左]

別紙様式第12号(第34条の24第2項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 第 期 [年 月 日から
 年 月 日まで]
 銀 行 持 株 会 社 名
 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
 会 社 名
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]
 (記載上の注意)
 [1～6 同左]

第1 第 期中 [年 月 日から] 事業概況書

- 1 [同左]
- 2 子会社等の状況
 [(1)・(2) 同左]
- (3) 子会社等の概況
 [同左]

- 1 [同左]
- 2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第52条の23第6項の規定に基づき金融庁長官の認可年月日又は同法第53条第3項第3号の規定に基づき金融庁長官への届出年月日を記載すること。

〔(4)・(5) 略〕
〔3～8 略〕

第 2 〔略〕

別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係)

〔略〕

(記載上の注意)

〔1～3 略〕

4 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、改正法附則第 3 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされた銀行代理業者である旨を表示すること。

5 金融機関の合併及び転換に関する法律第 51 条の 2 第 1 項 (同法第 67 条において準用する場合を含む。以下 5 において同じ。) の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第 51 条の 2 第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされた銀行代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第 18 号 (第 34 条の 59 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

銀行代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

〔(4)・(5) 同左〕
〔3～8 同左〕

第 2 〔同左〕

別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係)

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～3 同左〕

4 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、改正法附則第 3 条第 1 項の規定により許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、同項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けたものとみなされた銀行代理業者である旨を表示すること。
〔加える。〕

別紙様式第 18 号 (第 34 条の 59 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

銀行代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

【略】

【1～5 略】

6 銀行代理業の実施状況

(1) 【略】

(2) 貸出金関係

① 【略】

②媒介

【表略】

(記載上の注意)

【1～3 略】

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（銀行法施行規則第 34 条の 37 第 6 号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
【(3)・(4) 略】

別紙様式第 19 号（第 34 条の 59 第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

銀行代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

【略】

【1～5 略】

6 銀行代理業の実施状況

(1) 【略】

(2) 貸出金関係

【同左】

【1～5 同左】

6 銀行代理業の実施状況

(1) 【同左】

(2) 貸出金関係

① 【同左】

②媒介

【同左】

(記載上の注意)

【1～3 同左】

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（銀行法施行規則第 34 条の 37 第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
【(3)・(4) 同左】

別紙様式第 19 号（第 34 条の 59 第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

銀行代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

【同左】

【1～5 同左】

6 銀行代理業の実施状況

(1) 【同左】

(2) 貸出金関係

| | |
|---|--|
| <p>① 略] 略]</p> <p>②媒介 [表略] (記載上の注意) [1～3 略]</p> <p>4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(銀行 法施行規則第 34 条の 37 第6号へに規定する規格化された貸付商品をい う。)の件数及び媒介額を内書すること。 [(3)・(4) 略]</p> | <p>① 同左]</p> <p>②媒介 [同左] (記載上の注意) [1～3 同左]</p> <p>4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(銀行 法施行規則第 34 条の 37 第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をい う。)の件数及び媒介額を内書すること。 [(3)・(4) 同左]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | |

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第二条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（法令違反等事実の通知）</p> <p>第七条 監査証明を行うに当たり特定発行者（法第九十三條の二第一項に規定する特定発行者をいう。第九條第一項第二号において同じ。）における法令違反等事実（法第九十三條の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を書面又は次條に定める方法により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第九十三條の三第一項に規定する適切な措置をとることに ついて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならぬ。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第八条 法第九十三條の三各項に規定する内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。</p> <p>（意見の申出の手續）</p> <p>第九条 「略」</p> | <p>（法令違反等事実の通知）</p> <p>第七条 監査証明を行うに当たり特定発行者（法第九十三條の二第一項に規定する特定発行者をいう。次條において同じ。）における法令違反等事実（法第九十三條の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を記載した書面により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第九十三條の三第一項に規定する適切な措置をとることに ついて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p> <p>（意見の申出の手續）</p> <p>第八条 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(金融機関の合併及び転換の手續等に関する内閣府令の一部改正)

第三条 金融機関の合併及び転換の手續等に関する内閣府令(昭和四十三年大蔵省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「二〇十一 略」</p> <p>十二 最終事業年度 次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に 応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。</p> <p>「イ〇ハ 略」</p> <p>ニ 信用協同組合 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号。以下「協同組合金融事業法」という。)第五条の七第一項に規定する各事業年度に係る計算書類を作成した場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの</p> <p>十三 計算書類 次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に 応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。</p> <p>「イ〇ハ 略」</p> <p>ニ 信用協同組合 協同組合金融事業法第五条の七第一項に規定する計算書類</p> <p>十四 計算書類等 次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に 応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。</p> <p>「イ〇ハ 略」</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「二〇十一 同上」</p> <p>十二 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p> <p>ニ 信用協同組合 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第五条の七第一項に規定する各事業年度に係る計算書類を作成した場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの</p> <p>十三 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p> <p>ニ 信用協同組合 協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第一項に規定する計算書類</p> <p>十四 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p> |

二 信用協同組合 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びに監事の監査の報告（協同組合金融事業法第五条の八第三項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査人の監査の報告を含む。）

〔十五〕十七 略〕

（合併認可申請書の添付書類）

第二十二条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百四十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

〔一〕五 略〕

五の二 法第二十六条第二項、法第三十一条において準用する法第二十六条第二項（第二号口を除く。）、法第三十八条第二項又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二項（第二号口を除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六条第三項（法第三十一条において準用する場合を含む。）又は第三十八条第三項（法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をし

二 信用協同組合 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びに監事の監査の報告（協同組合による金融事業に関する法律第五条の八第三項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査人の監査の報告を含む。）

〔十五〕十七 同上〕

（合併認可申請書の添付書類）

第二十二条 「同上」

〔一〕五 同上〕

五の二 法第二十六条第二項、第三十一条において準用する法第二十六条第二項（第二号口を除く。）、第三十八条第二項又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二項（第二号口を除く。）の規定による公告及び催告（法第二十六条第三項（法第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十八条第三項（法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があ

たこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔六〇十六 略〕

十七 消滅金融機関を所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫又は協同組合金融事業法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者又は協同組合金融事業法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）があるときは、その商号、名称又は氏名及び当該銀行代理業者等が吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等となるかどうかの別を記載した書面

十八 消滅金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があると

るときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔六〇十六 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

きは、当該消滅金融機関が、当該合併に際し、当該銀行代理業者等が営み、又は行う銀行代理業等（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業又は協同組合金融事業法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。次条第十四号において同じ。）に係る業務に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じていることを記載した書面

十九 消滅金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等（信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業、労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業又は協同組合金融事業法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下この号及び次条第十五号において同じ。）に係る契約を締結している者があるときは、その商号、名称又は氏名及び吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等に係る契約を締結するかどうかの別を記載した書面

二十 「略」

（転換認可申請書の添付書類）

第二十三条 令第二条に規定する内閣府令で定める書類は、転換の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

「号を加える。」

十七 「同上」

（転換認可申請書の添付書類）

第二十三条 「同上」

「一〇九 略」

十 法第六条第五項において準用する同条第一項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十一 法第六条第五項において準用する同条第二項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十二 「略」

十三 転換前の金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があるときは、その商号、名称又は氏名及び当該銀行代理業者等が転換後金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等となるかどうかの別を記載した書面

十四 転換前の金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があるときは、当該転換前の金融機関が、当該転換に際し、当該銀行代理業者等が営み、又は行う銀行代理業務に係る業務に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じていることを記載した書面

十五 転換前の金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等に係る契約を締結している者があるときは、その商号、名称又は氏名及び転換後金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等に係る契約を締結するかどうかの別を記載した書面

十六 「略」

(業務の継続の特例に係る承認申請書の添付書類)

第二十四条 令第三条第一項第四号(同条第三項において準用する

「一〇九 同上」

十 法第六条第四項において準用する同条第一項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十一 法第六条第四項において準用する同条第二項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十二 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

十三 「同上」

(業務の継続の承認申請書の添付書類)

第二十四条 令第三条第一項第四号(同条第二項において準用する

場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、合併又は転換時における法第六条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官(吸収合併継続金融機関若しくは新設合併設立金融機関又は転換後金融機関が労働金庫である場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣。次項及び第三十条第一項において同じ。)が必要と認める事項を記載した書面とする。

2 令第三条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、法第六条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による同条第三項に規定する計画の変更の承認の申請時における同項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

(經由官庁)

第二十九条 協同組織金融機関は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請書その他の書類(以下この条において「申請書等」という。)を金融庁長官に提出するときは、当該協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務

場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、合併又は転換時における法第六条第三項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

「項を加える。」

(經由官庁)

第二十九条 協同組織金融機関は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請書その他の書類(以下この条において「申請書等」という。)を金融庁長官に提出するときは、当該協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務

所長とする。)を経由して提出しなければならない。

2
〔略〕

(標準処理期間)

第三十条 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、前条第一項に規定する官庁を経由する場合にあつては、当該官庁に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
〔略〕

務所長とする。)を経由して提出しなければならない。

2
〔同上〕

(標準処理期間)

第三十条 金融庁長官(法第五条第七項及び第六十八条第四項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣)、財務局長又は福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、前条第一項に規定する官庁を経由する場合にあつては、当該官庁に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(同項に規定する書類を含む。以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔3〕7 略</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十八条の三 〔略〕</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔3〕6 略</p> | <p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔3〕7 同上</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十八条の三 〔同上〕</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔3〕6 同上</p> |
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | |

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(四半期報告書の記載内容等) 第十七条の十五 「略」</p> <p>2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十六項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二条の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）</p> <p>三 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>(有価証券通知書等の提出先)</p> | <p>(四半期報告書の記載内容等) 第十七条の十五 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第一項に定める業務（同法第二条第十六項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二条の三十八第一項に定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）</p> <p>三 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>(有価証券通知書等の提出先)</p> |

第二十条 「略」

2 「略」

3 親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならぬ。

4 「略」

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（同項に規定する書類を含む。以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

「一・二 略」

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるところは、次に掲げる方法とする。

「一・二 略」

「3 7 略」

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十条 「同上」

2 「同上」

3 親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。次条第一項第二号、第二十二條第一項第二号及び同条第三項において同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならぬ。

4 「同上」

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

「一・二 同上」

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるところは、次に掲げる方法とする。

「一・二 同上」

「3 7 同上」

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の三 「略」

2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

「一・二 略」

「3 6 略」

（親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十四条 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令

で定める場合は、同項に規定する親会社等状況報告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする親会社等において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、提出子会社に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 親会社等の使用に係る電子計算機と提出子会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提出子会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提出子会社の閲覧に供し、当該提出子会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合

第二十三条の三 「同上」

2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

「一・二 同上」

「3 6 同上」

「条を加える。」

| | |
|--|---------------------------|
| <p>にあつては、親会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、提出子会社がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、親会社等の使用に係る電子計算機と、提出子会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第二項各号に掲げる方法のうち親会社等が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 第一項の規定による同意を得た親会社等は、提出子会社から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該提出子会社に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該提出子会社が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。</p> | <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> |
|--|---------------------------|

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第六条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三十七号の二第一項、第三百三十七号の三第三号、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>(定款の変更等の認可を要しない場合)</p> <p>第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>「イ〜ニ 略」</p> | <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三百三十七号の二第一項、第三百三十七号の三第三号、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>(定款の変更等の認可を要しない場合)</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ〜ニ 同上」</p> |

ホ 法第五十四条の二第一項の認可を受けて行う同項各号に掲げる業務

ヘ 「略」

ト 法第五十四条第三項の認可を受けて行う会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四条の二の四第三項の認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ 法第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項ただし書の認可を受けた認可対象会社（同条第三項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき。

ハ 法第五十四条の二十三第十七項各号に該当するとき。

ニ 銀行法第三十七条第一項の認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ホ 「略」

〔三・四 略〕

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

ホ 法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けて行う同項各号に掲げる業務

ヘ 「同上」

ト 法第五十四条第三項の規定による認可を受けて行う会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

二 「同上」

イ 法第五十四条の二の四第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ 法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六項の規定による認可を受けた認可対象会社（法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六項に規定する認可対象会社をいう。第五十三条第四項第一号イを除き、以下同じ。）を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき

「号の細分を加える。」

ハ 銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ニ 「同上」

〔三・四 同上〕

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第九項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第五項並びに第六十四条第十項、第六十六条第十一项、第六十六条の二第五項、第六十八条第三項、第六十九条の二第五項、第七十条第十六項、第八十条第三項、第八十六条第三項及び第一百条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権に含まな
いものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第六十九条の二第一項第一号及び第七十条第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 略〕

〔2〕4 略〕

第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第五項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九条の二第四項、第七十条第十三項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第六十九条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 同上〕

〔2〕4 同上〕

(役員等の兼職又は兼業の認可の申請等)

第十九条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人(次項において「金庫の役員等」という。)は、法第三十五条第一項ただし書の規定により、他の金庫若しくは法人(以下この条において「他の金庫等」という。)の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該金庫を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 他の金庫等の常務に従事しようとする場合には、当該他の金庫等における常務の処理方法及び金庫と当該他の金庫等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の金庫等の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)、及び剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〇七 略〕

2

〔略〕

3 第一項の規定による金庫に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面(以下この項において「認可申請書等」という。)(の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成

(役員等の兼職又は兼業の認可の申請等)

第十九条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 他の金庫等の常務に従事しようとする場合には、当該他の金庫等における常務の処理方法及び金庫と当該他の金庫等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の金庫等の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)(その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〇七 同上〕

2

〔同上〕

〔項を加える。〕

されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

(責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等)

第三十八条の二 法第三十九条第四項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事が同条第七項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類(法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。)には、責任を免除した役員等に与える前条第二項各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

(臨時総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第四十条の二 法第四十三条第四項(法第六十三条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、第二条第一項第二号に掲げる方法とする。

(招集の決定事項)

第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項(定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

(責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等)

第三十八条の二 法第三十九条第四項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事が同条第七項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類(法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。)には、責任を免除した役員等に与える前条第四項各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

〔条を加える。〕

(招集の決定事項)

第四十二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

「イ」ホ 略

へ 一の会員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

〔(1)・(2) 略〕

四 法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十六条第一項の規定による議決権行使書の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 「略」

〔五・六 略〕

（総会参考書類）

第四十三条 「略」

2 理事は、総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知を発売した日から総会の前日までの間に修正すべき事情が生じた場

「イ」ホ 同上

へ 一の会員が同一の議案につき次に掲げる区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

〔(1)・(2) 同上〕

四 「同上」

イ 法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十六条の規定による議決権行使書の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 「同上」

〔五・六 同上〕

（総会参考書類）

第四十三条 「同上」

2 理事が総会参考書類に記載すべき事項について招集通知を発売した日から総会までの間に修正すべき事情が生じた場合における

合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(信用金庫の付随業務)

第五十条 「略」

〔2〕5 略〕

6 法第五十三条第三項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 「略」

二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第六十四条第三項第四号において同じ。）に係る取引

〔7〕12 略〕

13 法第五十三条第三項第二十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該信用金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫の同条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されなるときにおいても、当該信用金庫の業

修正後の事項を会員総会の前日までの間に修正すべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(信用金庫の付随業務)

第五十条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第六十四条第五項第四号において同じ。）に係る取引

〔7〕12 同上〕

〔項を加える。〕

務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。
）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。
）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第五十三条第十二項第二号、第六十四条第四項第三号及び第六十六条の三第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプロ

プログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 当該信用金庫の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

（信用金庫連合会の付随業務）

第五十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる外国銀行の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

一 当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受けてその子会社として行っている外国銀行

イ 法第五十四条の二十三第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可

（信用金庫連合会の付随業務）

第五十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

イ 法第五十四条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第六項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可

可

ロ 法第五十四条の二十三第五項ただし書の認可

ハ 法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の認可

二 「略」

〔5〕11 略

12 法第五十四条第四項第二十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該信用金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫連合会の同条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないうちにおいても、当該信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 経営相談等業務

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫連合会の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

ロ 法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四

条の二十一第四項ただし書に規定する認可

ハ 法第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項に規定する認可

二 「同上」

〔5〕11 同上

「項を加える。」

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用金庫連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用金庫連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 当該信用金庫連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

13
「略」

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号に規定する信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に規定する信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、信用金庫の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を含む）、信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の子会社（同項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）を

12
「同上」

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号に規定する信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に規定する信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

除く。)とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

-
- 一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行（当該信用金庫連合会の子会社のうち、法第五十四条の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）
- 二 当該金庫又は当該金庫の金庫集団及び次に掲げる者
- イ 信用金庫等
- ロ 信用金庫等集団
- ハ 銀行等持株会社集団
- 2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。
- 一 信用金庫等 次に掲げる者
- イ 金庫（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行を含む。）
- ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十四条の二十一第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）
- ハ 信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会及び当該連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）
-

二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第四百九条第二項を除き、以下同じ。））、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。））又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。））（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ヘ 株式会社商工組合中央金庫

二 信用金庫等集団 前号に規定する信用金庫等及びその子会社の集団又は当該信用金庫等の子銀行（当該信用金庫等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該信用金庫等の子銀行以外の子会社の子会社

「項を削る。」

2 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

- 一 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析

集団

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び信用金庫等の子会社について準用する。

4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。

- 一 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

〔号を削る。〕

七 他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（第八十条及び第三十条第二項第二号において「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十二 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次

ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

その他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 「略」

二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第五十四条の二十三第一項第一号に規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは信用金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

〔二十五・二十六 略〕

3 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 「同上」

二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第五十四条の二十三第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは信用金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

〔二十五・二十六 同上〕

5 〔同上〕

一 金庫の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第三百条第三項及び第四百四十三条第四号ニ（6）において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第三百条第三項及び第四百四十三条第四号ニ（6）において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第三百条第三項及び第四百四十三条第四号ニ（7）において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第三百条第三項及び第四百四十三条第四号ニ（7）において同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第三百条第三項及び第四百四十三条第四号ニ（7）において同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第三百条第三項及び第四百四十三条第四号ニ（7）において同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の五に

一 金庫の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

掲げる業務に該当するものを除く。)又は農林中央金庫の業務

(同号に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一 四 「略」

一 五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

一 六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第一号から第一号の三までに掲げる業務に該当するものを除く。)

【二の二・二の三 略】

三 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務(法第五十三条第三項第七号、第七号の二、第十七号及び第二十条又は第五十四条第四項第七号、第七号の二、第十七号及び第

一 四 「同上」

一 五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一 六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。)

【二の二・二の三 同上】

三 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務(法第五十三条第三項第七号、第七号の二及び第十七号又は第五十四条第四項第七号、第七号の二及び第十七号に掲げる業務、

二十号に掲げる業務、有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三の二〇十四 略〕

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 経営相談等業務

〔十六・十七 略〕

十八 主として子会社対象会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの

有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三の二〇十四 同上〕

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

〔十六・十七 同上〕

十八 主として子会社対象会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴

販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務(第三十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

〔十八の三〇二十一 略〕

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言(第十九号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十三 〔略〕

二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)の保険業(同条第一項に規定する保険業をいう。第七十条第一項第二号及び第四百四条第一項第三号において同じ。)に係る業務の代理(第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

〔二十五〇三十一 略〕

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

〔三十三・三十四 略〕

三十五 財産の管理に関する業務(当該業務を営む会社の議決権を保有する信用金庫連合会(当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合に限り、当該信用金庫連合会の子会社が当該議決権を保有する場合

い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務(第三十二号に該当するものを除く。)

〔十八の三〇二十一 同上〕

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言(第十九号及び前号に該当するものを除く。)

二十三 〔同上〕

二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)の保険業に係る業務の代理(第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

〔二十五〇三十一 同上〕

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

〔三十三・三十四 同上〕

三十五 財産の管理に関する業務(第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等(法第五十四条の二十三第二項第八号に規定する「信託子会社等」をいう。以下同じ。))が受託する信託財産と同じ種

における当該信用金庫連合会を含む。)又は当該業務を営む会社の議決権を保有する信用金庫連合会(その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用金庫連合会を含む。)が子会社とする信託専門会社等(信託兼営銀行、法第五十四条の二十三第一項第五号に規定する信託専門会社又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。)を営む外国の会社をいう。以下同じ。)が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うもの(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)及び当該財産の管理に関する業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(当該業務を行う会社の議決権を保有する信用金庫連合会(その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用金庫連合会を含む。)の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合(当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。))における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るもの(第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)

類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする信用金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

〔三十七〜三十九 略〕

4 法第五十四条の二十一第一項第五号に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項及び第六十六条の三において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。第六十六条の三において同じ。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該信用金庫の法第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該信用金庫の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該信用金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに

〔三十七〜三十九 同上〕

〔項を加える。〕

-
- 限る。)
- 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該信用金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該信用金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号及び第六十六条の三第七号において同じ。)の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
- 八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社(法第五十四条の二十一第一項第二号から第五号までに掲げる会社を除く。)が営むことができるもの
-

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

5 法第五十四条の二十一第三項に規定する内閣府令で定める会社は、前項に規定する会社とする。

6 法第五十四条の二十三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 「略」

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 法第五十四条の二十三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 「略」

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8 法第五十四条の二十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 「略」

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

〔項を削る。〕

〔項を加える。〕

6 「同上」

一 前項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 「同上」

三 前項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 「同上」

一 第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 「同上」

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8 「同上」

一 第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 「同上」

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

9 法第五十四条の二十三第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

9 法第五十四条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二 〔略〕

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

10 法第三十二条第七項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

10 法第五十四条の二十三第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

11 法第五十四条の二十三第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

12 法第五十四条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二 〔同上〕

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

13 第五十三条第十二項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準

(法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第六十五条 法第五十四条の二十一第二項本文又は第五十四条の二十三第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〇六 略〕

七 信用金庫の子会社である法第五十四条の二十一第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第五十四条の二十一第二項ただし書又は第五十四条の二十三第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 法第五十四条の二十一第四項又は第五十四条の二十三第五項に規定する内閣府令で定める事由は、金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4 法第五十四条の二十三第十二項本文に規定する内閣府令で定め

用する。

(法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第六十五条 法第五十四条の二十一第二項本文(法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〇六 同上〕

七 信用金庫の子会社である法第五十四条の二十一第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第五十四条の二十一第二項ただし書(法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 法第五十四条の二十一第四項(法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

〔項を加える。〕

る事由は、第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事由とする。
5 法第五十四条の二十三第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第八号に掲げる事由とする。

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条 金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫である場合にあっては法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社をいい、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあっては法第五十四条の二十三第四項に規定する認可対象会社（同条第一項第十四号に掲げる会社（第六十六条の三に規定する会社を除く。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 当該金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る認可対象会社（信用金庫連合会にあっては、

「項を加える。」

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条 金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあっては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 当該金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

当該認可対象会社を子会社とする法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

〔五・六 略〕

2 「略」

3 前二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書又は第五十四条の二十三第五項ただし書の認可（信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた同条第一項第十四号に掲げる会社（第六十六条の三に規定する会社及び外国の会社を除く。第九項、次条及び第百条第一項において「他業業務高度化等会社」という。）の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）及び法第五十四条の二十三第七項において準用する同条第四項の認可について準用する。

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

〔五・六 同上〕

2 「同上」

3 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第四項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第百条第一項第十一号の二において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ 業務の内容を記載した書面

4 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第八項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

三 その他法第五十四条の二十三第八項の承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第十項の規定による

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

4 四 その他法第五十四条の二十三第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

「項を加える。」

延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他法第五十四条の二十三第十項の規定による延長に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6|| 信用金庫連合会は、法第五十四条の二十三第十一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の

「項を加える。」

-
- 状況を知ることができる書面
- ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
 - 三 当該信用金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面
 - イ 当該信用金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における当該信用金庫連合会及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
 - 四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 - 五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、当該信用金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有するこ
-

ととなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

7 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用金庫連合会（以下この項において「申請信用金庫連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請信用金庫連合会及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 申請信用金庫連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時にいて申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 申請信用金庫連合会が子会社対象会社以外の外国の会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社はその業務

「項を加える。」

を的確かつ公正に遂行することができること。

七 申請信用金庫連合会が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第五十四条の二十三第九項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第六項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、申請信用金庫連合会が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第五十四条の二十三第十二項ただし書の認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第五項において準用する同条第三項及び法第五十四条の二十三第十三項において準用する同条第四項の認可（他業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

10 第四項の規定は、法第五十四条の二十三第十四項の承認について準用する。

11 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を第三項及び第九項において準用する場合を含む

「項を加える。」

5 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第五項において準用する同条第三項及び法第五十四条の二十三第七項において準用する同条第六項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

「項を加える。」

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）第三項第二号及び第四項に規定する議

。)、第三項、第五項第二号並びに第六項第五号及び第七項第一号(これらの規定を第八項において準用する場合を含む。)に規定する議決権について準用する。

(他業業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第六十六条の二 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社(法第五十四条の二十三第一項第十四号に掲げる会社をいう。以下この条及び第百条第一項第十二号において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 当該信用金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書(これらに類する書面を含む。)その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る他業業務高度化等会社又は外国の業務高度化

決権について準用する。

(業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第六十六条の二 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 当該信用金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

等会社（次項において「他業業務高度化等会社等」という。）に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

五 当該信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該信用金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用金庫連合会（以下この項において「申請信用金庫連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る他業業務高度化等会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る他業業務高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請信用金庫連合会及びその子会社

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

五 当該認可に係る当該信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該信用金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

一 当該申請をした信用金庫連合会（以下この項において「申請信用金庫連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る業務高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請信用金庫連合会及びその子会社等（当

等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「略」

四 当該申請の時に、申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業業務高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請信用金庫連合会の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは申請信用金庫連合会の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も

当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「同上」

四 当該申請の時に、申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請信用金庫連合会の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用

、申請信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る他業務高度化等会社等の顧客に対し、申請信用金庫連合会の信用金庫連合会としての取引上の優越的地位又は当該他業務高度化等会社等の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用金庫連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業務高度化等会社等の業務に係る取引の条件若しくは実施については不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る他業務高度化等会社等が行う取引に伴い、申請信用金庫連合会又は当該他業務高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十四条の二十三第五項ただし書の認可（信用金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた他業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十三第十三項において準用する同条第四項の認可（他業務高度化等会社に該当

信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用金庫連合会の信用金庫連合会としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用金庫連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施については不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用金庫連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書の規定による認可（信用金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十三第七項において準用する同条第六項の規定による認可（業務高度化等会社に

する子会社としようとすることについての認可に限る。)及び同
条第十六項の認可について準用する。

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第
四号、第六号及び第七号(これらの規定を前二項において準用す
る場合を含む。)並びに第三項に規定する議決権について準用す
る。

(一定の業務高度化等会社)

第六十六条の三 法第五十四条の二十三第四項、第十三項及び第十
六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら
営む会社(外国の会社を除く。)又は障害者雇用促進法第四十四
条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認
定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該信用金庫連合会の法第五十
四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該
信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに
資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務に該当するものを
除く。)

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は
提供される役務の提供を行う業務であつて、当該信用金庫連合
会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがな
いもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用金庫連合

該当する子会社としようとすることについての認可に限る。)及
び同条第九項の規定による認可について準用する。

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項(前二項において準用す
る場合を含む。)、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三
項に規定する議決権について準用する。

〔条を加える。〕

会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該信用金庫連合会の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用金庫連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用金庫連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社

対象会社（法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第六十六条の四 法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第三項第二号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（金庫による金庫グループの経営管理の内容等）

第六十六条の五 法第五十四条の二十一の二第二項第一号又は第五十四条の二十四第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 金庫グループ（法第五十四条の二十一の二第一項に規定する信用金庫グループ又は法第五十四条の二十四第一項に規定する信用金庫連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における金庫グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第五十四条の二十一の二第二項第三号又は第五十四条の二十

〔条を加える。〕

（信用金庫連合会による信用金庫連合会グループの経営管理の内容等）

第六十六条の三 法第五十四条の二十四第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 信用金庫連合会グループ（法第五十四条の二十四第一項に規定する信用金庫連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用金庫連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第五十四条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定め

四第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、金庫における当該金庫グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第五十四条の二十一の二第二項第四号又は第五十四条の二十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該金庫グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における金庫グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）
第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〇八 略」

九 新規事業分野開拓会社等（第七十条第十一項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第六十九条の二第四項において同じ。）の議決権について第七十条第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同項ただし書に規定する

る体制は、当該信用金庫連合会における当該信用金庫連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第五十四条の二十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用金庫連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）
第六十七条 「同上」

「一〇八 同上」

九 新規事業分野開拓会社等（第七十条第九項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第六十九条の二第三項において同じ。）の議決権について第七十条第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同条第十項に規定する事業再

事業再生会社をいう。第六十九条の二第四項において同じ。）の議決権について第七十条第十二項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「略」

〔2・3 略〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第六十九条 法第五十四条の二十二第四項第三号（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する証券専門会社（第七十条第一項第二号において「証券専門会社」という。）、法第五十四条の二十三第一項第三号に規定する証券仲介専門会社（第七十条第一項第二号において「証券仲介専門会社」という。）、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

生会社をいう。第六十九条の二第三項において同じ。）の議決権について第七十条第十項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「同上」

〔2・3 同上〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第六十九条 「同上」

一 「同上」

二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第百条第一項第二十号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「イ」へ 略」

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該金庫の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第十四項において同じ。）以外の会社に限る。）

2

前項に規定する会社のほか、会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたって取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

「イ」へ 同上」

ト 第六十四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該金庫の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第六項第二号トにおいて同じ。）以外の会社に限る。）

「項を加える。」

、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第五十四条の二十二第八項又は第五十四条の二十五第四項に

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に

規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5 法第三十二条第七項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

（専門子会社の業務等）

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第六十四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用金庫連合会、その子会社（法第五十四条の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）その他第六十四条第一項に規定する者（次項第二号及び第十五項第二号イにおいて「当該信用金庫連合会等」という。）の営む業務のために営むもの

二 第六十四条第三項各号に掲げる業務（当該信用金庫連合会が証券専門会社等（証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十五項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあつては同条第三項第十

規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第十一條の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第三十二条第七項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（専門子会社の業務等）

第七十条 「同上」

一 第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第六十四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等（法第五十四条の二十三第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、第六十四条第五項第二十四号から

九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該信用金庫連合会が保険会社等（保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合にあっては同条第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用金庫連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあっては第六十四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 第六十四条第二項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、当該信用金庫連合会等の営む業務のために営むもの

第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等（法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 第六十四条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により金庫、その子会社又

三 第六十四条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用金庫連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用金庫連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第六十四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

3

法第五十四条の二十三第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〇四略〕

五 第六十四条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用金庫連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用金庫連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第六十四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3

〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活

「号を削る。」

「号を削る。」

動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

5 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇七 略〕

八 合理的な経営改善のための計画（金庫等（金庫又は令第九条の六各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

〔イ〇八 略〕

九 当該会社に対する金銭債権を有する金庫等（当該金庫等がない場合にあつては、金庫又はその子会社が当該会社の議決権を

5 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇七 同上〕

八 合理的な経営改善のための計画（金庫等（金庫又は令第九条の六各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

〔イ〇八 同上〕

〔号を加える。〕

取得するときにおける当該金庫）及び前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

十「略」

6 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

九「同上」

6 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

7|| 法第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第

一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に金庫又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

8|| 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項に

ホ|| 公認会計士又は監査法人

ヘ|| 税理士又は税理士法人

ト|| 第六十四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該金庫の子会社等以外の会社に限る。）

「項を加える。」

7|| 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項に

において同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号」と読み替えるものとする。

11 第四項から前項まで(第六項を除く。)の規定にかかわらず、

において同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号」とあるのは、「第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二」と読み替えるものとする。
「項を加える。」

9 第四項から前項まで(第六項を除く。)の規定にかかわらず、

特定子会社がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、「第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第一号又は第五十四条の二十三第一項第一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の

特定子会社がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第五項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第十一号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等

二十一第一項第四号又は第五十四条の二十三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12) 第五項及び第九項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再

の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10) 第五項及び第八項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下この項及び第百条第一項第十六号において同じ。）の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当

生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 略」

13 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 第六十四条第三項第十二号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

14 法第五十四条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、同号に規定する持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第二項各号及び第三項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を専ら営むものとする。ただし、同条第二項各号に掲げる業務を営

まないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 同上」

11 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第五項第十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

12 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により

む場合にあつては、信用金庫の行う業務又はその子会社等の営む業務のために営むものでなければならない。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二、第三号の二若しくは第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 法第五十四条の二十三第二号に規定する証券専門会社、証券仲介専門会社又は第五十四条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第五号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十四条の二十三

「号を削る。」

「号を削る。」

第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第四号の二及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第五十四条の二十三第二項第六号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第六十四条第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

「号を削る。」

「号を削る。」

15 法第五十四条の二十三第一項第十五号に規定する内閣府令で定

めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社
- イ 信託兼営銀行
- ロ 保険会社
- ハ 少額短期保険業者
- 二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社
- イ 第六十四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用金

六 法第五十四条の二十三第二項第七号ハに規定する当該信用金

庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第六十四条第十項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十四条の二十三第二項第八号ニに規定する当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第六十四条第十一項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

「項を加える。」

庫連合会等の営む業務のために営むもの

ロ 第六十四条第三項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券
専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十九
号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険
会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号
から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専
門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権
を保有する信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定によ
り同項第三号に掲げる業務を行う場合（当該信用金庫連合会
の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）
にあつては第六十四条第三項第三十五号から第三十七号まで
に掲げる業務を、それぞれ除く。）

16| 法第三十二条第七項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項
（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権につい
て準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第七十一条 法第五十四条の二十一第八項又は第五十四条の二十三
第十八項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又
は承認を受けて議決権を保有している認可対象会社（信用金庫に
あつては法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社に
いい、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第四項に

13| 法第三十二条第七項の規定は、第六項、第七項（第八項におい
て読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定
する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第七十一条 法第五十四条の二十一第七項（法第五十四条の二十三
第八項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報
告は、法第五十四条の二十一第三項又は第五十四条の二十三第六
項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事
業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資

規定する認可対象会社をいう。)又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)(その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一 法第五十四条の二十一第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)

二 法第五十四条の二十一第四項ただし書

三 法第五十四条の二十三第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)

四 法第五十四条の二十三第五項ただし書

五 法第五十四条の二十三第八項

六 法第五十四条の二十三第十一項

七 法第五十四条の二十三第十二項ただし書

八 法第五十四条の二十三第十四項

(資産の評価)

第七十三条 「略」

〔2〕5 略

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 「略」

本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

(資産の評価)

第七十三条 「同上」

〔2〕5 同上

6 「同上」

一 「同上」

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限り。をいう。）を除く。）をいう。）を除く。）

三 「略」

（事業の譲渡の認可の申請等）

第七十九条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〕四 略〕

五 当該事業の一部の譲渡を行った後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第八十六条第一項第十号及び第百条第一項第三十一号において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

〔六・七 略〕

〔2・3 略〕

（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第九十九条の二 「略」

〔項を削る。〕

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限り。をいう。）を除く。）をいう。）を除く。）

三 「同上」

（事業の譲渡の認可の申請等）

第七十九条 「同上」

〔一〕四 同上〕

五 当該事業の一部の譲渡を行った後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第八十六条第一項第十号及び第百条第一項第二十三号において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

〔六・七 同上〕

〔2・3 同上〕

（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第九十九条の二 「同上」

2 法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、

(金庫に対する意見聴取等)
第九十九条の十九 法第八十五条の十二第一項の申請をしようとする

(金庫に対する意見聴取等)
第九十九条の十九 「同上」

- 同項第二号に掲げる行為（同条第一項の登録を受けた信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 当該信用金庫電子決済等代行業者及び金庫の双方が法第八十五条の五第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの
 - 二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの
 - 三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの
 - 四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

る者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 「略」

二 当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、第七十條の二十及び第七十條の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（届出事項）

第百条 法第八十七條第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〜三 略」

四 第十七條第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法

一 「同上」

二 当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第七十條の二十及び第七十條の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

〔2・3 同上〕

「項を加える。」

（届出事項）

第百条 「同上」

「一〜三 同上」

四 第十七條第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法

の変更、同条第二号イからニまでに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

〔イ〜ニ 略〕

六 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七 〔略〕

八 事務所の位置を変更しようとする場合（法第三十一条の認可を受けて事務所的位置を変更しようとする場合、第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

〔イ・ロ 略〕

〔八の二〜十の三 略〕

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業務高度化等会社）にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十五号において同じ。）とした場合（法第八十七条第一項第二号の規定又は第十三号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

十二 法第五十四条の二十三第四項の認可を受けて信用金庫連合

の変更、同条第二号イからハまでに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十七条第二号ニに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

〔イ〜ニ 同上〕

六 第十七条第二号ニに規定する定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七 〔同上〕

八 事務所の位置を変更しようとする場合（法第三十一条の規定による認可を受けて事務所的位置を変更しようとする場合、第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

〔イ・ロ 同上〕

〔八の二〜十の三 同上〕

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社）にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第八十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

〔号を加える。〕

会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業務高度化等会社又は同項の認可を受けて信用金庫連合会が子会社として外国の業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十八号に該当する場合を除く。）

十三 子会社対象会社以外の外国の会社（法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第八十七条第一項第三号又は第四号に該当する場合を除く。）

十四 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第八十七条第一項第三号から第五号までに該当する場合及び第十一号に該当する場合を除く。）

「号を削る。」

十五 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第八十七条第一項第三号又は第四号に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十六 信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権

十一の二 法第五十四条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社以外の会社を子会社としようとする場合

「号を加える。」

十二 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十三 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第八十七条第一項第三号に掲げる場合を除く。）

十三の二 信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議

数を超えて保有する他業業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合
〔号を削る。〕

十七 法第五十四条の二十三第十四項の承認を受けた事項を履行した場合（法第八十七条第一項第三号又は第四号に該当する場合を除く。）

十八 第二百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（金庫の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十四条の二十三第四項の認可を受けて信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）

十九 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

二十 金庫又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業業務高度化等会社及び特別事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該金

庫を超過して保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三の三 信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）
〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十四 金庫又はその子会社が、第六十七条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

庫の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。)

〔号を削る。〕

二十一 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

二十二・二十三 〔略〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

二十四 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超え

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社(当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合(当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第八十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合並びに第十七号に該当する場合を除く。)

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合(第十八号に該当する場合を除く。)

十六の二・十六の三 〔同上〕

十七 第一百七十七条に規定する子法人等又は第二百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。以下この号、次号及び第十九号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合(新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十四条の二十三第六項の規定による認可に伴い信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する業務高度化等会社である場合を除く。)

十八 特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて

て議決権を保有する子会社対象会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社（信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社をいい、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第四項に規定する認可対象会社をいう。次号において同じ。）に該当する会社となつたことを知つた場合（法第八十七条第一項第五号に該当する場合を除く。）

二十五 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

二十六 信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第五十四条の二十三第一項第十四号に掲げる会社（当該信用金庫連合会の子会社及び他業務高度化等会社を除く。）又は信用金庫連合会の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業務高度化等会社となつたことを知つた場合

二十七～三十 〔略〕

三十一 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人

議決権を保有する会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

二十～二十二 〔同上〕

二十三 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人

等（当該金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十七号及び第三十八号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

三十二～三十五

〔略〕

〔号を削る。〕

三十六～三十八

〔略〕

〔2・3 略〕

4 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 〔略〕

二 第一項第二十二号に掲げる場合 次に掲げる書面

〔イ～ホ 略〕

三 第一項第三十六号に掲げる場合 法第三十八条第一項に規定する業務報告及び附属明細書

四 〔略〕

5 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

〔一・二 略〕

三 第一項第十四号に該当するときの届出

四 〔略〕

6 第一項第三十五号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、

等（当該金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

二十四～二十七

〔同上〕

二十八 削除

二十九～三十一

〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第一項第十六号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

〔イ～ホ 同上〕

三 第一項第二十九号に掲げる場合 法第三十八条第一項に規定する業務報告及び附属明細書

四 〔同上〕

5 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

6 第一項第二十七号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、

金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇五 略」

7 次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一 第一項第三十五号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

二 「略」

8 第一項第二十一号に掲げる場合において、信用金庫にあつては、法第五十四条の二十一第一項第二号から第四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第二号に規定する特定子会社は、信用金庫の子会社に該当しないものとみなし、信用金庫連合会にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

9 第一項第二十号、第二十一号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、金庫の子会社に該当しないものとみなす。

金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇五 同上」

7 「同上」

一 第一項第二十七号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

二 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

10 法第三十二条第七項の規定は、第一項第十一号、第十二号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十一号及び第二十四号から第二十六号まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。

(預金者等に対する情報の提供)

第二百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用以て行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

〔イ〕ル 略〕

〔五〕六 略〕

〔2〕5 略〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第四百四条 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

〔一〕二 略〕

8 法第三十二条第七項の規定は、第一項第十三号の二から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

(預金者等に対する情報の提供)

第二百二条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

〔イ〕ル 同上〕

〔五〕六 同上〕

〔2〕5 同上〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第四百四条 〔同上〕

〔一〕二 同上〕

三 保険業を行う者が保険者となる保険契約

〔2・3 略〕

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 「略」

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示さなければならない。

3 「略」

4 外国銀行代理金庫は、前項の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔5・6 略〕

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百三十八条 「略」

2 「略」

3 第五十三条第十三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する

三 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

〔2・3 同上〕

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 「同上」

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面を示さなければならない。

3 「同上」

4 外国銀行代理金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔5・6 同上〕

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百三十八条 「同上」

2 「同上」

3 第五十三条第十二項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する

議決権について準用する。この場合において、第五十三条第十三項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇五 略」

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 信用金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付

議決権について準用する。この場合において、第五十三条第十二項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第四百四十三条 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付

けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合及び所属信用金庫から地域における人口の減少等に伴う当該所属信用金庫の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて信用金庫代理業を行う場合を除く。)

〔二・ホ 略〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、信用金庫代理業として行う法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること(その業務について所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。)

イ 所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

〔二・ホ 同上〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、信用金庫代理業として行う法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為(所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、信用金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属信用金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、信用金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

別紙様式第 17 号 (第 146 条関係)

[略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 金融機関の合併及び転換に関する法律 (昭和 43 年法律第 86 号) 第 51 条の 2 第 1 項 (同法第 67 条において準用する場合を含む。以下 4 において同じ。) の規定により法第 85 条の 2 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第 51 条の 2 第 1 項の規定により法第 85 条の 2 第 1 項の許可を受けたものとみなされた信用金庫代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第 18 号 (第 165 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～5 略]

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

(記載上の注意)

別紙様式第 17 号 (第 146 条関係)

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[加える。]

別紙様式第 18 号 (第 165 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～5 同左]

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第6号ハ）に規定する規格化された貸付商品（いう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[3]・(4) 略]

別紙様式第19号（第165条第1項関係）（日本産業規格A4）

信用金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

[1・2 略]

[1～5 略]

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

（記載上の注意）

[1～3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第6号ハ）に規定する規格化された貸付商品（いう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[3]・(4) 略]

[1～3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第3号イ(1)）に規定する規格化された貸付商品（いう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[3]・(4) 同左]

別紙様式第19号（第165条第1項関係）（日本産業規格A4）

信用金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

[1・2 同左]

[1～5 同左]

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[同左]

（記載上の注意）

[1～3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第3号イ(1)）に規定する規格化された貸付商品（いう。）の件数及び媒介額を内書すること。

[3]・(4) 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(株式保有状況通知書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用)</p> <p>第二十二條の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三條の三の規定は、法第二十七條の三十の九第二項において同項に規定する通知書について同条第一項の規定を準用する場合について準用する。</p> <p>(大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十二條の三 法第二十七條の三十の十一第五項に規定する内閣府令で定める場合は、株券等の保有者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、当該株券等の発行者である会社に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。</p> <p>2 法第二十七條の三十の十一第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>「3 6 略」</p> | <p>(株式保有状況通知書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用)</p> <p>第二十二條の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三條の三の規定は、法第二十七條の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。</p> <p>(大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十二條の三 法第二十七條の三十の十一第四項に規定する内閣府令で定める場合は、株券等の保有者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、当該株券等の発行者である会社に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。</p> <p>2 法第二十七條の三十の十一第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「3 6 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第八条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(買付け等の通知書の記載事項等) 第五条 「略」 「2」6 略」 7 令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 「一・二 略」 「8」11 略」</p> <p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二(第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。)の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同項に規定する公開買付説明書について同条第一項の規定を準用する場合について準用する。</p> <p>「2」4 略」</p> <p>(公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法) 第三十三条の三 法第二十七条の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、株券等の発行者に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。</p> <p>2 法第二十七条の三十の十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> | <p>(買付け等の通知書の記載事項等) 第五条 「同上」 「2」6 同上」 7 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 「一・二 同上」 「8」11 同上」</p> <p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二(第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。)の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同条第二十三條の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。</p> <p>「2」4 同上」</p> <p>(公開買付届出書等の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法) 第三十三条の三 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、株券等の発行者に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。</p> <p>2 法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | <p>「一・二 略」 「3」6 略」</p> <p>(意見表明報告書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十三条の四 前条の規定は、法第二十七条の三十の十一第四項の規定による意見表明報告書に記載すべき事項の提供について準用する。</p> |
| | <p>「一・二 同上」 「3」6 同上」</p> <p>(意見表明報告書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十三条の四 前条の規定は、法第二十七条の三十の十一第三項の規定による意見表明報告書に記載すべき事項の提供について準用する。</p> |

(証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める
内閣府令の一部改正)

第九条 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">(検査をするときに携帯すべき証券の様式)</p> <p>第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二十二條第二項(同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。)、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三百七十七條第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百七十七條第二項(同法第二百九條(同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十六條第三項及び第四十九條第三項、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六條第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)の職員(委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。))が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ 金融商品取引法第五十六條の二第一項(同法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。))から第四項まで、第五</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">(検査をするときに携帯すべき証券の様式)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 金融商品取引法第五十六條の二第一項(同法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。))から第四項まで、第五</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | <p>二 「略」</p> <p>〔ロ〕ト 略</p> <p>十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第六十六条の六第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（同法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十五条の五の四、第六十五条の八、第六十五条の十、第六十五条の十二、第六十五条の三十四、第六十五条の五十八、第六十五条の八十、第六十五条の八十九及び第六十七条第一項第四号の規定</p> |
| | <p>二 「同上」</p> <p>〔ロ〕ト 同上</p> <p>十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第六十六条の六第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（同法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十五条の五の四、第六十五条の八、第六十五条の十、第六十五条の十二、第六十五条の三十四、第六十五条の五十八、第六十五条の八十、第六十五条の八十九及び第六十七条第一項第四号の規定</p> |

(金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正)

第十条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第八十五条の五並びに第八十七條第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百二十九條第二項、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第八十二条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>〔一〇二十 略〕</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第二項（同条第一項の規定による検査のうち同法第二條第二項第四十八号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>〔二十二〇四十一 略〕</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>1 〔同上〕</p> <p>〔一〇二十 同上〕</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第二項（同条第一項の規定による検査のうち同法第二條第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>〔二十二〇四十一 同上〕</p> |

2 金融商品取引法第九十条第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の第三項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定による検査（同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

〔3・4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

2 金融商品取引法第九十条第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の第三項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定による検査（同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

〔3・4 同上〕

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第十一条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条の三 「略」</p> <p>2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 法第九条の九第六項第二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証</p> <p>「三」五 略</p> <p>「3」5 略</p> <p>6 法第九条の八第二項第十二号の二に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行（同項第十二号に規定する外国銀行をいう。第十五項において同じ。）の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。第十五項において同じ。）の代理又は媒介とする。</p> <p>「7・8 略」</p> | <p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 法第九条の九第六項第一号の二に掲げる事業に付随して行う債務の保証</p> <p>「三」五 同上</p> <p>「3」5 同上</p> <p>6 法第九条の八第二項第十二号の二に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行（同項第十二号に規定する外国銀行をいう。第十四項において同じ。）の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。第十四項において同じ。）の代理又は媒介とする。</p> <p>「7・8 同上」</p> |

9 法第九条の八第二項第十七号に規定する信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

〔10〕13 略〕

14 法第九条の八第二項第二十四号及び第九条の九第六項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事業（当該信用協同組合（当該事業を信用協同組合連合会が行う場合にあつては、当該信用協同組合連合会。以下この項において同じ。）の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用協同組合の行う法第九条の八第一項第一号から第三号までの事業（当該信用協同組合連合会にあつては、法第九条の九第一項第一号又は第二号の事業）に係る経営資源に加えて、次に掲げる事業の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（次号において「経営相談等事業」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用協同組合

9 法第九条の八第二項第十七号に規定する信用協同組合等の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

〔10〕13 同上〕

〔項を加える。〕

の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等事業その他の当該信用協同組合の行う事業に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用協同組合が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用協同組合が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う事業

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う事業

五 当該信用協同組合の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う事業

15 法第九条の九第六項第三号に規定する内閣府令で定めるものは

、外国銀行の業務の代理又は媒介とする。

14 法第九条の九第六項第一号の三に規定する内閣府令で定めるものは、

外国銀行の業務の代理又は媒介とする。

(算定割当量の取得等)

第二条の二 法第九条の八第七項第七号及び第九条の九第六項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

(定款の変更の認可を要しない事項)

第四条 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第九号に掲げる事業を含む。）に関する事項

二 法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合（法第九条の九第六項の規定により同項第十号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項

三 法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第十号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三の二 法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げ

(算定割当量の取得等)

第二条の二 法第九条の八第七項第七号及び第九条の九第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

(定款の変更の認可を要しない事項)

第四条 「同上」

一 法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業を含む。）に関する事項

二 法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合（法第九条の九第六項の規定により同項第五号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項

三 法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第六号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三の二 法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げ

る事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第十二号に掲げる事業を含む。）に関する事項

四 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を受けて行う次に掲げる事業

「イ〜ハ 略」

五 協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項ただし書（同法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）

又は第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けた認可対象会社（同法第四条の二第三項又は第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社（同法第四条第一項に規定する子会社をいう。）としようとするとき。

「六〜八 略」

（割合の算定）

第六条 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第十八条第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第

る事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第七号に掲げる事業を含む。）に関する事項

四 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

「イ〜ハ 同上」

五 協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第三項又は第四条の四第三項の規定による認可を受けた認可対象会社（同法第四条の二第三項又は第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社（同法第四条第一項に規定する子会社をいう。）としようとするとき

「六〜八 同上」

（割合の算定）

第六条 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第十八条第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第

十八条において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ)とされる事項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会(以下「信用協同組合等」という。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第九条において同じ。)に金融庁長官により公表されている信用協同組合等(次条及び第十条第二項において「全ての信用協同組合等」という。)の数で除して行うものとする。

(信用協同組合等に対する意見聴取等)

第七条 法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信用協同組合等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

十八条において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ)とされる事項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会(以下「信用協同組合等」という。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第九条において同じ。)に金融庁長官により公表されている信用協同組合等(次条及び第十条第二項において「すべての信用協同組合等」という。)の数で除して行うものとする。

(信用協同組合等に対する意見聴取等)

第七条 「同上」

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての信用協同組合等の
参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての信用協同組合等に対し、
説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その
最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を
記載した書面及び業務規程（第四項、第九条及び第十条第二項
において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付するこ
と。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

2 法第六十九条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、
次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての信用協同組合等の説明会への出席の有無

三 全ての信用協同組合等の意見書の提出の有無

「四・五 略」

3 「略」

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、
当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（法第十条の二第三項第
二号に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には
、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用
する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。
一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるも

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信用協同組合等
の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての信用協同組合等に対
し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、そ
の最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項
を記載した書面及び業務規程（第九条及び第十条第二項におい
て「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

2 法第六十九条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、
次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての信用協同組合等の説明会への出席の有無

三 すべての信用協同組合等の意見書の提出の有無

「四・五 同上」

3 「同上」

「項を加える。」

の

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 5] 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(指定申請書の添付書類)

第十条 「略」

- 2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第七条第一項第二号の規定により全ての信用協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等

「項を加える。」

(指定申請書の添付書類)

第十条 「同上」

- 2 「同上」

一 第七条第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等

| | |
|--|---|
| <p>3 [略]</p> <p>二 全ての信用協同組合等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類</p> <p>三 [略]</p> | <p>3 [同上]</p> <p>二 すべての信用協同組合等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類</p> <p>三 [同上]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)</p> <p>第二条 法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同項第九号に掲げる事業を含む。)に関する事項</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合(同法第九条の九第六項の規定により同項第十号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。)において信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同項第十一号に掲げる事業を含む。)に関する事項</p> <p>三の二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同項第十二号に掲げる事業を含む。)に関する事項</p> <p>四 法第三条第一項の認可を受けて行う次に掲げる事業</p> | <p>(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)</p> <p>第二条 法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業を含む。)に関する事項</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合(同法第九条の九第六項の規定により同項第五号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。)において信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同項第六号に掲げる事業を含む。)に関する事項</p> <p>三の二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同項第七号に掲げる事業を含む。)に関する事項</p> <p>四 法第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事</p> |

イ 「略」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九
条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第三号に規
定する外国銀行の業務の代理又は媒介

ハ 「略」

五 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定によ
る信用協同組合等、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長
官の指定する者の業務の代理又は媒介（同法第九条の九第六項
第二号に掲げる事業を含む。）

〔六・七 略〕

（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議
決権）

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第九項（法第四条の六第三
項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に
関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」と
いう。）第三条第五項並びに次条第十項、第六条第五項、第六條
の二第五項、第八条第三項、第九条の二第五項、第十条第十六項
及び第百十一条第五項において準用する場合を含む。次項におい
て同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第
四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議

業

イ 「同上」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九
条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第一号の三
に規定する外国銀行の業務の代理又は媒介

ハ 「同上」

五 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定によ
る信用協同組合等、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長
官の指定する者の業務の代理若しくは媒介（同法第九条の九第
六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に
掲げる事業を含む。）

〔六・七 同上〕

（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議
決権）

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の六第三
項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に
関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」と
いう。）第三条第五項並びに第六條第五項、第八条第三項、第九
條の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第五項において準
用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協
同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をい
う。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣

決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第九条の二第一項第一号及び第十條第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 略〕

〔2〕4 略〕

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第四条の四第一項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第三項第二号の三、第八十

府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第九条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 同上〕

〔2〕4 同上〕

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び第四条の四第一項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

三条第四号、第八十九条第二項、第一百十条の四第一項及び第一百十条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、信用協同組合連合会にあっては、当該信用協同組合連合会の子会社（法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

一 当該信用協同組合等の信用協同組合集団（当該信用協同組合等及びその子会社の集団（信用協同組合連合会にあっては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行（当該信用協同組合連合会の子会社のうち、法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用協同組合連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の信用協同組合集団及び次に掲げる者

イ 信組等

ロ 信組等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 信組等 次に掲げる者

イ 信用協同組合等（信用協同組合連合会にあっては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株

会社（法第四条の二第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十九条第二項を除き、以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を

「項を削る。」

2 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする信用協同組合等（信用協同組合連合会にあつては、信用協同組合を含む。）又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有

営む外国の会社に限る。）を含む。）

へ 株式会社商工組合中央金庫

二 信組等集団 前号に規定する信組等及びその子会社の集団又は当該信組等の子銀行（当該信組等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該信組等の子銀行以外の子会社の集団

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び信組等の子会社について準用する。

4 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。）とする。

一 他の事業者のための不動産（原則として、自らを子会社とする信用協同組合等（信用協同組合連合会にあつては、信用協同組合を含む。）又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

「号を削る。」

七 他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債

二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（第四十五条及び第六十七条第二項第二号において「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権

- 権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十一 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
- 十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十六 「略」
- 十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラ

- の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十一 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
- 十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十六 「同上」
- 十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販

ラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 「略」

二十四 自らを子会社とする信用協同組合連合会、その子会社である信託兼営銀行(法第四条の四第一項第一号に規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)又は保険会社若しくは信用協同組合(以下この号において「信用協同組合等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債券の回収のために担保権を行使する必要がある場合に、当該信用協同組合等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要

売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に該当するものを除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 「同上」

二十四 自らを子会社とする信用協同組合連合会、その子会社である信託兼営銀行(法第四条の四第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)又は保険会社若しくは信用協同組合(以下この号において「信用協同組合等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債券の回収のために担保権を行使する必要がある場合に、当該信用協同組合等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要

となる事務を行う業務

〔二十五・二十六 略〕

3 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規

定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 信用協同組合等の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第一百十条の十七第二項において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第一百十条の十七第二項において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号

要となる事務を行う業務

〔二十五・二十六 同上〕

5 〔同上〕

一 信用協同組合等の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

の事業を行うものに限る。第八十三条第四号二(7)及び第一百十
の十七第二項において同じ。)若しくは水産加工業協同組合(同
法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十
三条第四号二(7)及び第一百十の十七第二項において同じ。)若
しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二
号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号二(7)及び第十
条の十七第二項において同じ。)の行う同法第五十四条の第二
二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当する
ものを除く。)又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に
該当するものを除く。)の代理又は媒介

一 四 「略」

一 五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融
機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第
三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に關
する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第
一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

一 六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼
営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる
業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条
第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則
第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するも
のを除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保

一 四 「同上」

一 五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融
機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第
三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に關
する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第
一項第二号に掲げるものを除く。)

一 六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼
営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる
業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条
第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則
第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を
受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保

その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第一号から第一号の三までに掲げる業務に該当するものを除く。)

〔二の二・二の三 略〕

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する事業(同項第一号から第五号まで、第十二号、第十二号の二、第二十一号及び第二十四号に掲げる事業、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)又は同法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業に附帯する事業並びに同条第六項第一号、第四号及び第五号に規定する事業(同項第一号に規定する同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第二十一号に掲げる事業、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

〔三の二・十四 略〕

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこ

その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。)

〔二の二・二の三 同上〕

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する業務(同項第十二号、第十二号の二及び第二十一号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

〔三の二・十四 同上〕

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれ

れらに関し仲介を行う業務

十五 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託

〔十六・十七 略〕

十八 主として子会社対象会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第一項に規定する子会社対象会社、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十八の三 〔略〕

十八の四 中小企業等協同組合法第九条の八第七項第七号又は第九条の九第六項第十二号に掲げる事業

〔十八の五～二十一 略〕

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び

らに関し仲介を行う業務

十五 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

〔十六・十七 同上〕

十八 主として子会社対象会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第一項に規定する子会社対象会社、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に掲げるものを除く。）

十八の三 〔同上〕

十八の四 中小企業等協同組合法第九条の八第七項第七号又は第九条の九第六項第七号に掲げる業務

〔十八の五～二十一 同上〕

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び

前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十三 「略」

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業（同条第一項に規定する保険業をいう。第四十二条第一項第三号において同じ。）に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五～三十一 略〕

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔三十三・三十四 略〕

三十五 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信用協同組合連合会（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合に限り、当該信用協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する信用協同組合連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。）が子会社とする信託専門会社等（信託兼営銀行又は法第四条の四第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が受託する信託財産

前号に該当するものを除く。）

二十三 「同上」

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五～三十一 同上〕

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔三十三・三十四 同上〕

三十五 財産の管理に関する業務（第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第四条の四第二項第八号に規定する「信託子会社等」をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。第三号に掲げる事業に該当するものを除く。）及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（当該業務を行う会社の議決権を保有する信用協同組合連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るもの限り、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔三十七〜三十九 略〕

4 法第四条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項及び第六条の三において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする信用協同組合連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

〔三十七〜三十九 同上〕

〔項を加える。〕

進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。第六条の三において同じ。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該信用協同組合の行う中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該信用協同組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用協同組合の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等事業（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第十四項第一号に規定する経営相談等事業をいう。第六条の三第三号において同じ。）その他の当該信用協同組合の行う事業に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同法第二条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるもの

に限る。第六条の三第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用協同組合若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用協同組合若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号及び第六条の三第七号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第四条の二第二項第二号から第五号までに掲げる

会社を除く。)が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

5 法第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める会社は、前項に規定する会社とする。

6 法第四条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 「略」

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 法第四条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 「略」

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8 法第四条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 「略」

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

9 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に

「項を加える。」

6 「同上」

一 第五項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 「同上」

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 「同上」

一 第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 「同上」

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8 「同上」

一 第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 「同上」

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

9 法第四条の四第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるもの

掲げる業務とする。

一 第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

10 法第四条第二項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

は、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法第四条の四第一項第八号に規定する持株会社とする。

10 法第四条の四第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

11 法第四条の四第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社（法第四条の四第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務

〔項を削る。〕

(法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五条 法第四条の二第二項本文(法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〕六 略〕

七 信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号から第九号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

〔2・3 略〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社(同条第一項第十号に掲げる会社(第六条の三に規定する会

に附帯する業務に係るもの

13 第九項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五条 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

七 信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

〔2・3 同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社(法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社(以下「業務高度化等会社」という。を除外。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書

社を除く。以下「他業務高度化等会社」という。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条、次条及び第一百十一条第一項第十九号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項、第一百条の四第一項及び第一百条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第一百一十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「略」

〔五・六 略〕

2 「略」

3 前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること）についての認可を除く。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第四条の二第五項において準用する同条第三項及び法第四条の四第四項において準用する同条第三項の認可（他業務高度化等会社に該当する子会社としようとする）についての認可を除く。）について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第六条の二 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受

ニ 「同上」

〔五・六 同上〕

2 「同上」

3 前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすること）についての認可を除く。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第四条の二第五項において準用する同条第三項及び法第四条の四第四項において準用する同条第三項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとする）についての認可を除く。）について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び前項に規定する議決権について準用する。

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六条の二 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務

けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 当該信用協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る他業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

五 当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社

高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

五 当該認可に係る当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を

の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る他業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る他業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請信用協同組合連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「略」

四 当該申請の時に申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可

を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

一 当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請信用協同組合連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「同上」

四 当該申請の時に申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該

に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る他業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用協同組合連合会の信用協同組合連合会としての取引上の優越的地位又は当該他業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用協同組合連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る他業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用協同組合連合会又は当該他業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害さ

認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用協同組合連合会の信用協同組合連合会としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用協同組合連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用協同組合連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著し

れる著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第四条の四第四項において準用する同条第三項の認可（他業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第六項の認可について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（一定の業務高度化等会社）

第六条の三 法第四条の四第三項、第四項及び第六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該信用協同組合連合会の行う

いおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第四条の四第四項において準用する同条第三項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第六項の規定による認可について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

〔条を加える。〕

中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用協同組合連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等事業その他の当該信用協同組合連合会の行う事業に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成し

たプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行
う業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析
又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理
を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援
その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社
対象会社(法第四条の四第一項第七号から第十号までに掲げる
会社を除く。)が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(信用協同組合等による信用協同組合等グループの経営管理の内
容等)

第六条の四 法第四条の二の二第二項第一号又は第四条の五第二項
第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げ
る方針とする。

一 信用協同組合等グループ(法第四条の二の二第一項に規定す
る信用協同組合グループ又は法第四条の五第一項に規定する信
用協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。
)の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他の
リスク管理に係る方針

(信用協同組合連合会による信用協同組合連合会グループの経営
管理の内容等)

第六条の三 法第四条の五第二項第一号に規定する方針として内閣
府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 信用協同組合連合会グループ(法第四条の五第一項に規定す
る信用協同組合連合会グループをいう。以下この条において同
じ。)の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その
他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合等グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第四条の二の二第二項第三号又は第四条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、信用協同組合等における当該信用協同組合等グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第四条の二の二第二項第四号又は第四条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合等グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用協同組合等グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条 法第四条の三第二項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〇八 略」

九 新規事業分野開拓会社等（第十条第十一項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第九条の二第四項において同じ。）の

二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第四条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該信用協同組合連合会における当該信用協同組合連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第四条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用協同組合連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条 「同上」

「一〇八 同上」

九 新規事業分野開拓会社等（第十条第九項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第九条の二第三項において同じ。）の

の議決権について第十條第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同項ただし書に規定する事業再生会社をいう。第九條の二第四項において同じ。）の議決権について第十條第十二項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「略」

〔2・3 略〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第九條 法第四條の三第四項第一号（法第四條の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第五十七條の三第五項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社（法第四條の四第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。第十條第一項第二号において同じ。）、証券仲介専門会社（法第四條の四第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。第十條第一項第二号において同じ。）又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

議決権について第十條第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同條第十項に規定する事業再生会社をいう。第九條の二第三項において同じ。）の議決権について第十條第十項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「同上」

〔2・3 同上〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第九條 「同上」

一 「同上」

二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第五十七條の三第五項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

(特例対象会社)

第九条の二 法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。第三項及び第百十一条第一項第十四号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「イ」へ 略」

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該信用協同組合等の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第十四項において同じ。）以外の会社に限る。）

2

前項に規定する会社のほか、会社（信用協同組合等の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を信用協同組合等又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等

(特例対象会社)

第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

「イ」へ 同上」

ト 第四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該信用協同組合等の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第六項第二号トにおいて同じ。）以外の会社に限る。）

「項を加える。」

又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第一項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したと

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

きは、この限りでない。

4 法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有してないものに限る。）とする。

5 法第四条第二項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

（専門子会社の業務等）

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会、その子会社（法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他第四条第一項に規定する者（次項第二号及び第十五項第二号イにおいて「当該信用協同組合連合会等」という。）の営む業務のために営むもの

二 第四条第三項各号に掲げる業務（当該信用協同組合連合会が証券専門会社等（証券専門会社又は証券仲介専門会社をいう。第十五項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合

3 法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有してないものとする。

4 法第四条第二項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（専門子会社の業務等）

第十条 「同上」

一 第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用協同組合連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等（法第四条の四第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有す

にあつては同条第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。）にあつては第四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

る場合に限り、第四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等（法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 第四条第二項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会等の営む業務のために営むもの

三 第四条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用協同組合連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。）にあつては第四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

3 法第四条の四第一項第三号及び第三号の二に規定するに規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

「一〜四 略」

五 第四条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用協同組合連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該信用協同組合連合会が中小

一 「同上」

二 第四条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用協同組合等の行う事業、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 「同上」

「一〜四 同上」

五 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

企業等協同組合法第九條の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。）にあつては第四條第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

4 法第四條の二第一項第二号又は第四條の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七條の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二條第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

4 法第四條の二第一項第二号又は第四條の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七條の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二條第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新

「号を削る。」

「号を削る。」

商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えて

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以

5 法第四條の二第一項第三号又は第四條の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇七 略〕

八 合理的な経営改善のための計画（信用組合等（信用協同組合等又は令第五条の四各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。））、株式会社、商工組合中央金庫、保険会社、保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

5 法第四條の二第一項第二号の二又は第四條の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〇七 同上〕

八 合理的な経営改善のための計画（信用組合等（信用協同組合等又は令第五条の四各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。））、株式会社、商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 略」

九 当該会社に対する金銭債権を有する信用組合等（当該信用組合等がない場合にあつては、信用協同組合等又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該信用協同組合等）及び前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

十 「略」

6 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

「号の細分を削る。」

「イ〜ハ 同上」

「号を加える。」

九 「同上」

6 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ 官公署

- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」

7 法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
 - イ 信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
 - ロ 当該株式会社に信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの
- 二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とし

- ロ 商工会又は商工会議所
 - ハ イ又はロに準ずるもの
 - ニ 弁護士又は弁護士法人
 - ホ 公認会計士又は監査法人
 - ヘ 税理士又は税理士法人
 - ト 第四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該信用協同組合等の子会社等以外の会社に限る。）
- 「項を加える。」

た会社であつて、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の第二項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第四条の二第一

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号」と読み替えるものとする。

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社¹¹がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）¹²、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社⁹がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第五項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該信用協同

定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 第五項及び第九項の規定にかかわらず、信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令

組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10 第五項及び第八項の規定にかかわらず、信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下この項及び第一百一条第一項第十三号において同じ。）の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日か

で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 略」

13 法第四条の二第二項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 第四条第三項第十二号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

14 法第四条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、同号に規定する持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第二項各号及び第三項各号（第九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を専ら営むもの

らは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその特定子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 同上」

11 法第四条の二第二項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第四条第五項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

12 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第二号、第三号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第四条の四第二項第六号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四条第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第四条の四第二項第七号ハに規定する当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第四条第十項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第四条第十一項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

法第四条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社
 - イ 信託兼営銀行
 - ロ 保険会社
 - ハ 少額短期保険業者
- 二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社
 - イ 第四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会等の営む業務のために営むもの
 - ロ 第四条第三項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合（当該信用協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては第四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

の

「項を加える。」

16 法第四条第二項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十一条 法第四条の二第八項（法第四条の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。）の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一 法第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）

二 法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）

三 法第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

13 法第四条第二項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十一条 法第四条の二第七項（法第四条の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(役員等の兼職の認可の申請等)

第十二条 信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同組合等の常務に従事する役員及び参事は、法第五条の二ただし書の規定により、他の信用協同組合等若しくは法人（以下この条において「他の信用協同組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該信用協同組合等を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〇七 略〕

2

〔略〕

3 第一項の規定による信用協同組合等に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的

(役員等の兼職の認可の申請等)

第十二条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〇七 同上〕

2

〔同上〕

〔項を加える。〕

記録で作成されている場合には、電磁的方法（法第五条の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）をもって行うことができる。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔一〇四 略〕

2 銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（資産の評価）

第三十六条 「略」

〔二〇五 略〕

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 「略」

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔一〇四 同上〕

2 銀行法第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（資産の評価）

第三十六条 「同上」

〔二〇五 同上〕

6 「同上」

一 「同上」

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 「略」

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

「一〜三 略」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

「イ〜ル 略」

「五・六 略」

「2〜5 略」

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合に

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 「同上」

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条 「同上」

「一〜三 同上」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

「イ〜ル 同上」

「五・六 同上」

「2〜5 同上」

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 「同上」

は、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

〔一・二 略〕

三 保険業を行う者が保険者となる保険契約

〔2・3 略〕

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(信用協同組合代理業の許可の審査)

〔一・二 同上〕

三 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

〔2・3 同上〕

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 「同上」

2 「同上」

3 第四条第十三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条第十三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の第三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇五 略〕

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ②において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合及び所属信用協同組合から地域における人口の

第八十三条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ②において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

減少等に伴う当該所属信用協同組合の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて信用協同組合代理業を行う場合を除く。）。

〔二・ホ 略〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、信用協同組合代理業として行う法第六条の三第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと）。

イ 所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審

〔二・ホ 同上〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、信用協同組合代理業として行う法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

査に関するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信用協同組合代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属信用協同組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用協同組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

(信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為)

第一百十条の二 「略」

「項を削る。」

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信用協同組合代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用協同組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用協同組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為)

第一百十条の二 「同上」

2 法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、

同項第二号に掲げる行為（同条第一項の登録を受けた信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決

濟等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。を含む。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合等の双方が法第六条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

（届出事項）

第百十一条 「同上」

「一〇五 同上」

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項（第十二号の二を除く。）若しくは第九条の九第六項第一号及び第一号の二に

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇五 略」

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項（第十二号の二を除く。）若しくは第九条の九第六項第一号及び第二号に規定

する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（前号に掲げる場合を除く。）

六 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十五号まで（第十二号の二を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第二号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

六の二 外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十五号まで（第十二号を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第三号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

〔六の三〜七 略〕

八 信用協同組合が法第四条の二第二項第一号から第四号までに

規定する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（前号に掲げる場合を除く。）

六 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号まで（第十二号の二を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第九条の九第六項第一号の二及び第一号の五に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

六の二 外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号まで（第十二号を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第九条の九第六項第一号の三及び第一号の五に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

〔六の三〜七 同上〕

八 信用協同組合が法第四条の二第二項第一号から第二号の二ま

掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項の認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号から第九号までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）

八の二 その子会社が子会社でなくなった場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）

八の三 「略」

八の四 信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業務高度化等会社）にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十号において同じ。）とした場合（第八号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

九 法第四条の四第三項の認可を受けて信用協同組合連合会又は

で掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号から第七号の二までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）

八の二 その子会社が子会社でなくなった場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）

八の三 「同上」

八の四 信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社）にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（第八号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

「号を加える。」

その子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十二号に該当する場合を除く。）

「号を削る。」

十 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかなる場合を除く。）、合併又は事業の全部の廃止を行った場合（第八号の二又は第八号の三に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十一 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

「号を削る。」

十二 第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（信用協同組合等の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関

九 〃 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十 その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は事業の全部を廃止した場合（第八号の二に掲げる場合を除く。）

十一 〃 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十二 〃 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

「号を加える。」

係者が法第四条の四第三項の認可を受けて信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）

十三 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十四 信用協同組合等又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業業務高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該会社が当該信用協同組合等の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

〔号を削る。〕

十五 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

〔号を加える。〕

十一 信用協同組合等又はその子会社が、第七条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十二 信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合並びに第八号及び第十四号に該当する場合を除く。）

十三 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十五号に該当する場合を除く。）

十四 第五十四条に規定する子法人等又は第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次

「号を削る。」

十六 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該信用協同組合等の子会社を除く。）又は信用協同組合等の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。次号において同じ。）に該当する会社となつたことを知つた場合（法第七条の二第一項の規定により法の規定（銀行法の規定を含む。）による認可を受けた事項を実行したときに該当する場合を除く。）

十七 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該信用協同組合等の子会社を除く。）又は信用協同組合等の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

十八 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議

号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第四条の四第三項の規定による認可に伴い信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する業務高度化等会社である場合を除く。）

十五 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十六 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該信用協同組合等の子会社及び外国の会社を除く。）又は信用協同組合等の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

「号を加える。」

「号を加える。」

決権数を超えて議決権を保有する法第四条の四第一項第十号に掲げる会社（当該信用協同組合連合会の子会社及び他業業務高度化等会社を除く。）又は信用協同組合連合会の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業業務高度化等会社となったことを知った場合

十九〇二十三 「略」

「号を削る。」

二四〇二十五 「略」

二六〇 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

「イ・ロ 略」

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ 「略」

二七〇 「略」

二八〇 事務所の位置を変更しようとする場合（前二号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

「イ・ロ 略」

一六〇の二〇十九 「同上」

二〇 削除

二一〇二十二 「同上」

二三〇 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。以下第二十五号の二において「出張所」という。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ 「同上」

二四〇 「同上」

二五〇 事務所の位置を変更しようとする場合（第二十三号、前号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

「イ・ロ 同上」

二十九 出張所の位置を変更した場合（第二十七号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。）

「イ・ロ 略」

〔2・3 略〕

4 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 「略」

二 第一項第二十四号に掲げる場合 法第五条の七第一項に規定する事業報告及び附属明細書

三 「略」

5 法第四条第二項の規定は、第一項第八号の四、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十八号まで、第九項並びに第十項に規定する議決権について準用する。

6 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 法第七条の二第一項の規定により法の規定（銀行法の規定を含む。）による認可を受けた事項を実行したときに該当するときの届出

二 第一項第六号、第二十七号又は第二十九号に該当するときの届出

二十五の二 出張所の位置を変更した場合（第二十四号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。）

「イ・ロ 同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 第一項第二十一号に掲げる場合 法第五条の七第一項に規定する事業報告及び附属明細書

三 「同上」

5 法第四条第二項の規定は、第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

6 「同上」

一 法第七条の二第一項に該当するときの届出

二 第一項第六号、第二十四号又は第二十五号の二に該当するときの届出

三 「略」

7 第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇四 略」

8 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一 第一項第二十三号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知つた日

二 「略」

9 第一項第十五号に掲げる場合において、信用協同組合にあつては、法第四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第二号に規定する特定子会社は、信用協同組合の子会社に該当しないものとみなし、信用協同組合連合会にあつては、法第四条の四第一項第七号から第九号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第七号に規定する特定子会社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

10 第一項第十四号から第十八号までに掲げる場合において、新規

三 「同上」

7 第一項第十九号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇四 同上」

8 「同上」

一 第一項第十九号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知つた日

二 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、信用協同組合等の子会社に該当しないものとみなす。

別紙様式第 12 号 (第 86 条関係)

[略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 金融機関の合併及び転換に関する法律第 51 条の 2 第 1 項 (同法第 67 条において準用する場合を含む。以下 4 において同じ。) の規定により法第 6 条の 3 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第 51 条の 2 第 1 項の規定により法第 6 条の 3 第 1 項の許可を受けたものとみなされた信用協同組合代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第 13 号 (第 105 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用協同組合代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
氏 名 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～5 略]

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

別紙様式第 12 号 (第 86 条関係)

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[加える。]

別紙様式第 13 号 (第 105 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用協同組合代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
氏 名 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～5 同左]

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 83 条第 6 号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
〔(3)・(4) 略〕

別紙様式第 14 号（第 105 条第 1 項関係）（日本産業規格 A 4）

信用協同組合代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで） 年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（記載上の注意）
〔1・2 略〕

〔1～5 略〕

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) 〔略〕

(2) 貸出金関係

① 〔略〕

② 媒介

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～3 略〕

4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 83 条第 6 号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
〔(3)・(4) 略〕

4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 83 条第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
〔(3)・(4) 同左〕

別紙様式第 14 号（第 105 条第 1 項関係）（日本産業規格 A 4）

信用協同組合代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで） 年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（記載上の注意）
〔1・2 同左〕

〔1～5 同左〕

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) 〔同左〕

(2) 貸出金関係

① 〔同左〕

② 媒介

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～3 同左〕

4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 83 条第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
〔(3)・(4) 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第十三条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(金融商品取引業から除かれるもの) 第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 「一〇十 略」 十一 法第二条第八項第十五号に掲げる行為(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。)のうち、不動産に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資として一の相手方と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの イ 当該匿名組合契約の相手方にならうとする者が他の匿名組合契約の営業者であつて、かつ、金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。)、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出を行った者(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。)、法第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出(法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定により法第六十三条の九第一項の規定による届出とみなされるものを除く。)を行った者又は証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務を行う者である</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(金融商品取引業から除かれるもの) 第十六条 「同上」 「一〇十 同上」 十一 「同上」 イ 当該匿名組合契約の相手方にならうとする者が他の匿名組合契約の営業者であつて、かつ、金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。)、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定に基づく届出を行った者(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。))又は証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務を行う者であること。</p> |

イ)。

「ロ・ハ 略」

十二 「略」

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 直接出資者（当該権利を有する居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。ロにおいて同じ。）をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が適格機関投資家、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。）又は法第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出を行った者であること。

「ロ・ニ 略」

「十四～十七 略」

「2～11 略」

（特定投資家の範囲）

第二十三条 法第二条第三十一項第四号に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げるものとする。

「一～八 略」

「ロ・ハ 同上」

十二 「同上」

十三 「同上」

イ 直接出資者（当該権利を有する居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。ロにおいて同じ。）をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が適格機関投資家又は法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定に基づく届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。）であること。

「ロ・ニ 同上」

「十四～十七 同上」

「2～11 同上」

（特定投資家の範囲）

第二十三条 「同上」

「一～八 同上」

| | |
|--|---|
| <p>九 金融商品取引業者、法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者又は法第六十二条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者である法人</p> <p>十 [略]</p> | <p>九 金融商品取引業者又は法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者である法人</p> <p>十 [同上]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の二 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(同項に規定する書類を含む。以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>2 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>「3ゝ7 略」</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の三 「略」</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>「3ゝ6 略」</p> | <p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の二 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>2 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「3ゝ7 同上」</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の三 「同上」</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「3ゝ6 同上」</p> |
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | |

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十五条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(買付け等の通知書の記載事項等) 第二条 「略」 「2・3 略」 4 令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 「一・二 略」 「5〜8 略」</p> <p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二(第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。)の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同規定する公開買付説明書について同条第一項の規定を準用する場 合について準用する。 「2〜4 略」</p> <p>(公開買付届出書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法に係る発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の準用) 第二十五条の三 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の十一第三項の規定による公開買付届出書に記載すべき事項の提供について準用する。</p> | <p>(買付け等の通知書の記載事項等) 第二条 「同上」 「2・3 同上」 4 令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 「一・二 同上」 「5〜8 同上」</p> <p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等) 第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二(第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。)の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。 「2〜4 同上」</p> <p>(公開買付届出書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法に係る発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の準用) 第二十五条の三 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の十一第二項の規定による公開買付届出書に記載すべき事項の提供について準用する。</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(保険業法施行規則の一部改正)

第十六条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一編 「略」</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>「第一章〜第三章 略」</p> <p>第四章 子会社等（第五十六条―第五十八条の七）</p> <p>「第五章〜第十一章 略」</p> <p>第十二章 少額短期保険業者の特例</p> <p>第一節 「略」</p> <p>第二節 業務等（第二百十一条の二十四―第二百十一条の三十五の二）</p> <p>「第三節〜第六節 略」</p> <p>「第三編〜第五編 略」</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第七十七条第九項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二</p> | <p>目次</p> <p>第一編 「同上」</p> <p>第二編 「同上」</p> <p>「第一章〜第三章 同上」</p> <p>第四章 子会社等（第五十六条―第五十八条の六）</p> <p>「第五章〜第十一章 同上」</p> <p>第十二章 「同上」</p> <p>第一節 「同上」</p> <p>第二節 業務等（第二百十一条の二十四―第二百十一条の三十五）</p> <p>「第三節〜第六節 同上」</p> <p>「第三編〜第五編 同上」</p> <p>附則</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第七十七条第九項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二</p> |

百七十二条の四十二第三項並びに第四十六条第二項、第四十八条の第二項、第五十六条第十八項、第五十六条の二第六項、第五十八条第十一項、第五十八条の二第五項、第五十八条の五第三項、第五十八条の七第五項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第一百五条第三項、第一百五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十条の七第十五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項(定義)に規定する投資事業有限責任組合(以下「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

〔四・五 略〕

〔2〕4 略〕

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

百七十二条の四十二第三項並びに第四十六条第二項、第四十八条の第二項、第五十六条第十一項、第五十八条第六項、第五十八条の二第五項、第五十八条の四第三項、第五十八条の六第二項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第一百五条第三項、第一百五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

〔四・五 同上〕

〔2〕4 同上〕

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 〔同上〕

「二〇五 略」

六 保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法による提供をした上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。

七 「略」

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

「一〇四 略」

「二〇五 同上」

六 保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面を交付(当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法による提供を含む。)した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置(当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法により提供する場合にあつては当該保険契約者から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置)が明確に定められていること。

七 「同上」

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

「一〇四 同上」

五 当該他の会社の定款、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 「略」

2 「略」

3 第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一第一項、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。）をもって行うことができる。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

「一〇四十三 略」

(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)

第十四条の八 次に掲げる規定(以下この条において「検査役提供規定」という。)に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

「一〇四 略」

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇十二 略」

十三 法第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更に際して組織変更株式交付をすることとしたときは、次に掲げる書面

イ 「略」

に表示する方法とする。

「一〇四十三 同上」

(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)

第十四条の八 次に掲げる規定(以下この条において「検査役提供規定」という。)に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法(法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。)のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

「一〇四 同上」

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇十二 同上」

十三 「同上」

イ 「同上」

ロ 子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十六号に掲げる会社（以下「保険業高度化等会社」という。）（第五十七条の三に規定する会社を除く。）を除く。第九十四条第一項第十号及び第五十五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

ハ 保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社（第五十七条の三に規定する会社及び外国の会社を除く。以下「他業保険業高度化等会社」という。）の議決権を合算してその基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

ニ 保険会社又はその子会社が国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

ロ 子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十三号の二に掲げる会社（以下この号、第五十八条、第五十八条の二、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号の二、第五十五条第一項第十九号の二、第五十五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。第九十四条第一項第十号及び第五十五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

ハ 保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号、第五十八条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第五十五条第一項、第五十五条の六第一項及び第二百一十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

ニ 保険会社又はその子会社が国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第四章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第七章、第八章並びに第二百一十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該

十四 「略」

2 「略」

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産(特別勘定又は積立勘定(第三十条の三第一項(第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。)を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。

次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。)のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額(その他有価証券(財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。))にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。)を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債(短期社債(法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百四十条の三第一項第一号イにおいて同じ。))

国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 「同上」

2 「同上」

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

を除く。)及び株式(出資を含む。以下イにおいて同じ。)
(当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。)

(1) 「略」

(2) 保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第百六条第一項第十八号に掲げる会社(同項第八号に掲げる会社を子会社とする会社に限る。(i)において同じ。)であつて、各事業年度において、自己及びその子会社(次に掲げる会社に限る。)の収入金額の合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た割合が百分の九十を下回らないもの

(i) 法第百六条第一項第一号から第二号の二まで、第八号及び第十八号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険持株会社

(ii) 「略」

(iii) 第五十七条の二各号に掲げる業務を専ら営む会社

〔iv〕・〔v〕 略

〔ロ〕〜〔ハ〕 略

二 「略」

〔2〕・〔3〕 略

(業務の代理又は事務の代行)

(1) 「同上」

(2) 保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第百六条第一項第十五号に掲げる会社(同項第八号に掲げる会社を子会社とする会社に限る。(i)において同じ。)であつて、各事業年度において、自己及びその子会社(次に掲げる会社に限る。)の収入金額の合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た割合が百分の九十を下回らないもの

(i) 法第百六条第一項第一号から第二号の二まで、第八号及び第十五号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険持株会社

(ii) 「同上」

(iii) 第五十六条の二第九項各号に掲げる業務を専ら営む会社

〔iv〕・〔v〕 同上

〔ロ〕〜〔ハ〕 同上

二 「同上」

〔2〕・〔3〕 同上

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

〔一〕四 略〕

五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第五十六条第六項第八号及び第九号並びに第七項第一号、第四百四十一条第五号、第二百十條の七第五項第二号及び第六項第一号、第三編第一章、第二百三十四条並びに第二百三十四条の二十七第一項第二号において同じ。）の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。）

六 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条（特定投資家への告知義務）に規定する金融商品取引業者等をいう。第五十二条の二十一第一項第三号及び第四百四十一条第六号において同じ。）の投資顧問契約（同法第二条第八項第十一号（定義）に規定する投資顧問契約をいう。第四百四十一条第六号において同じ。）若しくは投資一任契約（同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第五十六条の二第二項第二十六号及び第四百四十一条第六号において同じ。）の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

七 「略」

（地域の活性化等に資する業務）

第五十一条 「同上」

〔一〕四 同上〕

五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第四百四十一条第五号、第三編第一章、第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七第一項第二号において同じ。）の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。）

六 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条（特定投資家への告知義務）に規定する金融商品取引業者等をいう。第五十二条の二十一第一項第三号及び第四百四十一条第六号において同じ。）の投資顧問契約（同法第二条第八項第十一号（定義）に規定する投資顧問契約をいう。第四百四十一条第六号において同じ。）若しくは投資一任契約（同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第五十六条の二第二項第二十六号及び第四百四十一条第六号において同じ。）の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

七 「同上」

第五十二条の三 法第九十八条第一項第十五号に規定する内閣

府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該保険会社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。

）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該保険会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号（用語の意義）に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該保険会社の行う業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第五十七条の三第一項第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

「条を加える。」

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該保険会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該保険会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 当該保険会社の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号（定義）に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店（信託業法第二条第九項（定義）に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び信託業法第五十条の二第一

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第五十二条の十四 「同上」

一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号（定義）に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店（信託業法第二条第九項（定義）に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び信託業法第五十条の二第一

項（信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託についての特例）の登録を受けた者をいう。次条第一号、第五十二条の二十一第一項第一号及び第五十二条の二十四第五項第一号において同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

〔二・三 略〕

四 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補てん付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から同項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があった場合に速やかに法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

項（信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託についての特例）の登録を受けた者をいう。次条第一号、第五十二条の二十一第一号及び第五十二条の二十四第五項第一号において同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

〔二・三 同上〕

四 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補てん付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から同項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第五十二条の十五 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があった場合に速やかに法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第五十二条の十六 「略」

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 信託財産の管理又は処分(信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十
- 三 第一項第三号において同じ。)により取得する財産の種類

二 「略」

[3〕8 略]

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法(次条、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。)とする。

[1〕1・2 略]

[2〕3 略]

(計算期間の特例)

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第五十二条の十六 「同上」

2 「同上」

- 一 信託財産の管理又は処分(信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一及び第五十二条の二十三第一
- 項第三号において同じ。)により取得する財産の種類

二 「同上」

[3〕8 同上]

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法(次条、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。)とする。

[1〕1・2 同上]

[2〕3 同上]

(計算期間の特例)

第五十二条の十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 略〕

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一項第一号の二及び第五号から第七号まで、第五十二条の二十四第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二条の二十六において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（信託財産状況報告書の記載事項等）
第五十二条の二十 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならぬ。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条第一項各号に該当するときは、この限りでない。

第五十二条の十九 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一号の二及び第五号から第七号まで、第五十二条の二十四第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二条の二十六において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（信託財産状況報告書の記載事項等）
第五十二条の二十 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならぬ。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条各号に該当するときは、この限りでない。

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇四 略〕

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

〔六〇八 略〕

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定、令第十三条の六第一項及び第二項の規定並びに第五十二条の十七及び第五十二条の十八の規定は、前項第二号の規定による信託財産状況報告書の交付について準用する。

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 「略」

〔二〇四 略〕

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇四 略〕

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合にお

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 「同上」

〔一〇四 同上〕

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

〔六〇八 同上〕

〔項を加える。〕

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 「同上」

〔二〇四 同上〕

5 「同上」

〔一〇四 同上〕

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合に

いて、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

〔六〇九 略〕

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二第一項の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇三 略〕

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。別表を除き、以下同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であつて、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十第四号及び第二百二十七条の二第三項第二号において同じ。）に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（同条第九項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。第五十三條の十二の二、第二百十一条の三十第一項第四号及び第二百三十四條の二十一の二第二項において同じ。）に対し、保険契

において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

〔六〇九 同上〕

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇三 同上〕

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であつて、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十第四号及び第二百二十七条の二第三項第二号において同じ。）に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（第二百二十七条の二第九項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。第五十三條の十二の二、第二百十一条の三十第四号及び第二百三十四條の二十一の二第二項において同じ。）に対し、保険契

約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

〔五・六 略〕

〔2〜7 略〕

（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一第一項において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止）

第五十三条の四 〔略〕

〔2・3 略〕

4 生命保険募集人又は損害保険募集人は、第一項の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する

約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

〔五・六 同上〕

〔2〜7 同上〕

（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止）

第五十三条の四 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

ことができる。この場合において、当該生命保険募集人又は当該損害保険募集人は、当該交付をしたものとみなす。

5 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

6 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第五十三条の十一 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合

(次項の規定により当該保険会社の属する保険持株会社グループ(法第百条の二第二項第一号に規定する保険持株会社グループをいう。以下同じ。)に属する保険持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。)には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 「略」

二 当該業務の委託を受けた者(以下この項において「受託者」

「項を加える。」

「項を加える。」

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第五十三条の十一 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 「同上」

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」

という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 「略」

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の保険契約者等の保護に支障が生じることを防止するための措置

五 「略」

2 法第百条の二第二項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる保険持株会社は、次に掲げる内容の当該保険持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

一 当該保険持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。

二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速

という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 「同上」

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 「同上」

「項を加える。」

に処理すること。

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した保険持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること防止するための措置を求めること。

五 当該業務を委託した保険持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を求めること。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等)

第五十四条 法第百条の三ただし書に規定する内閣府令で定めるや

むを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該保険会社が当該保険会社の取引の通常 conditions に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を、当該保険会社の特定関係者（法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この項、次条及び第五十四条の三において同じ。）に該当する特定保険会社（破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この号において同じ。）並びに破綻保険会社の権利義務の全部又は一部を承継する保険会社及び外国保険会社等をいう。）との間で行う場合において、

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第五十四条 「同上」

一 当該保険会社が当該保険会社の取引の通常 conditions に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を、当該保険会社の特定関係者（法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この条、次条及び第五十四条の三において同じ。）に該当する特定保険会社（破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この号において同じ。）並びに破綻保険会社の権利義務の全部又は一部を承継する保険会社及び外国保険会社等をいう。）との間で行う場合において、

当該取引又は行為を行わなければ当該特定保険会社の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

〔二〇四 略〕

2 法第百条の三ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当該保険会社が当該保険会社を子会社とする保険持株会社（他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該保険会社以外の保険会社に限る。）との間で行う取引又は行為で、その条件が当該保険会社の取引の通常条件に照らして当該保険会社に不利益を与えるもの（以下この項において「特定取引等」という。）に関し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 当該保険会社が特定取引等を行うことが当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

二 当該保険会社が特定取引等の条件を明確に定めていること。

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第五十四条の三 保険会社は、法第百条の三ただし書の規定によるやむを得ない理由があることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第百条の三各号に掲げる取引又は行為をすることについて第五十四条第一項に掲げるやむを得ない理

当該取引又は行為を行わなければ当該特定保険会社の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

〔二〇四 同上〕

〔項を加える。〕

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第五十四条の三 保険会社は、法第百条の三ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第百条の三各号に掲げる取引又は行為をすることについて第五十四条に掲げるやむを得ない理由があ

由があるかどうかを審査するものとする。

第五十四条の三の二 保険会社は、法第百条の三ただし書の規定に

よる要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該承認後における収支の見込みを記載した書類

三 第五十四条第二項第二号に規定する条件を記載した書類

四 第五十四条第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録

五 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が第五十四条第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

るかどうかを審査するものとする。

「条を加える。」

(専門子会社の業務等)

第五十六条 法第六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該保険会社、その子会社(法第六条第一項第一号から第二号の二まで及び第八号に掲げる会社に限る。)その他第四項各号に掲げる者(次項第二号及び第十七項第二号イにおいて「保険会社等集団」という。)の行う業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務(当該保険会社が銀行等会社(銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下同じ。)を子会社としていない場合にあつては次条第二項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険会社が証券専門会社等(法第六条第一項第五号に規定する証券専門会社(第五十八条の六において「証券専門会社」という。)、同項第六号に規定する証券仲介専門会社(第五十八条の六において「証券仲介専門会社」という。))又は有価証券関連業を行う外国の会社をいう。第十七項第二号ロ及び第二十号の七第十四項第二号ロにおいて同じ。)を子会社としていない場合にあつては次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等(法第六条第一項第七号に規定する信託専門会社、同項第十二号ロに規定する信託兼営銀行(以下「信託兼営銀行」という。))又は信託業(信託業法第二十一条第一項(定義)に規定する信託業をいう。第二百八条第二

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「同上」

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等(法第六条第二項第六号に規定する銀行子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。)を有する場合に限り、次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務については証券子会社等(法第六条第二項第七号に規定する証券子会社等をいう。)を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等(法第六条第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。)を有する場合に限る。

項第二号において同じ。)を営む外国の会社をいう。以下同じ。
(を子会社としていない場合(当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。))にあつては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

2 法第六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項(定義)に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものとする。

一 「略」

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、保険会社等集団の行う業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当す

2 法第六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項(定義)に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものとする。

一 「同上」

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当す

るものを除き、当該保険会社が銀行等会社を子会社としていない場合にあつては同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第四十号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

3 法第六十六条第一項第六号及び第六号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第三十号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〇四 略〕

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該保険会社が銀行等会社を子会社としていない場合にあつては同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第四十号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

4 法第六十六条第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険会社の子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいい、当該保険会社の子会社（法第六十六条第一項第一号、第二号及び第八号に掲げる会社に限る。）を除く。）

るものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等を有する場合に限り、同項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等を有する場合に限り、同項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

4 法第六十六条第一項第十二号及び第十一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険会社の子会社（法第六十六条第一項第二号の二に掲げる者に限る。）

「号を削る。」

二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社及びその子会社等
（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をい
、当該保険会社及びその子会社等（法第一百十条第二項に規定す
る子会社等をいう。）を除く。）

「号を削る。」

「号を削る。」

5 法第六十六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は
、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登
録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価

一 二 当該保険会社の保険持株特定保険子会社（当該保険会社
を子会社とする保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二
十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社
に限り、当該保険会社及びその特定保険子会社（当該保険会社
の子会社のうち、法第六十六条第一項第一号から第二号の二まで
又は第八号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ
。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二 当該保険会社の保険会社集団（当該保険会社及びその子会社
の集団又は当該保険会社の特定保険子会社及び当該保険会社の
特定保険子会社以外の子会社の集団をいう。第四号及び第二
十号の七第一項第二号において同じ。）

三 当該保険会社の保険持株会社集団（当該保険会社を子会社と
する保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会
社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第
一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含む
ものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号及び
第二十号の七第一項第二号において同じ。）

四 当該保険会社又はその特定保険子会社、保険持株特定保険子
会社、保険会社集団若しくは保険持株会社集団及び他の保険会
社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団

5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣
府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は
金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録

証券登録原簿への登録)に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。第十項及び第十五項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

四 中小企業等経営強化法第十四条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社

五 民事再生法第七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

六 会社更生法第九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

七 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援決定を受けている会社

八 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

十一 合理的な経営改善のための計画（保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措

6

法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項（経営革新計画の承認）の承認を受けている会社
- 二 民事再生法第七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法第九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支

置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限り。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

〔項を加える。〕

援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（保険会社、外国保険会社等、銀行等、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号及び次号並びに第二百十条の七第五項第二号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

九 当該会社に対する金銭債権を有する保険会社及び銀行等（当該保険会社及び当該銀行等がない場合にあつては、保険会社又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該保険会社）並びに次のいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社

(当該保険会社の子会社等(法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。))及び当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社等(法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。))以外の会社に限る。)

十 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

7|| 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、
、 保険会社又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。))の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 保険会社及び銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該保険会社及び当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第百六条第一項第十四号の事業に係る計画をいう。))が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれれかに該当するものが関与して策定していること。

8|| 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、
、 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号（業務の範囲）に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該保険会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に当該保険会社又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

9 第五項に規定する会社のほか、新興企業者等も、保険会社の特定子会社（法第百六条第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。第十四項及び第十五項並びに第五十八条の七第三項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、第五項に規定する会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る同号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

6 前項に規定する会社のほか、同項第一号から第三号までに掲げる会社であつた会社であつて、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなつたとき以後においても同項第一号から第三号までの規定（中小企業者に係る部分を除く。）に該当するもの（以下この条において「新興企業者等」という。）も、保険会社の特定子会社（第九項に規定する会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、当該前項第一号から第三号までに掲げる会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該

「一〇三 略」

10 前項に規定する「新興企業者等」とは、中小企業者であった会社であつて、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても次に掲げるいずれかの要件に該当しているものをいう。

一 設立の日又は新事業活動の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の

保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

「一〇三 同上」

「項を加える。」

数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の
以上であるもの

- 11 第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一
項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとさ
れる会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくは
その子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ
。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七
条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会
社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわた
り取得された場合にあつては、当該保険会社若しくはその子会社
の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる
事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社
及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内
閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していた
ものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権
の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一
号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会
社に係る法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める
会社に該当するものとする。

- 12 第九項及び前項の規定は、第六項に規定する会社に該当してい
たものについて準用する。この場合において、第九項及び前項中
「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十

- 7 第五項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項
第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に
該当するものとされる会社のほか、会社であつて、その議決権を
保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下こ
の項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の
取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得さ
れたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社によ
り二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若
しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得
又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五
項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項第十三
号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当す
るものとされる会社に該当していたものも、その議決権が当該保
険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持
分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新
たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第
十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該
当するものとする。

「項を加える。」

四号」と読み替えるものとする。

13 第九項及び第十一項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「第一百六条第一項第十三号」とあるのは、「第一百六条第一項第十五号」と読み替えるものとする。

14 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第五項、第九項若しくは第十一項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第六項に規定する会社若しくは第十二項において読み替えて準用する第十一項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章並びに第八十五条第一項第六号、第九号及び第十一号において「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第十一項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日を行い、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該

「項を加える。」

8 前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第六十六条第一項第十三号及び第一百七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るものとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

地域活性化事業会社（以下この項、第五十八条の四第一項第九号、第五十八条の七第四項並びに第八十五条第一項第六号、第九号及び第十一号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該保険会社に係る法第六十六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該保険会社に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該保険会社に係る同項第十五号に規定する内閣府令で定める会社、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当する者に限る。以下この章並びに第八十五条第一項第六号、第九号及び第十一号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「号を削る。」

一 新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号までに規定

「号を削る。」

する会社、新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号までに規定する会社並びに第六項の規定により法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 事業再生会社（第五項第四号から第十一号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若し

15

第六項及び第十二項の規定にかかわらず、保険会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日

くは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第八号及び第九号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

〔項を加える。〕

における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

16 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

- 一 次条第二項第二十四号に掲げる業務
- 二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

17 法第百六条第一項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社
 - イ 生命保険会社
 - ロ 損害保険会社
 - ハ 少額短期保険業者

9 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

「号を加える。」
「号を加える。」

10 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国

二 銀行
ホ 長期信用銀行

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 次条第一項各号に掲げる業務であつて、保険会社等集団の行う業務のために営むもの

ロ 次条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が銀行等会社を子会社としていない場合にあつては同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合（当該保険会社の子会社が当該議決権を保

の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業務を営む外国の会社（保険業務を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第六条第一項第十号に規定する有価証券関連業務を行う外国の会社（保険業務を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

有する場合を含む。)を除く。)にあつては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

三 信託専門会社又は法第百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社(保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三から第四十号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第百六条第一項第四号の二、第六号の二又は第十二号から第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社

「号を削る。」

18 法第二条第十五項の規定は、第六項第九号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四項、第十五項及び前項第二号口に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 法第六十二条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務

である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第六十二条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

11 法第二条第十五項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「同上」

一 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を

を行う業務

二 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

「号を削る。」

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

八 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動

行う業務

二 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

六 他の事業者等の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）

七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九の二 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動

産を除く。)の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。)に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)

十七 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う

産を除く。)の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。)に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)

十七 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業

業務

十八 他の事業者等の所有する不動産（原則として、当該他の事業者等から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

〔二十三～二十六 略〕

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一～四 略〕

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号、第十二号及び第十五号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

〔五の二～九 略〕

業務

十八 他の事業者の所有する不動産（原則として、当該他の事業者から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

〔二十三～二十六 同上〕

2 〔同上〕

〔一～四 同上〕

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号及び第十二号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

〔五の二～九 同上〕

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（同号に該当するものを除く。）

〔十の二〕二十六の二 略〕

二十六の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十七 経営相談等業務

〔二十八・二十九 略〕

三十 主として保険持株会社又は子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

〔三十一〕三十四の三 略〕

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社（銀行等会社に限る。）の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（同号に該当するものを除く。）

〔十の二〕二十六の二 同上〕

二十六の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十七 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

〔二十八・二十九 同上〕

三十 主として保険持株会社又は子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

〔三十一〕三十四の三 同上〕

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社（銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔三十六〜四十二 略〕

四十三 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する保険会社（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合に限り、当該保険会社の子会社が当該議決権を保有する場合における当該保険会社を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する保険会社若しくは保険持株会社（これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該保険会社若しくは当該保険持株会社を含む。）が子会社とする信託専門会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限り、第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）及び当該財産の管理に関する業務に係る代理事務

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで（兼営の認可）に掲げる業務（当該業務を行う会社の議決権を保有する保険会社又は保険持株会社（これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該保険会社又は当該保険持株会社を含む。）の子会社である信託専門会社等）のうち信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項（業務の範囲）の承認を受けた業務に係るものに限り、第十九号、前号、金融機関

〔三十六〜四十二 同上〕

四十三 財産の管理に関する業務（第五号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで（兼営の認可）に掲げる業務（第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等）のうち信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項（業務の範囲）の承認を受け

の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔四十五～四十七 略〕

〔三～五 略〕

6 法第二条第十五項の規定は、第二項第四十三号及び第四十四号に規定する議決権について準用する。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

た業務に係るものに限る。）

〔四十五～四十七 同上〕

〔三～五 同上〕

6 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

7 法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

8 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

9 法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第二項第一号から第三十四号の二の二までに掲げる業務
- 二 第二項第四十六号に掲げる業務（第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

「項を削る。」

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第五十七条 法第百六条第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一、六 略」

七 保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 「略」

3 法第百六条第五項に規定する内閣府令で定める事由は、保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4 法第百六条第十二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、

三 第二項第四十七号に掲げる業務（第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

10 令第十三条の五の二第六項の規定は、第六項から第八項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第六項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)
第五十七条 「同上」

「一、六 同上」

七 保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 「同上」

3 法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

「項を加える。」

第一項各号に掲げる事由とする。

5 法第百六条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象保険会社等から除かれるものの業務)

第五十七条の二 法第百六条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第五十六条の二第二項第一号から第三十四号の二の二までに掲げる業務

二 第五十六条の二第二項第四十六号に掲げる業務(同条第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。

)
三 第五十六条の二第二項第四十七号に掲げる業務(同条第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。

)

(一定の保険業高度化等会社)

第五十七条の三 法第百六条第四項、第十三項及び第十六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社(外国の会社を除く。)又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。)第四十四条第一項(子会社に雇用される労

「項を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

働者に関する特例)、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項(関係子会社に雇用される労働者に関する特例)の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社(それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。)とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務を除く。)

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該保険会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該保険会社の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。)

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該保険会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し

、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該保険会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十三号から第十六号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第五十七条の四 法第六十六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号、第二十号、第二十一号及び第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第六十六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいい、保険業高度化等会社（第五十七条の三に規定する会社を除く。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該保険会社及びその子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条並びに次条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

〔条を加える。〕

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第六十六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 当該保険会社及びその子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号、次項第三号並びに次条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社）となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。以下この章から第六章まで及び第九十四条第一項第八号において同じ。）の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象保険会社等（当該子会社対象保険会社等を子会社とする法第百六条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 「略」

「五・六 略」

2 「略」

3 前二項の規定は、法第百六条第五項ただし書の認可（保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業保険業高度化等会社の議決権について

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社）となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、次条第一項第三号ロ及び第二項第四号、第五十九条の三第一項第二号ロ(7)、第八十六条の二第二項並びに第九十四条第一項第八号において同じ。）の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象保険会社等に関する次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 「同上」

「五・六 同上」

2 「同上」

3 保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて

て引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。)及び同条第七項において準用する同条第四項の認可について準用する。

4|| 保険会社は、法第百六条第八項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国の会社に関する次に掲げる書類

ての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

四 その他法第百六条第五項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

4|| 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

-
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ 業務の内容を記載した書類
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
 - 三 其他法第百六条第八項の承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 5 保険会社は、法第百六条第十項の規定による延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 理由書
 - 二 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書類
 - 三 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ 業務の内容を記載した書類
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を
-

〔項を加える。〕

含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

四 その他法第百六条第十項の規定による延長に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

6|| 保険会社は、法第百六条第十一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書)
ロ その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該保険会社及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書類を含む。)
ロ その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類

「項を加える。」

-
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ 業務の内容を記載した書類
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
 - 五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
 - 六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 7|| 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
 - 二 申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
 - 三 当該申請の時に申請保険会社及びその子会社等の収支
-

「項を加える。」

及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

四 申請保険会社が子会社対象会社以外の外国の会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請保険会社が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第百六条第九項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第六項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、申請保険会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第百六条第十二項ただし書の認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第十三項において準用する同条第四項の認可（他業保険業高度化等会社に該当する子会社としようとする）ことについての認可を除く。）について準用す

「項を加える。」

5 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（保険会社がその子会社（保険業高度化等会社を除く。）を保険業高度化等会社に該当する子会社

る。

10 第四項の規定は、法第百六条第十四項の承認について準用する。

11 法第二条第十五項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を第三項及び第九項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項第二号並びに第六項第五号及び第七項第一号（これらの規定を第八項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（他業保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五十八条の二 保険会社は、当該保険会社若しくはその子会社が合算して他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 「略」

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により当該保険会社若しくはその子会社が合算して他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権

とすることについての認可を除く。）について準用する。

「項を加える。」

6 法第二条第十五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五十八条の二 保険会社は、当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を

数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

ニ 株式交付により当該保険会社若しくはその子会社が合算して他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

三 当該保険会社及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 「略」

四 当該認可に係る他業保険業高度化等会社又は外国の保険業高度化等会社（次項において「他業保険業高度化等会社等」という。）に関する次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、

超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

〔1〕(3) 同上〕

ニ 株式交付により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

〔1〕(3) 同上〕

三 「同上」

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 「同上」

四 当該認可に係る保険業高度化等会社に関する次に掲げる書類

〔イ・ロ 同上〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることがで

財産及び損益の状況を知ることができる書類

二 「略」

五 当該保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る他業保険業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る他業保険業高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請保険会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「略」

四 当該申請の時に申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり

きる書類

二 「同上」

五 当該認可に係る当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 「同上」

2 「同上」

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る保険業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る保険業高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請保険会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「同上」

四 当該申請の時に申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり

、かつ、申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業保険業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の保険業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業保険業高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることにより、申請保険会社の行う保険業の高度化若しくは申請保険会社の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 申請保険会社の業務の状況に照らし、申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有し、又は外国の保険業高度化等会社を子会社とした後も、申請保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請保険会社又は当該認可に係る他業保険業高度化等会社等の顧客に対し、申請保険会社の保険会社としての取引上の優越的地位又は当該他業保険業高度化等会社等の業務における取引

、かつ、申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の保険業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る保険業高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることにより、申請保険会社の行う保険業の高度化又は申請保険会社の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請保険会社の業務の状況に照らし、申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の保険業高度化等会社を子会社とした後も、申請保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請保険会社又は当該認可に係る保険業高度化等会社の顧客に対し、申請保険会社の保険会社としての取引上の優越的地位又は当該保険業高度化等会社の業務における取引上の優越的地

上の優越的地位を不当に利用して、申請保険会社の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業保険業高度化等会社等の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請保険会社又は当該認可に係る他業保険業高度化等会社等が行う取引に伴い、申請保険会社又は当該他業保険業高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第百六条第五項ただし書の認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった他業保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることに）についての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第十三項において準用する同条第四項の認可（他業保険業高度化等会社に該当する子会社としようとする）についての認可に限る。）及び同条第十六項の認可について準用する。

5 法第二条第十五項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

位を不当に利用して、申請保険会社の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該保険業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請保険会社又は当該認可に係る保険業高度化等会社が行う取引に伴い、申請保険会社又は当該保険業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることに）についての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（保険会社とその子会社（保険業高度化等会社を除く。）を保険業高度化等会社に該当する子会社とすることに）についての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5 法第二条第十五項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

(保険会社による保険会社グループの経営管理の内容等)

第五十八条の三 法第六六条の二第二項第一号に規定する方針とし

て内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 保険会社グループ（法第六六条の二第一項に規定する保険会社グループをいう。以下同じ。）の収支、資本の分配又は基金の管理及び保険金等の支払能力の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における保険会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第六六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該保険会社における当該保険会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第六六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に關し改善が必要な場合における保険会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

「条を加える。」

(法第七十七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の四 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〇八 略」

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第五十六条第十四項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十五項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「略」

「2・3 略」

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第五十八条の五 「略」

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の六 「略」

2 法第七十七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第六十四条第四項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

(法第七十七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の三 「同上」

「一〇八 同上」

九 第五十六条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「同上」

「2・3 同上」

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第五十八条の四 「同上」

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の五 「同上」

2 法第七十七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第六十七条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

(特例対象会社)

第五十八条の七 ① 法第七百七条第八項に規定する内閣府令で定

める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（保険会社の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第八十五条第一項第十一号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号（業務の範囲）に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該保険会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に当該保険会社又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、第五十六条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

2 前項に規定する会社のほか、会社（保険会社の子法人等に該当

(特例対象会社)

第五十八条の六 〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

しないものに限る。)であつて、その議決権を保険会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)の第五十八条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第七十八条第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

3|| 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第七十八条第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「項を加える。」

4 法第七十七条第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該保険会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5 法第二条第十五項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 保険会社の主要な業務の内容（保険金信託業務を行う場合にあっては、当該保険金信託業務の内容を含む。）

〔三・四 略〕

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びヘ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ 〔略〕

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

〔(1)・(2) 略〕

〔①〕 法第七十七条第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。）であつて、当該会社の議決権を、保険会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

2 法第二条第十五項の規定は、前項に規定する議決権について準用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 保険会社の主要な業務の内容（保険金信託業務を行う場合にあっては、当該保険金信託業務の内容を含む。）

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（1）及び（2）に掲げる貸付金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1）から（3）までに掲げる貸付金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

〔ハ〕又 略

2
〔略〕

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略

四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業保険業高度化等会社）にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第六号において同じ。）とした場合（法第二百二十七条第一項第二号の規定又は第四号の三の規定によ

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1）、（2）及び（3）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

〔ハ〕又 同上

2
〔同上〕

（届出事項等）

第八十五条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（保険業高度化等会社）にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなけれ

り届出をしなければならぬ場合を除く。)

四の二 法第百六条第四項の認可を受けて保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業保険業高度化等会社又は同項の認可を受けて保険会社が子会社としている外国の保険業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合(前号又は第九号に該当する場合を除く。)

四の三 子会社対象会社(法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次号及び第十三号並びに第二百四十六條第一項第十二号及び第十三号において同じ。)以外の外国の会社(法第百六条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。)を子会社としようとする場合(同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第百二十七条第一項第三号に該当する場合を除く。)

四の四 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合(法第百二十七条第一項第三号に該当する場合及び第四号に該当する場合を除く。)

「号を削る。」

五 「略」

六 その子会社(新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。)が名称若しくは主な業務の内容若しくは本店の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかな場合を除く

ばならない場合を除く。)

「号を加える。」

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二及び第二百四十六條第一項第八号の二において同じ。)以外の外国の会社を子会社としようとする場合

「号を加える。」

四の三 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

五 「同上」

六 その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合(法第百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなったこと

。)、合併、解散又は業務の全部の廃止を行った場合(法第二百二十七条第一項第三号又は次号に該当する場合を除く。)

「号を削る。」

七 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業保険業高度化等会社^六の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

「号を削る。」

八 法第六十六条第十四項の承認を受けた事項を実行した場合(法第二百二十七条第一項第三号に該当する場合を除く。)

九 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者(子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社(保険会社の子会社であるものに限る。))の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合(新たに有することとなった特殊関係者が法第六十六条第四項の認可を受けて保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業保険業高度化等会社である場合を除く。)

又は子会社対象保険会社等(法第六十六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。)に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。)

六の二 その子会社が本店の所在地を変更した場合

六の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する保険業高度化等会社^六の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

六の四 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業高度化等会社が名称若しくは本店の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止した場合(前三号に掲げる場合を除く。)

「号を加える。」

「号を加える。」

十 其の特種関係者が特種関係者でなくなった場合

十一 保険会社又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業保険業高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該保険会社の子会社又は特種関係者となった場合を除く。）

〔号を削る。〕

〔号を加える。〕

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第九十六条の十第一項の規定により認可を受けている場合（第四十六条第一項第十三号に掲げる書類を提出している場合に限る。））、当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第六十六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第二百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第四百四十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第六百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第五百一条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第五百条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。）

十二 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

十三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合

十四 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象保険会社等（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者（子会社対象保険会社等に限る。）が当該子会社対象保険会社等

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第七号の五に掲げる場合を除く。）

七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第七号の六において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百六条第七項の規定による認可に伴い保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

七の五 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

〔号を加える。〕

に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する
場合を除く。）

十五 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超
えて議決権を保有する法第百六条第一項第十六号に掲げる会社
（当該保険会社の子会社及び他業保険業高度化会社を除く。）
又は保険会社の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業保険業高
度化等会社を除く。）に限る。）が他業保険業高度化等会社と
なつたことを知つた場合

十六〜二十一 「略」

二十二 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済
をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還を
しようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をし
ようとする場合を含む。）

二十三〜二十五 「略」

「号を削る。」

二十六〜二十八 「略」

2 法第二條第十五項の規定は、前項第四号、第四号の二、第七号
、第九号及び第十一号から第十五号まで、第五項並びに第六項に
規定する議決権について準用する。

3 「略」

4 第一項第四号の二、第四号の四、第十一号又は第十二号に該当
するときの届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

5 第一項第十二号に掲げる場合において、法第百六条第一項第十

「号を加える。」

八〜十二 「同上」

十三 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする
場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする
場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場
合を含む。）

十三の二〜十四 「同上」

十五 削除

十六〜十八 「同上」

2 法第二條第十五項の規定は、前項第四号、第六号の三から第七
号の四まで及び第七号の六に規定する議決権について準用する。

3 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

三号から第十五号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十三号に規定する特定子会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

6 第一項第十一号から第十五号までに掲げる場合において、第五十六条第十四項に規定する新規事業分野開拓会社等又は同項に規定する事業再生会社（同条第七項に定める要件に該当するものに限る。）による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

7 第一項第十七号又は第十九号に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

8 第一項第二十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇六 略」

9 第一項第二十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（事業譲渡等の認可の申請）

「項を加える。」

4 第一項第九号又は第十号の二に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇六 同上」

6 第一項第十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（事業譲渡等の認可の申請）

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第百四十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕十 略〕

十の二 当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が他業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

〔十一・十二 略〕

〔2〕4 略〕

（合併の認可の申請）

第二百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〕十九 略〕

十九の二 合併後存続する保険会社若しくは合併により設立される保険会社又はその子会社が、当該合併により他業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとな

第九十四条 〔同上〕

〔一〕十 同上〕

十の二 当該事業の譲受けにより保険会社若しくはその子会社が他業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

〔十一・十二 同上〕

〔2〕4 同上〕

（合併の認可の申請）

第二百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〕十九 同上〕

十九の二 合併後存続する保険会社若しくは合併により設立される保険会社若しくはその子会社が、当該合併により他業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとな

る場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

〔二十〇二十二 略〕

〔2・3 略〕

(会社分割の認可の申請)

第五十五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇十八 略〕

十八の二 当該会社分割により保険会社又はその子会社が業保業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

〔一九〇二十二 略〕

〔2〇4 略〕

(日本における代表者の兼職の認可の申請等)

第三百三十三条 外国保険会社等の日本における代表者は、法第九十二条第五項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようにする他

る場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

〔二〇〇二十二 同上〕

〔2・3 同上〕

(会社分割の認可の申請)

第五十五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇十八 同上〕

十八の二 当該会社分割により保険会社若しくはその子会社が保業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

〔一九〇二十二 同上〕

〔2〇4 同上〕

(日本における代表者の兼職の認可の申請等)

第三百三十三条 外国保険会社等の日本における代表者は、法第九十二条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しよ

の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第四号に掲げる書類を添付することを要しない。

「一〜三 略」

四 当該他の会社の定款、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

五 「略」

2 「略」

3 第一項の規定による外国保険会社等に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（特殊関係者との間の取引等に係るやむを得ない理由）

第三百三十四条 法第九十四条ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該外国保険会社等が当該外国保険会社等の取引の通常の場合に照らして当該外国保険会社等に不利益を与える取引を、当該外国保険会社等の特殊関係者（法第九十四条本文に規定する特殊関係者をいう。以下この条及び第三百三十五条において同

うとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第四号に掲げる書類を添付することを要しない。

「一〜三 同上」

四 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

五 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

（特殊関係者との間の取引等に係るやむを得ない理由）

第三百三十四条 「同上」

一 当該外国保険会社等が当該外国保険会社等の取引の通常の場合に照らして当該外国保険会社等に不利益を与える取引を、当該外国保険会社等の特殊関係者（法第九十四条本文に規定する特殊関係者をいう。以下この条及び第三百三十五条において同

じ。)に該当する特定保険会社(第五十四条第一項第一号に規定する特定保険会社をいう。)との間で行う場合において、当該取引を行わなければ当該特定保険会社の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

〔二・三 略〕

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならぬ支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準

じ。)に該当する特定保険会社(第五十四条第一号に規定する特定保険会社をいう。)との間で行う場合において、当該取引を行わなければ当該特定保険会社の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

〔二・三 同上〕

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならぬ支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準

用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五百三十三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四の三中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項

用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五百三十三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「特殊関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特

に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法

定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第

「第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同条第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同条第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同条第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備

六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同条第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同条第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同条第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十

金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書類の一部がない場合には、当該書類に類する書類）

「イ」ヲ 略

〔三〕六 略

2 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から

条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

「イ」ヲ 同上

〔三〕六 同上

2 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び

第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

3 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書類の一部がない場合には、当該書類に類する書類）

〔イ〕ル 略〕

〔三〕六 略〕

〔4〕6 略〕

（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

第三号から第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

3 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

〔イ〕ル 同上〕

〔三〕六 同上〕

〔4〕6 同上〕

（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該会社に関する次に掲げる書類（当該会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書類の一部がない場合には、当該書類に類する書類）

「イ〜フ 略」

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ 業務の内容を記載した書類

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他当該子会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十一条の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この節において同じ。）の見込みを記載した書類

ならない。

一 「同上」

二 当該会社に関する次に掲げる書類

「イ〜フ 同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 前号り及び又に掲げる書類

「号の細分を加える。」

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十一条の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十條の八第二項第二号ロ、第二百十條の十の二第一項第三号ロ(7)、第二百十條の十一の三第二項、第二百十條の十二第一項第十号、第二百十條の十二の三第一項第九号並びに第二百十條の十三第一項第六号において同じ。）の見込みを記載した書類

五 「略」

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書類の一部がない場合には、当該書類に類する書類）

「イ〜ル 略」

三 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

「イ〜ハ 略」

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他当該子会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

「四・五 略」

「3〜5 略」

（保険持株会社による保険持株会社グループの経営管理の内容等）

五 「同上」

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 「同上」

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

「イ〜ル 同上」

三 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

「四・五 同上」

「3〜5 同上」

第二百十條の六の三 法第二百七十一條の二十一第四項第一号に規

定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 保険持株会社グループの収支、資本の分配及び保険金等の支払能力の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における保険持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第二百七十一條の二十一第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該保険持株会社における当該保険持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第二百七十一條の二十一第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における保険持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（保険持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務

「条を加える。」

第二百十條の六の四 法第二百七十一條の二十一の二第一項に規定

する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 当該保険持株会社グループに属する生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者及び保険業を行う外国の会社の資産の運用に係る業務

二 当該保険持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式若しくは持分の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

三 当該保険持株会社グループに属する会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務

四 当該保険持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

五 当該保険持株会社グループに属する会社に対する不動産（原則として、事業用不動産に限る。）の賃貸又は当該会社が所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

六 当該保険持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

「条を加える。」

-
- 七 当該保険持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
 - 八 当該保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
 - 九 当該保険持株会社グループに属する会社に機械類その他の物件を使用させる業務
 - 十 当該保険持株会社グループに属する生命保険会社、損害保険会社及び保険業を行う外国の会社の顧客である事業者等の経営に関する相談に応ずる業務
 - 十一 当該保険持株会社グループに属する生命保険会社、損害保険会社及び保険業を行う外国の会社の顧客である個人の財産形成に関する相談に応ずる業務
 - 十二 当該保険持株会社グループに属する会社の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（当該保険持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）
 - 十三 法第九十七条及び第九十八条の規定により行う業務に係る商品の開発を行う業務（法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定める事項に係るものを除く。）
 - 十四 当該保険持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務
-

十五 当該保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十六 当該保険持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十七 当該保険持株会社グループに属する会社の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法第二百七十一条の二十一の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務は、前項第六号から第九号まで、第十二号及び第十四号から第十七号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含み、当該保険持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く。）とする。

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

第二百十條の六の五 保険持株会社は、法第二百七十一条の二十一の二第二項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該保険持株会社及びその子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。

）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び

「条を加える。」

株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 当該認可後における当該認可に係る業務の収支の見込みを記載した書類

四 当該認可後における当該保険持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類

五 当該認可に係る業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書類

六 当該認可に係る業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

七 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 申請をした保険持株会社が当該認可に係る業務を行うことにより、当該保険持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営が促進されると見込まれること。

二 申請をした保険持株会社が、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る業務を開始した後も、当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

三 申請をした保険持株会社が、その人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第二百十條の六の六 法第二百七十一條の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第二百十條の六の七 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等(法第二百七十一條の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 略〕

〔2・3 略〕

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 法第二百七十一條の二十二第一項第十二号に規定する当該保険持株会社又はその子会社に類する者として内閣府令で定めるものは、当該保険持株会社の子会社等(法第二百七十一條の二十四第一項に規定する子会社等をいい、当該子会社を除く

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第二百十條の六の三 法第二百七十一條の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第二百十條の六の四 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等(法第二百七十一條の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 同上〕

〔2・3 同上〕

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 法第二百七十一條の二十二第一項第十二号及び第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

。)とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

2 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一 当該保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第二号の二に掲げる者に限る。）

二 当該保険持株会社の保険持株会社集団（当該保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。）

二 当該保険持株会社の保険持株会社集団及び保険会社（当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。）若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団又は他の保険持株会社の保険持株会社集団

2 〔同上〕

一 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

〔号を削る。〕

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

八 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の

五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

六 他の事業者の業務に關し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）

七 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九の二 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の

の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 「略」

十六 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十七 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者等の所有する不動産（原則として、当該他の事業者等から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）

（の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 「同上」

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十七 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者の所有する不動産（原則として、当該他の事業者から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）の

賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

〔二十三～二十六 略〕

〔3・4 略〕

5 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 第五十六条第六項第一号から第十号までに掲げる会社（同項第九号に掲げる会社にあつては、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険会社の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）

二 当該会社に対する金銭債権を有する保険会社又は銀行等（当該保険会社又は当該銀行等がない場合にあつては、保険持株会社又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該保険持株会社）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

〔二十三～二十六 同上〕

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社

(当該保険持株会社の子会社等(法第二百七十一条の二十四

第一項に規定する子会社等をいう。))以外の会社に限る。)

6

法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険持株会社又はその子会社が前項に規定する会社(第五十六条第六項第十号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 保険会社又は銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該保険会社又は当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第二百七十一条の二十二第一項第十四号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

7

法第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該保険持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に当該保険持株会社又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは

5 前項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において、最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係

持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の第二十二項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

〔項を削る。〕

法第二百七十一条の第二十二項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

6

前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の第二十二項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るこゝとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日にお

る基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 新規事業分野開拓会社（第五十六条第五項第一号から第三号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第一号から第三号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。） その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 事業再生会社（第五十六条第五項第四号から第十一号までに規定する会社及びこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。） その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項第八号及び第九号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日

「項を削る。」

9|| 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

10|| 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十五号」と読み替えるものとする。

11|| 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項及び第二百十条の十四第二項第六号において「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日

から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

7|| 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の三十五とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五十六条第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項及び第二百十條の十四第二項第六号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該保険持株会社に係る法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該保険持株会社に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該保険持株会社に係る同項第十五号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項及び第二百十條の十四第二項第六号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回るこゝとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分

基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12|| 第五項及び第九項の規定にかかわらず、保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から第五十六条第十五項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第二項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13|| 法第二百七十一条の二十二第二項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条第十六項各号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

「項を加える。」

8|| 法第二百七十一条の二十二第二項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

14 法第二百七十一条の二十二第一項第十六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社

イ 生命保険会社

ロ 損害保険会社

ハ 少額短期保険業者

ニ 銀行

ホ 長期信用銀行

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 第二項各号に掲げる業務であつて、当該保険持株会社、その子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号

9 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号

及び第八号に掲げる会社に限る。)その他第一項に規定するものの営む業務のために営むもの

ロ 第五十六条の二第二項各号に掲げる業務(当該持株会社が銀行等会社を子会社としていない場合にあつては同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

「号を削る。」

「号を削る。」

及び第二項各号(第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。)

三 信託専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社(保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三から第四十号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第六号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第二六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六条の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

15 法第二条第十五項の規定は、第五項、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十条の八 「略」

2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

「ロ」ニ 略」

三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四 「略」

3 「略」

（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

10 法第二条第十五項の規定は、第六項に規定する議決権について準用する。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十条の八 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

「ロ」ニ 同上」

三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四 「同上」

3 「同上」

（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

第二百十條の九 法第二百七十一條の二十二第四項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〕六 略〕

七 保險持株会社の子会社である法第二百七十一條の二十二第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 〔略〕

(保險持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十條の十二 保險持株会社は、法第二百七十一條の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕五 略〕

六 当該保險持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書類を含む。)その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔七〕七 略〕

2 〔略〕

(保險持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十條の十二の三 保險持株会社は、法第二百七十一條の三十

第二百十條の九 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

七 保險持株会社の子会社である法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 〔同上〕

(保險持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十條の十二 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 当該保險持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔七〕七 同上〕

2 〔同上〕

(保險持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十條の十二の三 〔同上〕

一 第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕四 略〕

五 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

〔六〕十六 略〕

2 〔略〕

（保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第二百十條の十三 保険持株会社は、法第二百七十一條の三十一第一三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〕十一 略〕

〔一〕四 同上〕

五 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

〔六〕十六 同上〕

2 〔同上〕

（保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第二百十條の十三 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〕十一 同上〕

2 「略」

(届出事項)

第二百十條の十四 「略」

2 法第二百七十一條の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一、四 略」

四の二 第二百十條の六の四第二項に規定する業務を行おうとする場合

五 保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十條の九第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第二百七十一條の三十二第二項第三号の規定により届出をしなければならないときとされるものを除く。）

六 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所的位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併、解散又は業務の全部の廃止を行った場合（法第二百七十一條の三十二第二項第二号又は第四号に該当する場合を除く。）

「号を削る。」

「七、十 略」

2 「同上」

(届出事項)

第二百十條の十四 「同上」

2 「同上」

「一、四 同上」

「号を加える。」

五 保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十條の九第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十一條の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないときとされるものを除く。）を子会社とした場合

六 その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十一條の三十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

六の二 その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

「七、十 同上」

3 保険持株会社（保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十一条の第三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 前項第四号の二に掲げる場合 行おうとする業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書類

二 前項第七号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及びその附属明細書

（取締役等の兼職の承認の申請等）

第二百十一條の二十三 少額短期保険業者の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第二百七十二條の十第一項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 当該他の会社の定款、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財

3 保険持株会社（保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十一条の第三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事業報告及びその附属明細書）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

（取締役等の兼職の承認の申請等）

第二百十一條の二十三 少額短期保険業者の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第二百七十二條の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及

産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 「略」

2 「略」

3 第一項の規定による少額短期保険業者に対する承認申請書又は当該承認申請書に添付すべき書類（以下この項において「承認申請書等」という。）の提出については、当該承認申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（業務運営に関する措置）

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の二第一項の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第十三号から第十五号までに定める書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の同条第四項に規定する電磁的方法による提供をした上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

〔二〇五 略〕

2 法第二百七十二条の十三第三項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる少額短期保険持株会社は、次に掲げる内容の当該少額短期保険持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じな

び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

（業務運営に関する措置）

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第十三号から第十五号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

〔二〇五 同上〕

「項を加える。」

ければならない。

- 一 当該少額短期保険持株会社グループ（法第二百七十二条の十三第三項第一号に規定する少額短期保険持株会社グループをいう。以下同じ。）に属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。
 - 二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
 - 三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。
 - 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること。
 - 五 当該業務を委託した少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を求めること。
-

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第一項、第五十三条の十二の二、第五十四条(第一項第一号を除く。)及び第五十四条の二から第五十四条の三の二までの規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号(第二号及び第三号を除く。))に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。)」と、第五十三条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、「同条第一項第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この項及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。)」と、同項第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、同

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十三条の十二の二、第五十四条(第一号を除く。)、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号(第二号及び第三号を除く。))に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。)」と、第五十三条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、「同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。)」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは

条第二項中「保険持株会社」とあるのは「少額短期保険持株会社」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条第一項」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条第一項」と、第五十四条の三の二中「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、「第五十四条第二項」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条第二項」と、同条第一項中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と読み替えるものとする。

（少額短期保険業者による少額短期保険業者グループの経営管理の内容等）

第二百十一条の三十五の二 法第二百七十二条の十四の二第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 少額短期保険業者グループ（法第二百七十二条の二第一項に規定する少額短期保険業者グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配又は基金の管理及び保険金等の支払能力の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

二 災害その他の事象が発生した場合における少額短期保険業者グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第二百七十二条の十四の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該少額短期保険業者における当該少額短期保険業者グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第二百七十二条の十四の二第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該少額短期保険業者グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における少額短期保険業者グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等）

第二百十一条の七十二 「略」

2 「略」

3 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面（法第二百七十二条の三十一第一項の承認に限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等）

第二百十一条の七十二 「同上」

2 「同上」

3 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面（法第二百七十二条の三十一第一項の規定による承認に限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

一 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

イ 「略」

ロ 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

〔1〕(11) 略

ハ 「略」

二 「略」

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ 「略」

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人（以下ロにおいて「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合には、当該書面に類する書面）

〔1〕(11) 略

ハ 「略」

する。

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

〔1〕(12) 同上

ハ 「同上」

二 「同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人（以下ロにおいて「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

〔1〕(11) 同上

ハ 「同上」

(少額短期保険持株会社による少額短期保険持株会社グループの
経営管理の内容等)

第二百十一条の七十七の二 法第二百七十二条の三十八第四項第一
号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方
針とする。

一 少額短期保険持株会社グループの収支、資本の分配及び保険
金等の支払能力の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方
針

二 災害その他の事象が発生した場合における少額短期保険持株
会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第二百七十二条の三十八第四項第三号に規定する内閣府令で
定める体制は、当該少額短期保険持株会社における当該少額短期
保険持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執
行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者そ
の他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適
合することを確保するための体制とする。

3 法第二百七十二条の三十八第四項第四号に規定する内閣府令で
定めるものは、当該少額短期保険持株会社グループ(再建計画(業
務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における少額
短期保険持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以
下この項において同じ。))の策定が必要なものとして金融庁長官
が指定したものに限り、(再建計画を策定し、その適正な実施
を確保することとする。))

「条を加える。」

(少額短期保険持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第二百十一條の七七の三 法第二百七十二條の三十八の二第一項

に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 当該少額短期保険持株会社グループに属する少額短期保険業者の資産の運用に係る業務（法第二百七十二條の十二各号に掲げる方法に係るものに限る。）

二 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

三 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

四 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

五 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

六 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
(少額短期保険業及びこれに付随する業務並びに第二百十一條の二十四各号に掲げるものに係るものに限る。)

「条を加える。」

七 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務

八 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

九 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十 当該少額短期持株会社グループに属する会社の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法第二百七十一条の三十八の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務は、前項第三号から第十号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含み、当該少額短期保険持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く。）とする。

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての承認の申請等）

第二百七十一条の七十七の四 少額短期保険持株会社は、法第二百七十二條の三十八の二第二項の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。

2 財務局長等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項がその子会社である少額短期保険業者の業務

「条を加える。」

の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないかどうかを審査するものとする。

(届出事項)

第二百十一条の八十六 「略」

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一、四 略」

四の二 第二百十一条の七十七の三第二項に規定する業務を行おうとする場合

五 「略」

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかなる場合を除く。)、合併、解散又は業務の全部の廃止を行った場合(法第二百七十二条の四十二第二項第二号又は第四号に該当する場合を除く。)

「号を削る。」

七 「略」

3 少額短期保険持株会社(少額短期保険持株会社であった会社を含む。)は、法第二百七十三条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号

(届出事項)

第二百十一条の八十六 「同上」

2 「同上」

「一、四 同上」

「号を加える。」

五 「同上」

六 その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合(法第二百七十二条の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。)

六の二 〃 その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

七 「同上」

3 少額短期保険持株会社(少額短期保険持株会社であった会社を含む。)は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規

に定める書類)を添付して財務局長等に提出しなければならない。

一 前項第四号の二に掲げる場合 行おうとする業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書類

二 前項第七号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及びその附属明細書

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕五 略〕

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合(同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。)に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること若しくはこれに準ずる措置により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

定する事業報告及びその附属明細書)を添付して財務局長等に提出しなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合(同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。)に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること(当該書面に記載すべき事項を第四項に規定する電磁的方法により提供する場合にあつては当該顧客から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得ること

〔七十九 略〕

〔27 略〕

8 第四項から前項までの規定は、第二項（同項において準用する第一項第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用について準用する。

（特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 〔略〕

二 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により

又はこれに準ずる措置により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

〔七十九 同上〕

〔27 同上〕

〔項を加える。〕

（特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条の二十七 〔同上〕

一 〔同上〕

二 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により

行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること若しくはこれに準ずる措置により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

〔三・四 略〕

2
〔略〕

3 第二百三十四条第二項から第八項までの規定は、第一項第一号の規定の適用について準用する。

〔4～7 略〕

8 第四項から前項までの規定は、第二項（同項において準用する第一項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用について準用する。

（保険業関係業者に対する意見聴取等）

第二百三十九条の三 法第三百八条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 〔略〕

行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること（当該書面に記載すべき事項を第四項に規定する電磁的方法により提供する場合にあつては当該保険契約者から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置）により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

〔三・四 同上〕

2
〔同上〕

3 第二百三十四条第二項から第七項までの規定は、第一項第一号の規定の適用について準用する。

〔4～7 同上〕

〔項を加える。〕

（保険業関係業者に対する意見聴取等）

第二百三十九条の三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 当該申請をしようとする者は、全ての保険業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（標準処理期間）

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

「一〜四 略」

五〜八 「略」

九 法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等又は保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の

二 当該申請をしようとする者は、全ての保険業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

（標準処理期間）

第二百四十六条 「同上」

「一〜四 同上」

四の二〜七 「同上」

八 法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認 三十日

承認 三十日

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

十 法第百六条第四項（同条第七項及び第十三項において準用する場合を含む。）の規定による子会社又は他業保険業高度化等会社の認可 九十日

十一 法第百六条第五項ただし書の規定による保険会社の子会社となった子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることに
ついての認可 九十日

十二 法第百六条第八項及び第十四項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認 三十日

十三 法第百六条第十一項及び第十二項ただし書の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることの認可 九十日

十四 法第百六条第十六項の規定による他業保険業高度化等会社の認可 九十日

八の二 法第百六条第六項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認 三十日

九 法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による子会社又は保険業高度化等会社の認可 九十日

九の二 法第百六条第八項ただし書の規定による子会社又は保険業高度化等会社の認可 九十日

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

九の三 法第百六条第十項の規定による保険業高度化等会社の認可 九十日

十五〇二十五 「略」

二十六 法第二百七十一条の二十一の二第二項の規定による保険
持株会社が行う業務の認可 六十日

二十七〇三十 「略」

三十一 法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準用
する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取
引等又は少額短期保険業者の経営の健全性を損なうおそれがな
いこと等の承認 三十日

三十二〇三十五 「略」

三十六 法第二百七十二条の三十八の二第二項の規定による少額

短期保険持株会社が行う業務の承認 三十日

三十七〇四十八 「略」

2 「略」

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で
定めるものは、第八十五条第一項第二十七号、第六十六条第一
項第七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特
定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。
)とする。

九の四〇十七の三 「同上」

「号を加える。」

十七の四〇十七の七 「同上」

十七の八 法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準
用する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の
取引等の承認 三十日

十七の九〇十七の十二 「同上」

「号を加える。」

十七の十三〇二十六 「同上」

2 「同上」

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で
定めるものは、第八十五条第一項第十七号、第六十六条第一項
第七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特定
保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。
)とする。

年度中 () 年 月 日から) 年 月 日まで) 中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住所
会社名
代表取締役

氏名

年 月 日から 年 月 日まで

での当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

第1

年度中 () 年 月 日から) 年 月 日まで) 中間事業概況書

1 [略]

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

(2) 子会社等の概況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項 (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づき金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定

年度中 () 年 月 日から) 年 月 日まで) 中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住所
会社名
代表取締役

氏名

年 月 日から 年 月 日まで

での当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

第1

年度中 () 年 月 日から) 年 月 日まで) 中間事業概況書

1 [同左]

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

(2) 子会社等の概況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第7項の規定に基づき金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定に基づき金融庁長官への届出年月日を記載す

に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第1項第9号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

3 [略]
[第2・第3 略]

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から ） 連結業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住所 会社名 氏名
代表取締役 氏名
年 月 日から 年 月 日までの当
社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目次

[第1～第3 略]
（記載上の注意）
[1～3 略]

第1
1 年度（ 年 月 日から ） 事業概況書
年 月 日まで

- 1 [略]
 - 2 子会社等の状況
 - (1) 子会社等数の増減
[表略]
- （記載上の注意）
[1・2 略]

ること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第1項第7号の4の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

3 [同左]
[第2・第3 同左]

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から ） 連結業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住所 会社名 氏名
代表取締役 氏名
年 月 日から 年 月 日までの当
社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目次

[第1～第3 同左]
（記載上の注意）
[1～3 同左]

第1
1 年度（ 年 月 日から ） 事業概況書
年 月 日まで

- 1 [同左]
 - 2 子会社等の状況
 - (1) 子会社等数の増減
[同左]
- （記載上の注意）
[1・2 同左]

| | |
|--|---|
| <p>(2) 子会社等の概況 [表略] (記載上の注意)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「認可又は届出年月日等」は、<u>法第 106 条第 1 項各号に掲げる会社にあつては、同条第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づき金融庁長官の認可年月日又は法第 127 条第 1 項第 2 号の規定に基づき金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、<u>保険業法施行規則 (以下「規則」という。)</u> <u>第 85 条第 1 項第 9 号の規定に基づき金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。</u></p> <p>[第 2・第 3 略]</p> | <p>(2) 子会社等の概況 [同左] (記載上の注意)</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 「認可又は届出年月日等」は、<u>法第 106 条第 1 項各号に掲げる会社にあつては、同条第 7 項の規定に基づき金融庁長官の認可年月日又は法第 127 条第 1 項第 2 号の規定に基づき金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則 (以下「規則」という。)</u> <u>第 85 条第 1 項第 7 号の 4 の規定に基づき金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。</u></p> <p>[第 2・第 3 同左]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | |

(金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正)

第十七条 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第八十

八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合)</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等(法第二条第一項に規定する金融機関等という。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 信用金庫連合会 株式の移転又は発行を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むもの(以下この項及び次項第三号から第九号までにおいて「信託業務を営む銀行」という。)を信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十二条第六項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされるものを含む。)とする場合(同法第五十四条の二十三第四項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第二十四条第四項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされ</p> | <p>(法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 信用金庫連合会 株式の移転又は発行を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むもの(以下この項及び次項第三号から第九号までにおいて「信託業務を営む銀行」という。)を信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十二条第六項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされるものを含む。)とする場合(同法第五十四条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第二十四条第四項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされ</p> |

| | |
|--|--|
| <p>るものを含む。)とする場合(同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に 限る。)</p> <p>〔七〇九 略〕</p> <p>〔二〇四 略〕</p> | <p>るものを含む。)とする場合(同法第七十二条第七項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に 限る。)</p> <p>〔七〇九 同上〕</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部改正)

第十八条 預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第三号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第一条 「略」</p> <p>2 前項第一号のデータは、機構が法第五十五条の二第二項の規定により金融機関から提出を受けた資料に基づき作成したデータであつて、預金者等の預金口座につき、保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）により計算した保険金として支払われるべきものとなる額を把握するために必要となるデータを含むものとする。</p> <p>3 「略」</p> | <p>第一条 「同上」</p> <p>2 前項第一号のデータは、機構が法第五十五条の二第二項の規定により金融機関から提出を受けた資料に基づき作成したデータであつて、預金者等の預金口座につき、保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）により計算した保険金として支払われるべきものとなる額を把握するために必要となるデータを含むものとする。</p> <p>3 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)</p> <p>第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 銀行(法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。)又は銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。)</p> <p>二 株式の交付を行う金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合(同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 信用金庫連合会 株式の交付を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの(以下この項において「信託業務を営む銀行」という。)を信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十二条第六項に規定する子会社とする場合(同法第五十四条の二十三第四項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)</p> <p>〔四・五 略〕</p> | <p>(経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>一 銀行(法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。)又は銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。)</p> <p>二 株式の交付を行う金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合(同法第十六条の二第七項又は第五十二条の二十三第六項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 信用金庫連合会 株式の交付を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの(以下この項において「信託業務を営む銀行」という。)を信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十二条第六項に規定する子会社とする場合(同法第五十四条の十七第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)</p> <p>〔四・五 同上〕</p> |

| | |
|---|---|
| <p>六 農林中央金庫 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り。）</p> <p>〔七〇九 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> | <p>六 農林中央金庫 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第七項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り。）</p> <p>〔七〇九 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> |
|---|---|

備考 表中の「」の記載は注記である。

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | | |
|-----|--------------------------------|---|
| 改正後 | <p>別表第一（第三条関係）</p> <p>〔略〕</p> | <p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三</p> |
| 改正前 | <p>別表第一（第三条関係）</p> <p>〔同上〕</p> | <p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四</p> |

| | | | |
|---------------------------|--------------------|-------------|---|
| <p>金融商品取引法</p> | <p>別表第二（第四条関係）</p> | <p>〔略〕</p> | <p>第二項において準用する場合を含む。） 、第六十三條の四第一項及び第三項（こ れらの規定を第六十三條の三第二項にお いて準用する場合を含む。）、第六十三 條の九第五項（第六十三條の十一第二項 において準用する場合を含む。）、第六 十三條の十二第一項及び第三項（これら の規定を第六十三條の十一第二項におい て準用する場合を含む。）、第六十六條 の十六、第六十六條の十七第二項、第六 十六條の十八、第六十六條の三十七、第 六十六條の三十九、第六十六條の五十八 、第八十八條の十一第一項、第三百三十 九條の四第九項、第三百三十九條の六第四 項、第三百三十九條の十三第二項並びに第 百三十九條の二十一第二項</p> |
| <p>第四十六條の二（第六十條の六（第六十</p> | <p>別表第二（第四条関係）</p> | <p>〔同上〕</p> | <p>第一項及び第三項、第六十六條の十六、 第六十六條の十七第二項、第六十六條の 十八、第六十六條の三十七、第六十六條 の三十九、第六十六條の五十八、第八十 八條の十一第一項、第三百三十九條の四第 九項、第三百三十九條の六第四項、第三百 三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條 の二十一第二項</p> |
| <p>金融商品取引法</p> | <p>別表第二（第四条関係）</p> | <p>〔同上〕</p> | <p>第一項及び第三項、第六十六條の十六、 第六十六條の十七第二項、第六十六條の 十八、第六十六條の三十七、第六十六條 の三十九、第六十六條の五十八、第八十 八條の十一第一項、第三百三十九條の四第 九項、第三百三十九條の六第四項、第三百 三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條 の二十一第二項</p> |
| <p>第四十六條の二（第六十條の六（第六十</p> | <p>別表第二（第四条関係）</p> | <p>〔同上〕</p> | <p>第一項及び第三項、第六十六條の十六、 第六十六條の十七第二項、第六十六條の 十八、第六十六條の三十七、第六十六條 の三十九、第六十六條の五十八、第八十 八條の十一第一項、第三百三十九條の四第 九項、第三百三十九條の六第四項、第三百 三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條 の二十一第二項</p> |

| | | | | | |
|--|---|-------------|--------------------|-------------|---|
| | <p>条の十四第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の十二第一項(第六十三条の十一第一二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十六、第六十六条の三十七及び第六十六条の五十八</p> | <p>〔略〕</p> | <p>別表第三(第五条関係)</p> | <p>〔略〕</p> | <p>金融商品取引法</p> <p>第四十六条の二(第六十条の六(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条</p> |
| | <p>条の十四第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項、第六十六条の十六、第六十六条の三十七及び第六十六条の五十八</p> | <p>〔同上〕</p> | <p>別表第三(第五条関係)</p> | <p>〔同上〕</p> | <p>金融商品取引法</p> <p>第四十六条の二(第六十条の六(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条</p> |

| | | | |
|---------------------------|--------------------|-------------|---|
| <p>金融商品取引法</p> | <p>別表第四（第八条関係）</p> | <p>〔略〕</p> | |
| <p>第二十五条第三項（第二十七条において</p> | | | <p>の五第三項、第五十七条の十六、第五十七 七条の十七第三項、第六十三條第六項（ 第六十三條の三第二項において準用する 場合を含む。）、第六十三條の四第一項 及び第三項（これらの規定を第六十三條 の三第二項において準用する場合を含む 。）、第六十三條の九第五項（第六十三 條の十一第二項において準用する場合を 含む。）、第六十三條の十二第一項及び 第三項（これらの規定を第六十三條の十 一第二項において準用する場合を含む。 ）、第六十六條の十六、第六十六條の十 七第二項、第六十六條の十八、第六十六 條の三十七、第六十六條の三十九、第六 十六條の五十八並びに第八十八條の十一 第一項</p> |
| <p>金融商品取引法</p> | <p>別表第四（第八条関係）</p> | <p>〔同上〕</p> | |
| <p>第二十五条第三項（第二十七条において</p> | | | <p>の五第三項、第五十七条の十六、第五十 七条の十七第三項、第六十三條第六項、 第六十三條の四第一項、第二項及び第三 項、第六十六條の十六、第六十六條の十 七第二項、第六十六條の十八、第六十六 條の三十七、第六十六條の三十九、第六 十六條の五十八並びに第八十八條の十一 第一項</p> |

準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の第三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第三項（第六十三条の第三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、

準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四第三項、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第一百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第一百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、

| | | |
|--------------------|------|---|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 〔略〕 | <p>（）、第三百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）</p> |
| | 〔同上〕 | <p>る。）、第三百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）</p> |

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第二十一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>〔第一節〕第五節 略</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第二百三十三 条の二―第二百四十六条の七）</p> <p>第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例（第二百四十六 条の八―第二百四十六条の三十七）</p> <p>第七節 [略]</p> <p>〔第三章〕第六章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十 三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の 二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く 。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。</p> | <p>目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>〔第一節〕第五節 同上</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第二百三十三 条の二―第二百四十六条の七）</p> <p>第七節 [同上]</p> <p>〔第三章〕第六章 同上</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 [同上]</p> |

「一〇三十四 略」

三十四の二 海外投資家等特例業務 法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。

三十四の三 海外投資家等特例業務届出者 法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。

「三十五〇五十 略」

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十一 略」

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に關する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。第十六条の五の二第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第二百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八

「一〇三十四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「三十五〇五十 同上」

4 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に關する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。第十六条の五の二第三号及び第二百三十三条の二第一項第四号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第二百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八

条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。)に従事する役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ(1)に係る部分に限る。)、第二百四十一条第二項第一号ロ、第二百四十六条の十四第一項第三号イ、第二百四十六条の二十第二項第三号ロ(1)に係る部分に限る。)及び第二百四十六条の二十二第二項第三号ロを除き、以下同じ。)若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務(金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。)に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。)に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの(これらの情報のうち外国法人(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))に係るものを除く。)をいう。

条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。)に従事する役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ(1)及び第二百四十一条第二項第一号ロを除き、以下同じ。)若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務(金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。)に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。)に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの(これらの情報のうち外国法人(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))に係るものを除く。)をいう。

「十四〇十八 略」

(訳文の添付)

第二条 法(第三章から第三章の三まで及び第百八十八条(金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。))に限る。次条において同じ。)、令(第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。))又はこの府令(次章第六節(特例業務届出者に係るものに限る。))及び第六節の二(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。))並びに第五章を除く。)の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。))に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。))の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 [略]

「十四〇十八 同上」

(訳文の添付)

第二条 法(第三章から第三章の三まで及び第百八十八条(金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。))に限る。次条において同じ。)、令(第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。))又はこの府令(第二百三十六条、第二百三十八条の二、第二百三十九条から第二百四十一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六条の三、第二百四十六条の四、第二百四十六条の六(特例業務届出者に係るものに限る。))及び第五章を除く。)の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。))に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。))の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第九条 [同上]

一 [同上]

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第六節及び第六節の二を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

二 「同上」

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第一号及び第二号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔ロ〕ホ 略〕

〔三〕十 略〕

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

〔一〕三 略〕

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ

(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二百四十一条の二第四号、第二百四十六条の二十三第四号、第二百四十六条の三十第一号、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。)を遵守させるための指

〔ロ〕ホ 同上〕

〔三〕十 同上〕

(人的構成の審査基準)

第十三条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ

(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二百四十一条の二第四号、第二百四十六条第三号イ(1)、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。)を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

導に関する業務に係る部門

ロ 「略」

五 「略」

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の五の二 令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第二百二十三条第一項第三十号、第十二項第三号及び第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第二百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）の子会社等

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十六条 法第三十二条第一項の規定により同項の対象議決権保有届出書を提出する者は、別紙様式第八号により作成した対象議決権保有届出書に、当該対象議決権保有届出書の写し及び同条第二項の規定により当該対象議決権保有届出書に添付すべき書類を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十

ロ 「同上」

五 「同上」

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の五の二 「同上」

- 一 当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第二百二十三条第一項第三十号、第十二項第三号及び第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第二百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。）の子会社等

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十六条 法第三十二条第一項の規定により同項の対象議決権保有届出書を提出する者は、別紙様式第八号により作成した対象議決権保有届出書に、当該対象議決権保有届出書の写し及び同条第二項の規定により当該対象議決権保有届出書に添付すべき書類を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十

八号) 第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この章において同じ。) にあつてはその本店等の所在地(個人である場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に、非居住者(同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この章において同じ。)にあっては関東財務局長に提出しなければならない。

(地域の活性化等に資するもの)

第六十六条の二 法第三十五条第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為(当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引に係る経営資源に加えて、当該行為を行う業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないとともに、当該金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの)に限り、同項第八号、第十一号、第十二号及び第十六号に掲げる行為に該当するものを除く。)とする。

一 他の事業者等(法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。))をいう。以下この条及び第六十八条において同じ。)の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関

八号) 第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この章において同じ。) にあつてはその本店等の所在地(個人である場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に、非居住者(同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条及び第二百八条において同じ。)にあっては関東財務局長に提出しなければならない。

「条を加える。」

連する事務の受託

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該金融商品取引業者の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣（前号に掲げる行為を業として行うことその他の当該金融商品取引業者の行う業務に関連して行うものであって、その対象となる派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該金融商品取引業者が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該金融商品取引業者が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行うこと。

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行うこと。

五 当該金融商品取引業者の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行うこと。

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

〔一〇七 略〕

八 他の事業者等の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務

〔九〇二十 略〕

二十一 その行う業務に係る顧客に対し他の事業者等のあつせん又は紹介を行う業務

二十二 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

〔二十三・二十四 略〕

(事故)

第一百八条 法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 投資助言業務又は投資運用業に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客又は権利者に損失を及ぼしたものをいう。

〔イ〇ハ 略〕

(特定投資家向け有価証券に関する告知の方法)

(届出業務)

第六十八条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務

〔九〇二十 同上〕

二十一 その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあつせん又は紹介を行う業務

二十二 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

〔二十三・二十四 同上〕

(事故)

第一百八条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 投資助言業務又は投資運用業に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客又は権利者(法第四十二条第一項に規定する権利者をいう。)に損失を及ぼしたものをいう。

〔イ〇ハ 同上〕

(特定投資家向け有価証券に関する告知の方法)

第二百二十五条の五 「略」

2 法第四十条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 略」

四 当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。以下同じ。）が公表されている場合にはその旨及び公表の方法（当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものを含む。）を

五 「略」

3 「略」

第二百二十五条の五 「同上」

2 「同上」

「一〇三 同上」

四 当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。以下同じ。）が公表されている場合にはその旨及び公表の方法（当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものを含む。）を

五 「同上」

3 「同上」

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 略〕

五 定期に、運用財産(法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。)に係る知れている権利者(外国の法令の規定により、当該外国の法令に基づいて作成される運用報告書に類する書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することを要しないものとされている者を除く。)に対して当該書面が交付され、又は当該電磁的記録が提供される場合

(有価証券関連連業に付随する業務)

第三百三十七条 法第四十三条の二第二項第二号に規定する有価証券関連業に付随する業務として内閣府令で定めるものは、金融商品取引業に付随する業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十七号までに掲げる行為を行う業務

〔二〕三 略〕

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 「同上」

〔一〕四 同上〕

〔号を加える。〕

(有価証券関連連業に付随する業務)

第三百三十七条 「同上」

一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十六号までに掲げる行為を行う業務

〔二〕三 同上〕

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇三 略」

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は使用人が、発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)若しくは子法人等(銀行法第十二条の二第二項第十一号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、長期信用銀行法第十三条の二第二項第十一号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十四条 「同上」

「一〇三 同上」

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は使用人が、発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)若しくは子法人等(銀行法第十二条の二第二項第十一号に掲げる会社(同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、長期信用銀行法第十三条の二第二項第十一号に掲げる会社(同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号を営む会社に限る。))

。)、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、農業協同組合法第十一条の六十六第一項第五号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、及び水産業協同組合法第八十七条の二第一項第五号(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)に提供し、又は有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。)の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること(次に掲げる場合において行うものを除く。))。

「イ」又 略」

「五」九 略」

(説明書類の記載事項)

第百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、農業協同組合法第十一条の六十六第一項第五号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))及び水産業協同組合法第八十七条の二第一項第五号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)に提供し、又は有価証券(法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。)の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること(次に掲げる場合において行うものを除く。))。

「イ」又 同上」

「五」九 同上」

(説明書類の記載事項)

第百七十四条 「同上」

一 「略」

二 金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 第七十二条第一項の事業報告書に記載されている役員の実績連動報酬の状況

「三〇五 略」

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「二〇七 略」

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

「三〇五 同上」

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 「同上」

「二〇七 同上」

八 「同上」

イ 「同上」

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。）又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

ロ 〔略〕

ハ 金融商品取引業者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。）又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第

六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

〔三〕へ 略

九 第九十九條第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔十〕十九 略

二十 第九十九條第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

六十三條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

〔三〕へ 同上

九 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔十〕十九 同上

二十 「同上」

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 当該主要株主又は代理人（第九十九条第十一号ハ(1)に規定する代理人をいう。(4)から(7)まで、次条第十六号イ、第二百八条の三十一第一項第十一号イ及び第二項第八号イ、第二百四十六条の二十四第一項第六号イ並びに第二百四十六条の二十五第一項第四号イにおいて同じ。）が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

〔(4)・(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

イ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 当該主要株主又は代理人（第九十九条第十一号ハ(1)に規定する代理人をいう。(4)から(7)まで、次条第十六号イ並びに第二百八条の三十一第一項第十一号イ及び第二項第八号イにおいて同じ。）が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

〔(4)・(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 「略」

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二

(1) 「同上」

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第

項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「略」

ハ 「略」

「二十一〜二十七 略」

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

「一・二 略」

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第

一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「同上」

ハ 「同上」

「二十一〜二十七 同上」

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による

一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕～〔4〕 略

ロ 〔略〕

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 〔略〕

〔五〕十 略

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

届出と同種類の届出の内容

〔2〕～〔4〕 同上

ロ 〔同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 〔同上〕

〔五〕十 同上

十一 〔同上〕

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

〔(1)～(5) 略〕

- (6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

(1) 〔略〕

- (2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行つた法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及

イ 〔同上〕

〔(1)～(5) 同上〕

- (6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

- (2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行つた法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

び業務の内容

- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十一条第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

- (10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

〔十二〕十八 略

2

〔略〕

- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上

- (10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

〔十二〕十八 同上

2

〔同上〕

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧)

第二百三十八条の四 金融庁長官、特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、特例業務届出者又は金融商品取引業者等（法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者をいい、同条第二項において準用する法第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。第二百四十四条第一項を除き、以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十号の二に記載されている事項を金融庁若しくは当該特例業務届出者若しくは金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 「略」

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の内閣総理大臣による縦覧)

第二百三十八条の四 金融庁長官、特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、特例業務届出者又は金融商品取引業者等（法第六十三条の三第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十号の二に記載されている事項を当該特例業務届出者若しくは金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 「同上」

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

ロ [略]

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用す

イ [同上]

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

ロ [同上]

ハ [同上]

〔1〕(5) 同上

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用す

る場合を含む。次号において同じ。)若しくは第四項、第六十三条の第十二項、第三項(法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔五〕九 略

2

「略」

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出

る場合を含む。次号において同じ。)若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

四 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔五〕九 同上

2

「同上」

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出

事項)

第二百四十四条 「略」

2 法第六十三条の三第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条第八項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 「略」

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出)

第二百四十六条 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十

三条の二第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

「号を削る。」

事項)

第二百四十四条 「同上」

2 法第六十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 「同上」

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出)

第二百四十六条 「同上」

「一・二 同上」

三 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の二第三項第三号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ 第二百四十一条の二第四号に該当する場合 次に掲げる事項
(1) 役員に法令等に反する行為(適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において「事故等」という。
)が発生した営業所又は事務所の名称

(2) 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
(3) 事故等の概要

(事業報告書)

第二百四十六条の三 [略]

[2~4 略]

5 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社に限り、法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第

ロ 第二百四十一条の二第五号に該当する場合 次に掲げる事項

- (1) 事故等が発生した営業所又は事務所の名称
 - (2) 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
 - (3) 事故等の詳細
 - (4) 社内処分を行った場合はその内容
- ハ 第二百四十一条の二第六号に該当する場合であつて、訴訟又は調停（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）の当事者となつた場合 次に掲げる事項
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
 - (3) 管轄裁判所名
 - (4) 事件の内容
- ニ 第二百四十一条の二第六号に該当する場合であつて、訴訟又は調停が終結した場合 次に掲げる事項
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 訴訟又は調停が終結した年月日
 - (3) 判決又は和解の内容

(事業報告書)

第二百四十六条の三 [同上]

[2~4 同上]

5 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社に限り、法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第

二十九条の登録を受けている者を除く。)は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

6 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者(会社及び法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条の登録を受けている者を除く。)は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(監督処分公告)

第二百四十六条の七 法第六十三条の五第六項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、官報により行うものとする。

第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例

(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百四十六条の八 法第六十三条の八第一項各号に規定する内閣府令で定めるものは、当該権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等(同条第二項に規定する海外投資家等をいい、同条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。第二百四十六条の十九において同じ。)以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないも

二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。)は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

6 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者(会社及び法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。)は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(監督処分公告)

第二百四十六条の七 法第六十三条の五第六項の規定による公告は、官報により行うものとする。

「節を加える。」

のとする。

(海外投資家等から除かれる者)

第二百四十六条の九 法第六十三条の八第一項第一号ハに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 その発行する法第二条第一項第五号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券(同項第五号、第九号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)に表示される権利又は同条第二項第三号若しくは第四号に掲げる権利(その取得の対価の額を超えて財産の給付を受けることがないことを内容とする権利を除く。)を海外投資家等(法第六十三条の八第二項に規定する海外投資家等をいう。次号において同じ。)以外の者が取得している特別目的会社

二 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為(当該契約その他の法律行為に基づく権利が同項第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものに限る。)で海外投資家等以外の者を相手方とするものに基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者(金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。)であるものを除く。)

(海外投資家等の範囲)

第二百四十六条の十 法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣

府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点におけるその保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ 金融商品取引業者等（外国の法令上これに相当する者を含む。）に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

二 法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点において、外国の法令上特定投資家に相当する者であること。

2 法第六十三条の八第二項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（適格機関投資家に該当する者を除く。）とする。

一 特定投資家

二 外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金又は企業年金基金に類するものであって、外国において主として退職年金、退職

手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されているもの

3 令第十七条の十三の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該行為を行う者の子会社等又は当該行為を行う者の親会社等の子会社等

二 当該行為を行う者が行う一の運用対象財産（当該者が当該行為を行う業務に係る権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。次号において同じ。）の運用に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

三 当該行為を行う者が一の運用対象財産の運用として行うこととなる取引の対象となるもの（以下この号において「取引対象」という。）の価値等（取引対象の価値、オプションの対価の額又は取引対象に係る指標の動向をいう。以下この号において同じ。）若しくは価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断をいう。）に關し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、当該行為を行う者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該行為を行う者と締結している者又は当該投資判断に關し、当該方法により助言を行うことを約し、当該者がそ

れに対し報酬を支払うことを約する契約を当該者と締結している者

四 令第十七条の十三の五第三項第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五 当該行為を行う者（個人である者に限る。）並びに令第十七条の十三の五第三項第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

（海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の十一 法第六十三条の九第一項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十一号の四により作成した海外投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、別紙様式第二十一号の四に準じて英語で作成することができる。

（海外投資家等特例業務届出者の使用人）

第二百四十六条の十二 令第十七条の十三の六第一号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同号に規定する業務を統括する者の権限を代

行し得る地位にある者とする。

2 令第十七条の十三の六第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者とする。

(海外投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十六条の十三 法第六十三条の九第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス

二 海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分の名称及び種別（出資対象事業持分の種別をいい、当該出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第一条の十二第二号に規定する権利である場合にあつては、その旨を含む。）

三 海外投資家等特例業務に係る出資対象事業の内容

四 法人であるときは、次に掲げる事項

イ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称

ロ 主要株主（法第六十三条の九第六項第二号ホに規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。）に関する次に掲げる

事項

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）

(3) 法人であるときは、代表者の氏名

五 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十四 法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

二 海外投資家等特例業務に関する社内規則

三 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二百四十六条の二十第二項第三号イ、第二百四十六条の二十四第一項第六号ロ及び第二百四十六条の二十五第一項第四号ロを除き、以下この節において同じ。）及び重要な使用人（令第十七条の十三の六に規定する使用人をいう。以下この節において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

-
- ハ 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法第六十三条の九第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
 - ヘ 主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二項第四号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおいて同じ。）の数を記載した書面
- 四 個人であるときは、次に掲げる書類
- イ 届出者及び重要な使用人の履歴書
 - ロ 届出者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ハ 届出者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該届出者及び重要な使用人の氏名に併せて法第六十三条の九第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該届出者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び
-

名を証する書面

ニ 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

五 法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為に係る次に掲げる事項を記載した書面

イ 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者の種別（法第六十三条の八第二項各号の種別をいう。）

ロ 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに居住者がある場合にあつては、居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額及び非居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額

ハ 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに法第二百四十六条の十第一項第二号に掲げる要件に該当する者があつては、同号の外国の法令の概要

2 前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

（電磁的記録）

第二百四十六条の十五 法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

-
- 一 日本産業規格 X 六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
 - 二 日本産業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
- 一 トラックフォーマットについては、日本産業規格 X 六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五に規定する方式
- 3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の商号又は名称
 - 二 届出年月日

（海外投資家等特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）
第二百四十六条の十六 金融庁長官、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者（法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者をいい、同条第二項において準用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。）
第二百四十六条の二十七を除き、以下この節において同じ。）に係

る別紙様式第二十一号の五に記載されている事項を金融庁若しくは当該海外投資家等特例業務届出者若しくは金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 法第六十三条の九第四項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第二十一号の五に記載されている事項とする。

（海外投資家等特例業務に係る届出事項の海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者による縦覧）

第二百四十六条の十七 法第六十三条の九第五項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の五により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 法第六十三条の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第二十一号の五に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第二十一号の五に準じて英語で作成することができる。

(海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者)

第二百四十六条の十八 法第六十三条の九第六項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、海外投資家等特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

(海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない者)

第二百四十六条の十九 法第六十三条の九第六項第一号ハに規定する内閣府令で定める者は、海外投資家等特例業務を適確に遂行するための社内規則(海外投資家等以外の者が権利者となることを防止す

るための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とす
る。

(海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十 法第六十三条の九第七項の規定により届出を
行う海外投資家等特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び
変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号の四により作
成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して
、海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等(令第四十二条第二
項の規定により金融庁長官の指定を受けた海外投資家等特例業務届
出者にあつては金融庁長官、それ以外の海外投資家等特例業務届出
者にあつては海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等をいう。以
下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由
があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第六十三条の九第一項第一号に掲げる事項について変更があ
つた場合 次に掲げる書類

イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書(個人である
ときは、住民票の抄本)又はこれに代わる書面

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十一号の四により
作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において

-
- 、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 二 法第六十三条の九第一項第二号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 三 法第六十三条の九第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項又は第二百四十六条の十三第四号イに掲げる事項について変更があった場合、次に掲げる書類
- イ 役員に変更があった場合には、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- ロ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類
- (1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
- (2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- (3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十一号の四により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- (4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- (5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれ
-

れにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

(6) 当該海外投資家等特例業務届出者が法人であるときは、法第六十三条の九第六項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

(7) 当該海外投資家等特例業務届出者が個人であるときは、法第六十三条の九第六項第三号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四 第二百四十六条の十三第四号ロに掲げる事項に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ 新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が個人であるときは、法第六十三条の九第六項第二号ホに該当しないことを誓約する書面

ハ 新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が法人であるときは、法第六十三条の九第六項第二号ヘに該当しないことを誓約する書面

3 第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

4 第一項の書面は、別紙様式第二十一号の四に準じて英語で作成することができる。

(海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出)

第二百四十六条の二十一 法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(海外投資家等特例業務届出者の地位の承継の届出)

第二百四十六条の二十二 法第六十三条の十第二項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第一項の海外投資家等特例業務届出者に係る海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 承継した者の商号、名称又は氏名

二 承継の年月日及び理由

三 承継の方法

四 承継した者が法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

五 承継した者が法人であるときは、役員の氏名又は名称

六 承継した者に重要な使用人があるときは、その者の氏名

七 承継した者の主たる営業所又は事務所(外国法人にあつては、

国内における主たる営業所又は事務所を含む。第十号において同じ。)の名称及び所在地

八 承継した者が海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の

名称及び所在地

- 九 承継した者が他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 十 承継した者の主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス
- 十一 承継した者が法人であるときは、主要株主に関する次に掲げる事項
 - イ 商号、名称又は氏名
 - ロ 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）
 - ハ 法人であるときは、代表者の氏名
 - ニ 承継した者が外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号
- 十二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
 - 一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
 - 二 海外投資家等特例業務に関する社内規則
 - 三 承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 法第六十三条の九第六項第一号及び第二号（ニを除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）。

-
- ロ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
 - ハ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
 - ニ 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
 - ト 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面
- 四 承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類
- イ 法第六十三条の九第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
 - ロ 承継した者及び重要な使用人の履歴書
 - ハ 承継した者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ニ 承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該承継した者及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該承継した者及び重要な使用人
-

の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

3 第一項の届出書及び前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができ。

(海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十六条の二十三 法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法人にあつては、次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又はハに該当することとなった場合

ロ 役員又は重要な使用人が第九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

ハ 定款(これに準ずるものを含む。)を変更した場合

ニ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

二 個人にあつては、次に掲げる場合

-
- イ 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ
（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなった場合
- ロ 重要な使用人が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合
- 三 第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更があった場合
- 四 役員に法令等（外国の法令等を含む。）に反する行為（海外投資家等特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において「事故等」という。）があつたことを知った場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。）
- 五 前号の事故等の詳細が判明した場合
- 六 訴訟若しくは調停（海外投資家等特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合
-

七 法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（海外投資家等特例業務に関するものに限る、法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十六条の二十四 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 法第六十三条の十第三項第一号に該当する場合 休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二 法第六十三条の十第三項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由

三 前条第一号イ又は第二号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる事項に掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。

。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項
(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該

該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において行った法

第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2) 当該登録等又は届出の年月日

(3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 違反した法令の規定

(2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

ハ 個人である海外投資家等特例業務届出者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 第九十九条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

(2) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(3) 法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

四 前条第一号ロ又は第二号ロに該当する場合 次に掲げる事項

イ 第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなつた役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イに該当することとなつた場合にあつては、該当することとなつた年月日

及び理由

ハ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

ヘ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

五 前条第一号ハ又は第三号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 変更の内容及び理由

ロ 変更の年月日

六 前条第一号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 該当することとなった主要株主の氏名

(2) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)に該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

(3) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項ま

で、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 該当することとなつた主要株主の商号又は名称

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行つた法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、

第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当する場合にあっては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額

(5) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(4)に該当することとなった場合にあっては、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が第九十九条第十一号ハ(4)(i)に該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

(7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(8) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、

ては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

七 前条第四号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の概要

八 前条第五号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の詳細

ニ 社内処分を行った場合はその内容

九 前条第六号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 訴訟又は調停の当事者となつた場合にあつては、次に掲げる事項

-
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
 - (3) 管轄裁判所名
 - (4) 事件の内容

ロ 訴訟又は調停が終結した場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟又は調停が終結した年月日
- (3) 判決又は和解の内容

十 前条第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 不利益処分の内容

ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

）

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類
第二百四十六条の二十五 法第六十三条の十第三項の規定により届出
を行う海外投資家等特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項
を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合
には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 第二百四十六条の二十三第一号イ又は第二号イに該当する場合
次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハま
でに掲げる書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提

供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。
。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類
(1) 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
(2) 当該外国の法令及びその訳文

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 個人である海外投資家等特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロからホまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(2)において同じ。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1) 当該海外投資家等特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該海外投資家等特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該海外投資家等特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあっては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

二 第二百四十六条の二十三第一号ロ又は第二号ロ（これらの規定のうち第九十九条第二号ロに係る部分に限る。）に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

ロ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

三 第二百四十六条の二十三第一号ハに該当する場合 変更後の定款（これに準ずるものを含む。）

四 第二百四十六条の二十三第一号ニに該当する場合 次のイ及び

ロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

-
- (2) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- (3) 当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となった外国の法令及びその訳文
- (4) 当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文
- ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類
- (1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなった場合にあつては、取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面
- (2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合で、外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠となった外国の法令及びその訳文
- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合又は当該主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ハ若しくはリに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
-

(4) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の
四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、
破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定
の内容を記載した書面

五 第二百四十六条の二十三第三号に該当する場合 変更後の第二
百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類

六 第二百四十六条の二十三第七号に該当する場合 当該不利益処
分を規定する外国の法令及びその訳文

2 前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

(海外投資家等特例業務届出者の解散の届出)

第二百四十六条の二十六 法第六十三条の十第四項の規定により届出
を行う者は、解散の年月日及び理由を記載した届出書を、当該届出
に係る海外投資家等特例業務届出者が令第四十二条第二項の規定に
より金融庁長官の指定を受けた海外投資家等特例業務届出者の場合
にあつては金融庁長官、それ以外の海外投資家等特例業務届出者の
場合にあつては当該海外投資家等特例業務届出者の本店等の所在地
を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ
る場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出)

第二百四十六条の二十七 法第六十三条の十一第一項の規定により届

出を行う金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の六により作成した海外投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十三第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 第一項の届出書には、法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為に係る次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

一 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者の種別（法第六十三条の八第二項各号の種別をいう。）

二 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに居住者がある場合にあつては、居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額及び非居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額

三 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに第二百四十六条の十第一項第二号に掲げる要件に該当する者がある場合にあっては、同号の外国の法令の概要

4 第一項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

5 第三項の書面（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十八 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号の六により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 前項の届出書(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、英語で記載することができる。

3 第一項の書面(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出)

第二百四十六条の二十九 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 前項の届出書(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。)は、英語で記載することができる。

(金融商品取引業者が海外投資家等特例業務の休止等の届出を行う場合)

第二百四十六条の三十 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 役員に外国の法令等に反する行為(海外投資家等特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第一項第三号及び第四号において「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為(法令に違反する行為を除く。)であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。)

二 前号の事故等の詳細が判明した場合

三 法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合(海外投資家等特例業務に関するものに限り、第百九十九条第十号又は法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。)

(金融商品取引業者による海外投資家等特例業務の休止等の届出)
第二百四十六条の三十一 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う金融商品取引業

者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十三第三項第一号に該当する場合 休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十三第三項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由

三 前条第一号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の概要

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の詳細

ニ 社内処分を行った場合はその内容

五 前条第三号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 不利益処分の内容

ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由

2 前項の届出書（同項第五号に掲げる場合に係るものに限る。）には、当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文を添付するものとする。

3 第一項の届出書及び前項の規定により当該届出書に添付すべき書

類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二 法第六十三条の十二第一項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第二百五十七条第一項第一号イ(1)から(4)まで及びニ並びに第二号イに掲げる帳簿書類

二 第二百五十七条第一項第十七号イからハまでに掲げる帳簿書類（第三百三十四条第五項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三 法第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第二百五十七条第一項第七号及び第九号に掲げる帳簿書類

2 前項各号に掲げる帳簿書類は、英語で記載することができる。

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第二百五十七条第一項第二号イに掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならぬ。

(事業報告書)

第二百四十六条の三十三 法第六十三条の十二第二項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が提出する事業報告書は、別紙様式第二十一号の七により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の七に準じて英語で作成することができる。

3 海外投資家等特例業務届出者（会社に限る。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、指定国際会計基準又は修正国際基準（当該海外投資家等特例業務届出者が外国会社である場合にあつては、その主たる営業所若しくは事務所又は海外投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国における公正妥当な企業会計の慣行を含む。）に従うものとする。

4 海外投資家等特例業務届出者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

5 金融商品取引業者（会社に限る。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

6 金融商品取引業者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作

成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第二百四十六条の三十四 外国法人又は外国に住所を有する個人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者（以下この条及び第二百四十六条の三十六において「外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等」という。）は、令第十七条の十三の八ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を海外投資家等特例業務届出者にあつては海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者にあつては所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法第六十三条の九第一項又は第六十三条の十一第一項の規定による届出の年月日

三 事業報告書の提出に關し当該承認を受けようとする期間

四 事業報告書に係る事業年度終了の日

五 事業報告書の提出に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権

限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等又は所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を海外投資家等特例業務届出者にあつては海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者にあつては所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の三十五 法第六十三条の十二第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の八により作成した説明書類又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 前項の説明書類は、別紙様式第二十一号の八に準じて英語で作成することができる。

3 法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第二十一号の八又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第二百四十六条の三十六 外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等は、令第十七条の十三の九ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を海外投資家等特例業務届出者にあつては海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者にあつては所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法第六十三条の九第一項又は第六十三条の十一第一項の規定による届出の年月日

三 説明書類の縦覧に關し当該承認を受けようとする期間

四 説明書類に係る事業年度終了の日

五 説明書類の縦覧に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等又は所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書類を海外投資家等特例業務届出者にあつては海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者にあつては所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（監督処分 of 公告）

第二百四十六条の三十七 法第六十三条の十三第六項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 「略」

2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

「一、四 略」

五 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 「同上」

2 「同上」

「一、四 同上」

五 「同上」

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 略」

「3・4 略」

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「略」

2 法第六十六條の二十五において準用する法第六十四條の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 法第六十六條の二十五において準用する法第六十四條の四第三号に該当する場合（法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 同上」

「3・4 同上」

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

五 「同上」

当することとなった場合に限り。次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 略」

「3・4 略」

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 同上」

「3・4 同上」

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

- (1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

〔ロ〕ニ 略

ホ 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

- (6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三条

イ 〔同上〕

- (1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

〔ロ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上

- (6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三条

の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の四十九第一項、第六十六条の四十九第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

〔へ・ト 略〕

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の四十九第一項、第六十六条の四十九第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔六〇十一 略〕

2

「略」

の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の四十九第一項、第六十六条の四十九第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

〔へ・ト 同上〕

五 「同上」

〔イ・ホ 同上〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の四十九第一項、第六十六条の四十九第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔六〇十一 同上〕

2

「同上」

(申請書等の提出先等)

第三百四十八条 「略」

2 「略」

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者又は高速取引行為者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類(法第六十四条第三項(法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。))の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。)を管轄財務局長等、特例業務届出管轄財務局長等又は海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地、当該海外投資家等特例業務届出者の本店等の所在地、当該金融商品仲介業者の本店等の所在地又は当該高速取引行為者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者、当該海外投資家等特例業務届出者、当該金融商品仲介業者又は当該高速取引行為者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4 第三十一条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。)の取締役又は執行役(外国法

(申請書等の提出先等)

第三百四十八条 「同上」

2 「同上」

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者又は高速取引行為者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類(法第六十四条第三項(法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。))の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。)を管轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地、当該金融商品仲介業者の本店等の所在地又は当該高速取引行為者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者、当該金融商品仲介業者又は当該高速取引行為者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4 第三十一条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。)の取締役又は執行役(外国法

人にあつては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずるもの（金融商品取引業に係る職務を行う者に限る。）が提出をする届出書並びに第二百四条、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百四十六条の二十二、第二百四十六条の二十六、第二百八十六条及び第三百四十四条に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

附則

（移行期間特例業務に係る届出）

第三十一条 法附則第三条の第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により届出を行う外国投資運用業者（同条第一項に規定する外国投資運用業者をいう。以下同じ。）又は外国投資運用業者の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）は、別紙様式第三十一号により作成した移行期間特例業務（法附則第三条の第三五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下同じ。）に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、移行期間特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成するこ

人にあつては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずるもの（金融商品取引業に係る職務を行う者に限る。）が提出をする届出書並びに第二百四条、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百八十六条及び第三百四十四条に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

附則

〔条を加える。〕

とができる。

(外国投資運用業者等の使用人)

第三十二条 令附則第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

2 令附則第三項第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者とする。

(移行期間特例業務に係る届出事項)

第三十三条 法附則第三条の三第一項第九号(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主たる営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。)及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス

二 当該外国投資運用業者(法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該外国投資運用業者及び令附則第五項各号に掲げる者。次号において同じ。

)が外国(同条第三項第一号イに規定する外国をいう。附則第四十四条第一項第一号並びに第四十九条第一項第十一号及び第十五号へ並びに第二項第一号及び第十一号イにおいて同じ。)の法令

「条を加える。」

「条を加える。」

に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日

三 当該外国投資運用業者（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容

四 法人であるときは、次に掲げる事項

イ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称

ロ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。第六号へ並びに附則第四十四条第一項第十一号チ、第四十七条第二項第四号ロ及びハ、第四十九条第一項第十三号及び第十五号チ並びに第二項第十一号カ、第五十条第一号ニ及び第九号ニ、第五十一条第一項第六号並びに第五十二条第一項第四号において同じ。）に関する次に掲げる事項

- (1) 商号、名称又は氏名
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）

(3) 法人であるときは、代表者の氏名

五 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所

及び電話番号

六 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称

ロ 資本金の額又は出資の総額

ハ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。附則第三十六条、第四十四条第一項第九号及び第十号、第四十七條第二項第三号ロ、第四十九條第一項第五号及び第十五号ハ並びに第二項第九号及び第十号、第五十条第一号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）の氏名又は名称

ニ 重要な使用人（令附則第三項に規定する使用人をいう。附則第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九條第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）があるときは、その者の氏名

ホ 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

ヘ 主要株主に関する次に掲げる事項

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又

は居所)

(3) 法人であるときは、代表者の氏名

(投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域)

第三十四条 法附則第三条の三第三項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、その法令による投資運用業の規制、投資運用業を行う者の活動の状況その他の事情を勘案して金融庁長官が指定する国又は地域とする。

「条を加える。」

(分割又は事業の譲渡)

第三十五条 令附則第五項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される事業自体で投資運用業を行うことができる」と認められる場合とする。

「条を加える。」

2 令附則第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される事業自体で投資運用業を行うことができる」と認められる場合とする。

(移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者)

第三十六条 法附則第三条の三第三項第一号ニ(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

「条を加える。」

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、移行期間特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

(移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていないと認められない者)

第三十七条 法附則第三条の三第三項第一号ホ(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則(海外投資家等(同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。)以外の者が権利者(令第十五条の十の四第二号に掲げる者を含む。)となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

(株券等に含まない有価証券)

第三十八条 令附則第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に

「条を加える。」

「条を加える。」

掲げる有価証券とする。

- 一 令附則第六項に規定する議決権を行使することができない株式であつて、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券
- 二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち、前号の株式のみを取得する権利を付与されているもの
- 三 令附則第六項第二号に掲げる有価証券で、受託有価証券が前二号に掲げる有価証券であるもの

（外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え）

第三十九条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ及び附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ（①に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第二条中「第五章」とあるのは「第五章並びに附則第三十一条、第四十四条、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条及び第五十八条」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「

「条を加える。」

第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第四十条 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第八項の規定により適用する法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第八十条第一項各号に掲げる場合のほか、当該顧客に対し当該金融商品取引契約（投資一任契約に限る。）に係る契約締結前交付書面に類する書面（外国の法令の規定により、当該外国の法令に基づいて作成されるものに限る。）を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供している場合（当該顧客が、外国の法令の規定により、当該書面を交付し、又は当該電磁的記録を提供することを要しないものとされている者である場合を含む。）とする。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第四十一条 契約締結時交付書面に係る法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第八項の規定により適用する法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第一百十条第一項各号に掲げる場合のほか、当該顧客に対し当該金

「条を加える。」

「条を加える。」

融商品取引契約（投資一任契約に限る。）に係る契約締結時交付書面に類する書面（外国の法令の規定により、当該外国の法令に基づいて作成されるものに限る。）を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供している場合（当該顧客が、外国の法令の規定により、当該書面を交付し、又は当該電磁的記録を提供することを要しないものとされている者である場合を含む。）とする。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第四十二条 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十条の九第八項の規定により適用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、第二百二十三条第一項各号に掲げる状況のほか、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号へに該当することを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況とする。

（運用報告書の交付に関する規定の読替え）

第四十三条 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十条の九第八項の規定により法第四十二条の七第一項ただし書の規定を適用する場合における第三百三十四条第五項の規定の適用については、同項第五号中「第六十三条の八第一項第一号」とあるのは、「附則第三条の三第五項第一号」とする。

「条を加える。」

「条を加える。」

(移行期間特例業務に係る届出書の添付書類)

第四十四条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する

場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該外国投資運用業者が外国の法令の規定により、当該外国において投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けていることを証する書面

二 当該外国投資運用業者が前号の外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業の概要(次に掲げる事項その他の事項について、当該外国の法令その他の規則による制限がある場合にあつては、当該制限の内容及び根拠を含む。)を記載した書面

イ 投資の対象とする資産の種類並びにその保有額及び保有割合
ロ 運用を行う金銭その他の財産の総額

ハ 顧客の属性

三 当該外国投資運用業者が、第一号の外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから三年を経過していること、又は令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面

四 当該外国投資運用業者(前号の令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面を添付する場合にあつては、同項各号に掲げる者を含む。次号及び第八号において同じ。)が監督を受けている第一号の外国の当局に提出した直近の事業報告書に類する

「条を加える。」

書類の写し

- 五 当該外国投資運用業者（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、次に掲げる書類
- イ 当該不利益処分の内容並びに当該不利益処分を受けた年月日及び理由を証する書面
- ロ 当該外国の法令及びその訳文
- 六 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 七 移行期間特例業務に関する社内規則
- 八 直近の事業年度における当該外国投資運用業者が運用を行う金銭その他の財産の総額に占める令附則第六項に定める有価証券の価額の割合の推移を記載した書面
- 九 法人であるときは、次に掲げる書類
- イ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面）
- ロ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員沿革の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ハ 役員及び重要な使用人の旧氏及びび名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及びび名を証するものでないときは、当該旧氏及びび名を証する書面

-
- ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
- ヘ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいう。附則第四十七条第二項第四号イ及び第四十九条第二項第九号トにおいて同じ。）が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第十一号チ並びに附則第四十七条第二項第四号イ並びに第四十九条第二項第九号ト及び第十一号カにおいて同じ。）の数を記載した書面
- 十 個人であるときは、次に掲げる書類
- イ 届出者及び重要な使用人の履歴書
- ロ 届出者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ハ 届出者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該届出者及び重要な使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該届出者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- ニ 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロ
-

に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

十一 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる書類

イ 当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号及び第二号（ロからニまでを除く。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

ロ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

ハ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ニ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人の旧氏及びび名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第七項において準用する同条第一項の届出書に記載した場合において、ニに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及びび名を証するものでないときは、当該旧氏及びび名を証する書面

ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに

該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ト 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又

はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役

員及び重要な使用人が誓約する書面

チ 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面

2 前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧)

第四十五条 金融庁長官又は移行期間特例業務届出管轄財務局長等は

、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項（同条第七項

において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により

海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者をいう。以下

同じ。）に係る別紙様式第三十二号に記載されている事項を金融庁

若しくは当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する

財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつ

ては、福岡財務支局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインタ

ーネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九

第四項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に

記載されている事項とする。

(移行期間特例業務に係る届出事項の移行期間特例業務届出者による縦覧)

「条を加える。」

第四十六条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する

「条を加える。」

場合を含む。次項において同じ。）の規定により適用する法第六十三條の九第五項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十二号により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならぬ。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三條の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第三十二号に準じて英語で作成することができる。

（移行期間特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第四十七条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する

「条を加える。」

場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三條の九第七項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、移行期間特例業務届出所管金融

庁長官等（法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者にあつては金融庁長官、それ以外の移行期間特例業務届出者にあつては移行期間特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法附則第三条の三第一項第一号又は附則第三十三条第六号イに掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法附則第三条の三第一項第二号若しくは第六号又は附則第三十三条第六号ロ若しくはホに掲げる事項について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 法附則第三条の三第一項第三号若しくは第四号又は附則第三十三条第四号イ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 役員に変更があつた場合には、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ロ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

- (1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面）
- (2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- (3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- (4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- (5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面
- (6) 当該移行期間特例業務届出者が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ハ又はニに掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部

分に限る。)に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面)

(7) 当該移行期間特例業務届出者が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第三号イ(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

四 附則第三十三条第四号ロ又は第六号へに掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 主要株主(附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該外国投資運用業者の主要株主)が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ 新たに主要株主(附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該外国投資運用業者の主要株主。ハにおいて同じ。)となつた者がある場合において、当該主要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホに該当しないことを誓約する書面(附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該外国投資運用業者が同項第二号ホに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面)

ハ 新たに主要株主となつた者がある場合において、当該主要株主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号へに該当しないことを誓約する書面(附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該外国投資運用業者が同項第二号へに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓

約する書面)

- 3 第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。
- 4 第一項の書面は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成することができる。

(移行期間特例業務に該当しなくなった場合の届出)

- 第四十八条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務届出者の地位の承継の届出)

- 第四十九条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十第二項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項(法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載した届出書を、移行期間特例業務届出者(法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第一項の海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者に限る。)に係る移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に

「条を加える。」

「条を加える。」

提出しなければならない。

- 一 承継した者の商号、名称又は氏名
 - 二 承継の年月日及び理由
 - 三 承継の方法
 - 四 承継した者が法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
 - 五 承継した者が法人であるときは、役員の名又は名称
 - 六 承継した者に重要な使用人があるときは、その者の氏名
 - 七 承継した者の主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。第十号において同じ。）の名称及び所在地
 - 八 承継した者が移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 九 承継した者が他に事業を行っているときは、その事業の種類
 - 十 承継した者の主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス
 - 十一 承継した者（法附則第三条の三第三項第一号に規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該承継した者及び令附則第五項各号に掲げる者。次号並びに次項第四号、第五号及び第八号において同じ。）が外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日
 - 十二 承継した者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容
-

-
- 十三 承継した者が法人であるときは、主要株主に関する次に掲げる事項
- イ 商号、名称又は氏名
- ロ 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）
- ハ 法人であるときは、代表者の氏名
- 十四 承継した者が外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号
- 十五 承継した者が法附則第三条の三第七項に規定する行為に係る業務を行う場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる事項
- イ 商号又は名称
- ロ 資本金の額又は出資の総額
- ハ 役員の氏名又は名称
- ニ 重要な使用人があるときは、その者の氏名
- ホ 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- ヘ 当該外国投資運用業者（法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該外国投資運用業者及び令附則第五項各号に掲げる者。ト並びに次項第十一号ニ、ホ及びトにおいて同じ。）が外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日
- ト 当該外国投資運用業者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことが
-

ある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容

チ 主要株主に関する次に掲げる事項

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）

(3) 法人であるときは、代表者の氏名

2 前項の届出書には、次に掲げる書類（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、第一号から第四号まで及び第八号に掲げる書類を除く。）を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 承継した者が外国の法令の規定により、当該外国において投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていることを証する書面

二 承継した者が前号の外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業の概要（次に掲げる事項その他の事項について、当該外国の法令その他の規則による制限がある場合にあつては、当該制限の内容及び根拠を含む。）を記載した書面

イ 投資の対象とする資産の種類並びにその保有額及び保有割合
ロ 運用を行う金銭その他の財産の総額

ハ 顧客の属性

-
- 三 承継した者が、第一号の外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから三年を経過していること、又は令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面
 - 四 承継した者が監督を受けている第一号の外国の当局に提出した直近の事業報告書に類する書面の写し
 - 五 承継した者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、次に掲げる書類
 - イ 当該不利益処分の内容並びに当該不利益処分を受けた年月日及び理由を証する書面
 - ロ 当該外国の法令及びその訳文
 - 六 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
 - 七 移行期間特例業務に関する社内規則
 - 八 直近の事業年度における承継した者が運用を行う金銭その他の財産の総額に占める令附則第六項に定める有価証券の価額の割合の推移を記載した書面
 - 九 承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 法附則第三条の第三項第一号及び第二号（ニを除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）。
 - ロ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
-

-
- ハ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
 - ニ 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
 - ト 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面
 - 十 承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 法附則第三条の三第三項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
 - ロ 承継した者及び重要な使用人の履歴書
 - ハ 承継した者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ニ 承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該承継した者及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
-

-
- ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- ヘ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面
- 十一 承継した者が法附則第三条の三第七項に規定する行為に係る業務を行う場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる書類
- イ 外国の法令の規定により、当該外国において投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていることを証する書面
- ロ イの外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業の概要（次に掲げる事項その他の事項について、当該外国の法令その他の規則による制限がある場合にあつては、当該制限の内容及び根拠を含む。）を記載した書面
- (1) 投資の対象とする資産の種類並びにその保有額及び保有割合
- (2) 運用を行う金銭その他の財産の総額
- (3) 顧客の属性
- ハ イの外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから三年を経過していること、又は令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面
-

-
- ニ 当該外国投資運用業者が監督を受けているイの外国の当局に提出した直近の事業報告書に類する書面の写し
- ホ 当該外国投資運用業者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、次に掲げる書類
- (1) 当該不利益処分の内容並びに当該不利益処分を受けた年月日及び理由を証する書面
- (2) 当該外国の法令及びその訳文
- ヘ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- ト 直近の事業年度における当該外国投資運用業者が運用を行う金銭その他の財産の総額に占める令附則第六項に定める有価証券の価額の割合の推移を記載した書面
- チ 当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号及び第二号（ロからニまでを除く。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- リ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
- ヌ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ル 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使
-

用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、又に掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ヲ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ワ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

カ 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面

3 第一項の届出書及び前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第五十条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合(法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、第八号に掲げる場合を除く。)とする。

一 法人にあつては、次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)
。又はハに該当することとなつた場合

ロ 役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イ又はロに該当

「条を加える。」

することとなった事実を知った場合

ハ 定款（これに準ずるものを含む。）を変更した場合

ニ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

二 個人にあつては、次に掲げる場合

イ 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ

（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

ロ 重要な使用人が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

三 附則第四十四条第一項第二号、第六号又は第七号に掲げる書類の内容に変更があつた場合

四 役職員に法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいい、外国の法令等を含む。第九号へにおいて同じ。）に反する行為（移行期間特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該移行期間特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において「事故等」という。）があつたことを知った場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過

失による場合を除く。次号において同じ。）

五 前号の事故等の詳細が判明した場合

六 訴訟若しくは調停（移行期間特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限り。）の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終了した場合

七 法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（当該移行期間特例業務届出者が外国において行う投資運用業に関するもの限り、法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

八 法附則第三条の三第三項第一号へに該当することとなった場合

九 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

ロ 役員又は重要な使用人が第九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

ハ 定款（これに準ずるものを含む。）を変更した場合

ニ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

ホ 附則第四十四条第一項第十一号ロに掲げる書類の内容に変更があつた場合

へ 役員に法令等に反する行為（当該外国投資運用業者の行う投資運用業の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。へ及びト並びに次条第一項第七号イ及び第八号イにおいて「親会社の事故等」という。）があつたことを知つた場合（親会社の事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除く。トにおいて同じ。）

ト への親会社の事故等の詳細が判明した場合

チ 当該外国投資運用業者が訴訟若しくは調停（当該外国投資運用業者の行う投資運用業の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

リ 当該外国投資運用業者が法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（当該外国投資運用業者が外国において行う投資運用業に関するもの限り、法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

ヌ 当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号へに該当することとなつた場合

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）

第五十一条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法

「条を加える。」

第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第三項第一号に該当する場合 休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由

三 前条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者（前条第九号イに該当する場合にあつては、当該外国投資運用業者。）(1)において同じ。）が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項

の規定による届出と同種類の届出の内容

(2) 当該登録等又は届出の年月日

(3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 違反した法令の規定

(2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

ハ 個人である移行期間特例業務届出者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 第九十九条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

(2) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(3) 法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合には、刑の確定した年月日及び刑の種類

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日

及び理由

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

四 前条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロに該当する場合 次に掲げる事項

イ 第九十九条第二号イ又はロに該当することとなつた役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が第九十九条第二号イに該当することとなつた場合にあつては、該当することとなつた年月日及び理由

-
- ハ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日
- ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類
- ホ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
- ヘ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
- ト 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
- 五 前条第一号ハ、第三号又は第九号ハ若しくはホに該当する場合次に掲げる事項
- イ 変更の内容及び理由
-

ロ 変更の年月日

六 前条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 該当することとなった主要株主の氏名

(2) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)に該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

(3) 当該主要株主又は代理人(第九十九条第十一号ハ(1)に規定する代理人をいう。イ及び次条第一項第四号イにおいて同じ。)が第九十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は代理人が第九十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は代理人が第九十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は代理人が第九十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二

第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 該当することとなった主要株主の商号又は名称

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十

-
- 三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
- (4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当する場合には、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額
- (5) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(4)に該当することとなった場合には、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称
- (6) 当該主要株主である法人を代表する役員が第九十九条第十一号ハ(4)(i)に該当することとなった場合には、該当することとなった年月日及び理由
- (7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合には、破産手続開始の決定を受けた年月日
- (8) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合には、刑の確定した年月日及び刑の種類
- (9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合には、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
- (10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の
-

四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービス提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九條の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

七 前条第四号又は第九号へに該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等（前条第九号へに該当する場合にあっては、親会社の事故等。以下この号において同じ。）が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の概要

八 前条第五号又は第九号トに該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等（前条第九号トに該当する場合にあっては、親会社の事故等。以下この号において同じ。）が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の詳細

ニ 社内処分を行った場合はその内容

九 前条第六号又は第九号中に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 訴訟又は調停の当事者となった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所

(2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日

(3) 管轄裁判所名

(4) 事件の内容

ロ 訴訟又は調停が終結した場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所

(2) 訴訟又は調停が終結した年月日

(3) 判決又は和解の内容

十 前条第七号又は第九号りに該当する場合 次に掲げる事項

イ 不利益処分の内容

ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由

十一 前条第八号又は第九号次に該当する場合 該当することとなつた年月日及び理由

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第五十二条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規

「条を加える。」

定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 附則第五十条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合
次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
(2) 当該外国の法令及びその訳文

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 個人である移行期間特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロからホまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(2)において同じ。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該移行期間特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該移行期間特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第

二号ハ又はハに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該移行期間特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあっては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

二 附則第五十条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロ（これらの規定のうち第九十九条第二号ロに係る部分に限る。）に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

ロ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はハに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあっては、取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

三 附則第五十条第一号ハ又は第九号ハに該当する場合 変更後の定款（これに準ずるものを含む。）

四 附則第五十条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合 次のイ及

び口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となった外国の法令及びその訳文

(4) 当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなった場合にあつては、取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合で、外国において登録等を取り消され、又は業

務の廃止を命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠となつた外国の法令及びその訳文

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなつた場合又は当該主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ハ若しくはリに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

五 附則第五十条第三号又は第九号ホに該当する場合 変更後の附則第四十四条第一項第二号、第六号、第七号又は第十一号ロに掲げる書類

六 附則第五十条第七号又は第九号リに該当する場合 当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文

七 附則第五十条第八号又は第九号ヌに該当する場合 附則第四十条第一項第八号に規定する割合の推移の見込みを記載した書面
2 前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務届出者の解散の届出)

第五十三条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法

「条を加える。」

第六十三条の十第四項の規定により届出を行う者は、解散の年月日及び理由を記載した届出書を、当該届出に係る移行期間特例業務届出者が法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者の場合にあつては金融庁長官、それ以外の移行期間特例業務届出者の場合にあつては当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

（業務に関する帳簿書類）

第五十四条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第一項の規定により移行期間特例業務届出者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第一百五十七条第一項一号イ(1)から(4)まで及びロからニまで並びに第二号イに掲げる帳簿書類
- 二 第一百五十七条第一項第十七号（ホを除く。）に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第五項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三 法附則第三条の三第五項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第七号から第九号までに掲

「条を加える。」

げる帳簿書類

- 2 前項各号に掲げる帳簿書類は、英語で記載することができる。
- 3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イに掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分に限る。）に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分を除く。）及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第五十五条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第二項の規定により移行期間特例業務届出者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十三号により作成しなければならない。

- 2 前項の事業報告書は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成することができる。
- 3 移行期間特例業務届出者（会社に限る。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、指定国際会計基準又は修正国際基準（当該移行期間特例業務届出者が外国会社である場合にあつては、その主たる営業所又は事務所の所在する外国における公正妥当な企業会計の慣行を含む。）に

「条を加える。」

従うものとする。

4 移行期間特例業務届出者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第五十六条 外国法人である移行期間特例業務届出者は、令第十七条の十三の八ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 法附則第三条の三第一項の規定による届出の年月日

三 事業報告書の提出に関し当該承認を受けようとする期間

四 事業報告書に係る事業年度終了の日

五 事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された外国法人である移行期間特例業務届出者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該

「条を加える。」

法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 移行期間特例業務届出所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人である移行期間特例業務届出者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である移行期間特例業務届出者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

- 5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類は、英語で記載することができる。

(説明書類の縦覧)

第五十七条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

- 2 前項の説明書類は、別紙様式第三十四号に準じて英語で作成することができる。

- 3 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第三十四号又は附則第五十五条第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

「条を加える。」

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第五十八条 外国法人である移行期間特例業務届出者は、令第十七条の十三の九ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 法附則第三条の三第一項の規定による届出の年月日
 - 三 説明書類の縦覧に関し当該承認を受けようとする期間
 - 四 説明書類に係る事業年度終了の日
 - 五 説明書類の縦覧に関し当該承認を必要とする理由
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又はこれに代わる書面
 - 二 当該承認申請書に記載された外国法人である移行期間特例業務届出者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
 - 三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- 3 移行期間特例業務届出所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人である移行期間特例業務届出者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができな

「条を加える。」

いと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。

- 4 前項の承認は、同項の外国法人である移行期間特例業務届出者が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書類を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。
- 一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨
- 二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- 5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類は、英語で記載することができる。

（届出書等の提出先等）

第五十九条 移行期間特例業務届出者が届出書その他法、令又はこの

「条を加える。」

府令に規定する書類を移行期間特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該移行期間特例業務届出者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

2 附則第四十九条第一項及び第五十三条第一項に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第六十条 法附則第三条の三第五項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、当該行為が外国投資信託の受益証券若しくは外国投資証券に表示される権利又は法第二条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものである場合において、これらの有価証券に係る権利が財産的価値に表示されるときにおける当該財産的価値を海外投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

2 法附則第三条の三第五項第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定めるものは、当該受益証券に係る権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

「条を加える。」

3 法附則第三条の三五項第一号ハ及び第二号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

4 法附則第三条の三五項第二号イに規定する内閣府令で定めるものは、当該有価証券に係る権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

(海外投資家等から除かれる者)

第六十一条 法附則第三条の三五項第一号イ(3)に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 その発行する法第二条第一項第五号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券(同項第五号、第九号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)に表示される権利又は同条第二項第三号若しくは第四号に掲げる権利(その取得の対価の額を超えて財産の給付を受けることがないことを内容とする権利を除く。)を海外投資家等(法附則第三条の三第六項に規定する海外投資家等をいう。次号において同じ。)以外の者が取得している特別目的会社

二 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為(当該契約その他の法律行為に基づく権利が同項第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものに

「条を加える。」

限る。)で海外投資家等以外の者を相手方とするものに基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者(金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。))であるものを除く。)

(譲渡に係る契約に定めるべき事項)

第六十二条 令附則第九項第一号に規定する内閣府令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

一 当該取得しようとする者が当該取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。次号及び次条において同じ。)に応じて取得した当該受益証券又は外国投資証券を海外投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該受益証券又は外国投資証券を譲渡する場合には、その相手方に対し、当該受益証券又は外国投資証券の売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次条第二号において同じ。)を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該受益証券又は外国投資証券の買付けを行おうとする者との間において、当該買付けを行おうとする者が買付けした当該受益証券又は外国投資証券を海外投資家等以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することが買付けの条件とされていることを告知すべきこと。

「条を加える。」

第六十三条 令附則第十項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該受益証券を海外投資家等以外の者に譲渡しないこと。
- 二 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に依りて取得した当該受益証券を譲渡する場合には、その相手方に対し、当該受益証券の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に依りて当該受益証券の買付けを行う者とする者との間において、当該買付けを行う者とする者が買付けした当該受益証券を海外投資家等以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することが買付けの条件とされていることを告知すべきこと。

(海外投資家等の範囲)

第六十四条 令附則第十二項第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該外国投資運用業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。）又は当該外国投資運用業者の親会社等（同項に規定する親会社等をいう。）の子会社等
- 二 当該外国投資運用業者が行う一の運用対象財産（当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第五項各号に掲げる行為を行う業務に係る権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。次号において同じ。）の運用に係る権限の全部又は一部の委託を受けた

「条を加える。」

「条を加える。」

者

三 当該外国投資運用業者が一の運用対象財産の運用として行うこととなる取引の対象となるもの（以下この号において「取引対象」という。）の価値等（取引対象の価値、オプションの対価の額又は取引対象に係る指標の動向をいう。以下この号において同じ。）若しくは価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断をいう。）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、当該外国投資運用業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該外国投資運用業者と締結している者又は当該投資判断に関し、当該方法により助言を行うことを約し、当該業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該業者と締結している者

四 令附則第十二項第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人
五 当該外国投資運用業者（個人である者に限る。）並びに令附則第十二項第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

2 法附則第三条の第三第六項第三号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品取引業者等のうち投資運用業を行う者とする。

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[1]~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[①~③ 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況 (投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。)

| |
|--------------|
| 役員の業績連動報酬の状況 |
| |

[8]・(9) 略]

(注意事項)

1 業務の状況

[1]~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[①~③ 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等 (報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るものと及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの (直近事業年度前のいづれかの事業年度に係る事業報告書

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 業務の状況

[1]~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[①~③ 同左]

[加える。]

[8]・(9) 同左]

(注意事項)

1 業務の状況

[1]~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[①~③ 同左]

[加える。]

に記載したものを除く。)をいう。以下④において同じ。)に業績連動報酬(その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。)が含まれる場合においては、以下を記載すること。
イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。
ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。
ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。
ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

〔8〕・〔9〕 略]

〔10〕～(26-2) 略]

2 [略]

〔8〕・〔9〕 同左]

〔10〕～(26-2) 同左]

2 [同左]

別紙様式第十五号の二 (第百八十三条第一項、第二項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 [年 月 日から]
[年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[1]～[6] 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[①～③ 略]

④ ④ 役員の業績連動報酬の状況 (投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。)

| |
|--------------|
| 役員の業績連動報酬の状況 |
| |

[8]・[9] 略]

(注意事項)

1 業務の状況

[1]～[6] 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[①～③ 略]

④ ④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等 (報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るものと及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの (直近事業年度前のいづれかの事業年度に係る事業報告書

別紙様式第十五号の二 (第百八十三条第一項、第二項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 [年 月 日から]
[年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 業務の状況

[1]～[6] 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[①～③ 同左]

[加える。]

[8]・[9] 同左]

(注意事項)

1 業務の状況

[1]～[6] 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[①～③ 同左]

[加える。]

に記載したものを除く。)をいう。以下④において同じ。)に業績連動報酬(その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。)が含まれる場合においては、以下を記載すること。
イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。
ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。
ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。
ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

〔8〕・〔9〕 略]

〔10〕～〔21〕 略]

2 〔略〕

〔8〕・〔9〕 同左]

〔10〕～〔21〕 同左]

2 〔同左〕

事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日

登録金融機関名
所在地
代表者氏名

(注意事項)

[略]

[1～7 略]

8 営業所等並びに役員及び使用人の状況

(1) 営業所等数並びに役員及び使用人の総数

| 営業所等 数 | 役員 | | | 使用人 | みなし 使用人 | 合計 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|
| | 常勤 | 非常勤 | 小計 | | | |
| () | 名 () | 名 () | 名 () | 名 () | 名 () | 名 () |

(2) 役員^①の業績連動報酬の状況 (投資運用業を行う登録金融機関に限る。)

役員^①の業績連動報酬の状況

(注意事項)

[1～3 略]

4 営業所等並びに役員及び使用人の状況

[(1)・(2) 略]

(3) 「役員^①の業績連動報酬の状況」の欄には、役員^①の報酬等 (報酬、賞与
その他の職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であ
って、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受

事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日

登録金融機関名
所在地
代表者氏名

(注意事項)

[同左]

[1～7 同左]

8 営業所等並びに役員及び使用人の状況

| 営業所等 数 | 役員 | | | 使用人 | みなし 使用人 | 合計 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|
| | 常勤 | 非常勤 | 小計 | | | |
| () | 名 () | 名 () | 名 () | 名 () | 名 () | 名 () |

[加える。]

(注意事項)

[1～3 同左]

4 営業所等数並びに役員及び使用人の状況

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(3)において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下(3)において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること

- イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。
- ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。
- ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員の間ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。
- ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

9 [略]

9 [同左]

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[(1)~(5) 略]

(6) 役員及び使用人の状況

[①~③ 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況

| |
|--------------|
| 役員の業績連動報酬の状況 |
| |

[(7)~(9) 略]

(注意事項)

1 業務の状況

[(2)~(5) 略]

(6) 役員及び使用人の状況

[①~③ 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るものと及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの（直近事業年度前のいづれかの事業年度に係る事業報告書

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

1 業務の状況

[(1)~(5) 同左]

(6) 役員及び使用人の状況

[①~③ 同左]

[加える。]

[(7)~(9) 同左]

(注意事項)

1 業務の状況

[(2)~(5) 同左]

(6) 役員及び使用人の状況

[①~③ 同左]

[加える。]

| | |
|--|---|
| <p>に記載したものを除く。)をいう。以下④において同じ。)に業績連動報酬(その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。)が含まれる場合においては、以下を記載すること。</p> <p>イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。</p> <p>ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。</p> <p>ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。</p> <p>ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。</p> <p>【(7)~(9) 略】</p> <p>【(10)~(12-2) 略】</p> <p>2 [略]</p> | <p>【(7)~(9) 同左】</p> <p>【(10)~(12-2) 同左】</p> <p>2 [同左]</p> |
|--|---|

第 期説明書類 [年 月 日から]
 [年 月 日まで]

年 月 日

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

〔(1)～(3) 略〕

(4) 役員及び使用人の状況

〔①・② 略〕

③ 役員の業績連動報酬の状況

| |
|--------------|
| 役員の業績連動報酬の状況 |
| |

〔(5)・(6) 略〕

(注意事項)

1 業務の状況

〔(2)・(3) 略〕

(4) 役員及び使用人の状況

〔①・② 略〕

③ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るものと及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの（直近事業年度前のいづれかの事業年度に係る事業報告書

第 期説明書類 [年 月 日から]
 [年 月 日まで]

年 月 日

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

1 業務の状況

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 役員及び使用人の状況

〔①・② 同左〕

[加える。]

〔(5)・(6) 同左〕

(注意事項)

1 業務の状況

〔(2)・(3) 同左〕

(4) 役員及び使用人の状況

〔①・② 同左〕

[加える。]

に記載したものを除く。)をいう。以下③において同じ。)に業績連動報酬(その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。)が含まれる場合においては、以下を記載すること。
イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。
ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。
ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。
ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

〔5〕・〔6〕 略]

〔7〕・〔7-2〕 略]

2 [略]

〔5〕・〔6〕 同左]

〔7〕・〔7-2〕 同左]

2 [同左]

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 住所又は所在地

電話番号 () —

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

1 海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者 (法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員) を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法第 63 条の 9 第 1 項の規定により、以下のとおり届け出ます。

| | |
|--|-----------|
| 海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況 | 別添 1 のとおり |
| 海外投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況 | 別添 2 のとおり |
| 役員及び政令で定める使用人並びに海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況 | 別添 3 のとおり |
| 主要株主の状況 | 別添 4 のとおり |

(第 2 面)

(別添 1 : 海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 代表者 (ふりがな) 氏名 | 業務の種類別 | | | 主たる営業所又は事務所 | | 他に 行っ てい る事 業の 種類 | 資本金の 額又は出 資の総額 (円) |
|---------------------|--------|----|----|-------------|-----|----------------------------------|-----------------------------|
| | 役職 | 運用 | 募集 | 名称 | 所在地 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(注意事項)

- 1 「業務の種類別」の欄には、法第 63 条の 8 第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。
- 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額 (円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(第 3 面)

(別添 2 : 海外投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 出資対象事業 持分の名称 | 出資対象事業 持分の種別 | 出資対象事業の内容 | 業務の種類別 (運用・募) |
|-----------------|-----------------|-----------|------------------|
| | | | |

| | | (商 品 分 類) | (内容) | 集・私募の 別) |
|--|--|----------------------------|------|-------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあつては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「業務の種別(運用・募集・私募の別)」の欄には、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

(別添3：役員及び政令で定める使用人並びに海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況)

商号、名称又は氏名

1 役員及び政令で定める使用人の状況 (年 月 日現在)

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職 | 政令で定める使用人の種別 |
|------------------|----|--------------|
| | | |

(注意事項)

- 1 外国人にあつては、国内における代表者 (法第 63 条の 9 第 6 項第 2 号ハに規定する者をいう。以下この様式において同じ。) について本表に記載する必要はないが、「4 国内における代表者の状況」欄に記載すること。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に () 書きで併せて記載することができる。
- 2 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者に関する事項

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職 |
|------------------|----|
| | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

3 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

| | | |
|-----|-------|---------|
| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
| | | |

(注意事項)

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

4 国内における代表者の状況

| | | |
|-------------------------|---------------------|---------|
| (ふりがな) 氏名、商号又は 名称 | 所 在 地 又 は 住 所 | 電 話 番 号 |
| | | |

(注意事項)

- 1 届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

(第5面)

(別添4：主要株主の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| | |
|--------|------|
| 1 個人 | 2 法人 |
| (ふりがな) | |

| | |
|------------------|--|
| 商号、名称又は氏名 | |
| 本店又は主たる事務所の所在地 | |
| 住所又は居所 | |
| (ふりがな) 代表者の氏名 | |

(注意事項)

- 1 主要株主ごとに表を作成して記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 3 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 4 個人の場合は、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者の氏名」欄は空欄とすること。法人の場合は、「住所又は居所」欄は空欄とすること。

(日本産業規格 A 4)

海外投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日 時点

届出者 住所又は所在地

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

1 海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者 (法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員) を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

1 海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況

(年 月 日現在)

| 代表者 (ふりがな) 氏名 | 業務の種別 | | | 主たる営業所又は事務所 | | | ホーム ページ アドレス | 他に 行っ てい る事 業の 種類 | 資本金 の額又 は出資 の総額 (円) |
|---------------------|-------|----|----|-------------|-----|------|--------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| | 別 | 募集 | 私募 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | | | |
| | | | | | | | | | |

(注意事項)

1 「業務の種別」の欄には、法第 63 条の 8 第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第 2 号に掲げる行為

に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。

2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

2 海外投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況

（ 年 月 日現在）

| 出資対象事業 持分の名称 | 出資対象事業 持分の種別 | 出資対象事業の内容 | | 業務の種別（運 用・募集・私募 の別） |
|-----------------|-----------------|----------------------------|------|---------------------------|
| | | （ 商 品 分 類 ） | （内容） | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

（注意事項）

1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。

2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名

組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあつては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「業務の種類（運用・募集・私募の別）」の欄には、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

3 役員及び政令で定める使用人の状況

(年 月 日現在)

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職 | 政令で定める使用人の種別 |
|------------------|----|--------------|
| | | |

(注意事項)

- 1 外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条の9第6項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 4 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に

対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者に関する事項

(年 月 日現在)

| | |
|------------------|----|
| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職 |
| | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。

5 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

(年 月 日現在)

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-----|------|
| | | |

(注意事項)

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

(日本産業規格 A 4)

金融商品取引業者が行う海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

金融庁長官

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所又は所在地

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

1 法第 63 条の 9 第 1 項又は第 7 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができ。

2 海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者 (法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員) を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

金融商品取引法第 63 条の 11 第 1 項の規定により、以下のとおり届け出ます。

1 業務の種別

| | | | |
|-----------|------------------|----|------------|
| 業 務 の 種 別 | 主たる営業所又は事務所の電話番号 | | ホームページアドレス |
| 運用 | 募集 | 私募 | |
| | | | |

(注意事項)

「業務の種類」の欄には、法第 63 条の 8 第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。

2 海外投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況

| 出資対象事業 持分の名称 | 出資対象事業 持分の種別 | 出資対象事業の内容 | | 業務の種類 (運 用・募集・私募 の別) |
|-----------------|-----------------|----------------------------|------|----------------------------|
| | | (商 品 分 類) | (内容) | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注意事項)

1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。

2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契

約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「業務の種類別（運用・募集・私募の別）」の欄には、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

3 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-----|------|
| | | |

(注意事項)

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

法第63条の9第1項又は第7項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 説明書類に記載する事項

| |
|-------------------------|
| 1 別紙様式第二十一号の八に記載されている事項 |
| 2 事業報告書に記載されている事項 |

(5) 株主総会決議事項の要旨

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

| 役員 | 役員 | | 使用人 | 計 |
|----|-------|---|-----|---|
| | うち非常勤 | 名 | | |
| 総数 | 名 | 名 | 名 | 名 |

② 役員 の 状況

| | |
|-----|--------|
| 役職名 | 氏名又は名称 |
| | |

③ 国内における代表者の状況

| | | |
|-----------|---------|------|
| 氏名、商号又は名称 | 住所又は所在地 | 電話番号 |
| | | |

④ 従業員の業績連動報酬の状況

| |
|---------------|
| 従業員の業績連動報酬の状況 |
| |

(7) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

| | | |
|----|-----|----------|
| 名称 | 所在地 | 役員及び使用人名 |
| | | |
| 計店 | | 計名 |

(8) 株主の状況

| | | |
|--------|---------|----|
| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 割合 |
| | | |

| | | |
|------------|--|---------|
| その他 (名) | | % |
| 計名 | | 100.00% |

(9) 外部監査の状況

| 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称 | 監査の内容 |
|--------------------|-------|
| | |

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法第63条の12第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の人に記載されている事項が、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこ

と。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、海外投資家等特例業務に関連しない決議事項にあつては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（海外投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員 の 状況

当期末現在における役員 の 状況 について記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条の9第6項第2号ハに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④ 役員 の 業績連動報酬の状況

役員 の 報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(7) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(10) 法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務の状況

① 内部管理の状況

| |
|--|
| |
|--|

(注意事項)

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 設定及び償還の状況

| 前期末 | | 設定フ アワード数 | | 償還フ アワード数 | | 期中元 本増減 額 | | 当期末 | |
|----------------|------------|--------------|---|--------------|---|-----------------|---------|----------------|------------|
| フア ワード 数 | 元本額 百万円 | 数 | 数 | 数 | 数 | 百万 円 | 百万 円 | フア ワード 数 | 元本額 百万円 |

(注意事項)

運用を行うフアワードに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

| 運用財産総額 | うち自己発行有価証券 | うち関係会社発行有価証券 |
|--------|------------|--------------|
| 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 割合 | % | % |

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。）及び②において同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のフアワードへの投資の状況

| 投資先フアワードの種類 | 価額の算出者 | フアワード関係者における 関係会社の名称等 |
|-------------|--------|--------------------------|
| | | |
| | | |

(注意事項)

- 1 投資先のフアエンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「フアエンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、フアエンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、フアエンド資産の監査に係る業務を行う者その他フアエンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。のうちに関係会社がある場合に記載すること。
- 2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先フアエンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。
- 3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一年以上に相当する額である当該対象有価証券に係るフアエンドについて記載すること。

(11) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

| 区分 | フアエンド数 | | 契約額 | |
|-----------------|--------------|--|--------------|-----|
| | うち出資者が非居住者のみ | | うち出資者が非居住者のみ | |
| 法第2条第2項第5号に係るもの | | | 百万円 | 百万円 |
| 法第2条第2項第6号に係るもの | | | | |
| 合計 | | | | |

(11-2) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

| 区分 | ファンド数 | | 契約額 | |
|-----------------|--------------|--|--------------|-----|
| | うち出資者が非居住者のみ | | うち出資者が非居住者のみ | |
| 法第2条第2項第5号に係るもの | | | 百万円 | 百万円 |
| 法第2条第2項第6号に係るもの | | | | |
| 合計 | | | | |

(12) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

| 出資対象事業持分の名称 | (商品分類) | | (内容) |
|-------------|------------|--|------|
| 出資対象事業の内容 | | | |
| 出資対象事業持分の種別 | | | |
| 設定年月日 | | | |
| 業務の種別 | 運用・募集・私募の別 | | |

| | | |
|-----------------------|--------------------|------|
| 募集・私募の期間 | | |
| 出資金払込口座の所在地 | | |
| 資金の流れ | | |
| 存続期間 | | |
| 出資者の状況 | 出資者の区分 | 出資者数 |
| | 法第63条の8第2項第1号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| | 法第63条の8第2項第2号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| | 法第63条の8第2項第3号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| 合計 | 名 | |
| 主な出資者の種別 | 種別 | 出資割合 |
| | 1 | % |
| | 2 | % |
| | 3 | % |
| | 出資額 | 円 |
| 海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資 | 出資割合 | % |

| 割合 | | | |
|---------------|-----------|-----------|---|
| 海外投資家等の 状況 | 1 | 商号・名称又は氏名 | |
| | | 区分 (号) | |
| | 2 | 出資額 | 円 |
| | | 商号・名称又は氏名 | |
| | 3 | 区分 (号) | |
| | | 出資額 | 円 |
| | 4 | 商号・名称又は氏名 | |
| | | 区分 (号) | |
| 5 | 出資額 | 円 | |
| | 商号・名称又は氏名 | | |
| 6 | 区分 (号) | | |
| | 出資額 | 円 | |
| 7 | 商号・名称又は氏名 | | |
| | 区分 (号) | | |
| 8 | 出資額 | 円 | |
| | 商号・名称又は氏名 | | |

| | | | | | | | | |
|---------------|-----------|------------|--------|-----------------|-----------|----|--|-----|
| ブランドの資産 構成 | 先物取引の状況 | 主な投資対象資産 | 投資対象地域 | 金融商品取引行為の相手方の状況 | 名 | | | |
| | | | | | 区分 | | | (号) |
| | | | | | 出資額 | | | 円 |
| | | | | | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | | | | 9 | | | (号) |
| | | | | | 区分 | | | |
| | | | | | 出資額 | | | 円 |
| | | | | | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | | | | 1 | | | |
| | | | | | 0 | 区分 | | (号) |
| | 出資額 | | 円 | | | | | |
| | 区分 | 金額 | 備考 | | | | | |
| | 現金 | 百万円 | | | | | | |
| | 有価証券 | 百万円 | | | | | | |
| | うち非上場株式 | 百万円 | | | | | | |
| | デリバティブ資産 | 百万円 | | | | | | |
| | 暗号資産 | 百万円 | | | | | | |
| | 合計 | 百万円 | | | | | | |
| | ロング・ポジション | ショート・ポジション | | | | | | |
| | 百万円 | 百万円 | | | | | | |
| | 区分 | | 割合 | | | | | |
| | 1 | | % | | | | | |
| | 2 | | % | | | | | |
| | 3 | | % | | | | | |
| | 相手方 | 取引額 | 備考 | | | | | |
| | | 百万円 | | | | | | |
| | | 百万円 | | | | | | |
| | | 百万円 | | | | | | |

| | | | |
|------------|--------|------------------|------------------|
| | | 百万円 | |
| 総出資額 | | | 百万円 (百万円) |
| 純資産額 | | | 百万円 |
| 純資産額 (1年前) | | | 百万円 |
| 総資産額 | | | 百万円 |
| 配当額 (分配額) | 配当等利回り | 直近1年間の 総支払配当額 | 設定来総支払配当 等累計額 |
| | % | 百万円 | 百万円 |
| 想定配当等利回り | % | | |
| 解約額 | 百万円 | 口 | 名 |
| 償還額 | 百万円 | 口 | 名 |

(注意事項)

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資割合」、「海外投資家等の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額 (1年前)」及び「総資産額」の欄を記載すれば足りる。

当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当期末を基準時として作成すること。フアノンド (法第2条第2

項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。)の計算期間と海外投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「出資対象事業特分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「運用・募集・私募の別」の欄には、当期末時点において法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、当期において同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行った場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行った場合は「運用・私募」と記載すること。

6 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

7 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

8 「主な出資者の種別」の欄には、「国・日本銀行」、「外国法人」、「外国人等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする(9において同じ)。

「国・日本銀行」

法第 2 条第 31 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者をいう。

「外国法人」

法第 63 条の 8 第 2 項第 1 号に掲げる外国法人をいう。

「外国人等」

第 246 条の 10 第 1 項に規定する外国に住所を有する個人、令第 17 条の 13 の 5 第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者又は第 246 条の 10 第 3 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下 8 及び 9 において「定義府令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者又は定義府令第 23 条第 9 号に掲げる者（居住者（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 5 号前段に規定する居住者をいう。以下 8 において同じ。）に限る。）をいう。

「金融機関等」

定義府令第 10 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号及び第 21 号に掲げる者、定義府令第 23 条第 2 号から第 5 号までに掲げる者（居住者に限る。）又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第 1 項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第 10 条第 1 項第 18 号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令第 17 条の 13 の 5 第 3 項第 3 号に掲げる者、定義府令第 10 条第 1 項第 20 号、第 23 号イ若しくは第 23 号の 2 に掲げる者（第 23 号イに掲げる者にあつては、居住者に限る。）又は定義府令第 23 条第 1 号若しくは第 6 号から第 8 号までに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）を

いう。

「外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金等」

第246条の10第2項第2号に掲げる者をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

9 「海外投資家等の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位10者について記載すること。「区分」の欄には、各海外投資家等に関し、出資者の種別を記載すること。

また、法第63条の8第2項各号のいずれに該当するかを括弧書で記載すること。

10 「フアンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

11 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下11において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

12 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。

13 「投資対象地域」の欄には、投資対象資産が存在する地域（日本、北米等）を記載すること。

14 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者

のために行った金融商品取引行為のうち、当該フレンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

- 15 「総出資額」の欄には、基準時におけるフレンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該フレンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

- 16 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。

- 17 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、フレンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。

- 18 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来

して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。

19 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

(12-2) ファンドの状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。)

| | | |
|-------------|--------------------------------|------|
| 出資対象事業持分の名称 | | |
| 出資対象事業の内容 | (商品分類) | (内容) |
| 出資対象事業持分の種別 | | |
| 設定年月日 | | |
| 業務の種別 | 運用・募集・私募の別 | |
| 募集・私募の期間 | | |
| 出資金払込口座の所在地 | | |
| 資金の流れ | | |
| 存続期間 | | |
| 出資者の状況 | 出資者の区分 | 出資者数 |
| | 法第 63 条の 8 第 2 項 第 1 号に掲げる者 | |
| | うち個人 | 名 |

| | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|---------------|------|---|
| | 法第 63 条の 8 第 2 項 第 2 号に掲げる者 | | 名 | |
| | うち個人 | | 名 | |
| | 法第 63 条の 8 第 2 項 第 3 号に掲げる者 | | 名 | |
| | うち個人 | | 名 | |
| | 合 計 | | 名 | |
| 主な出資者の 種別 | 種別 | 出資割合 | | |
| | 1 | | % | |
| | 2 | | % | |
| | 3 | | % | |
| 海外投資家等 のうち非居住 者の出資額及 び出資割合 | 出資額 | | 円 | |
| | 出資割合 | | % | |
| | 1 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | | 区分 | (号) | |
| | 出資額 | | | 円 |
| | | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | 2 | 区分 | (号) | |
| | | 出資額 | | 円 |
| | 3 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | | 区分 | (号) | |
| 出資額 | | | 円 | |
| 海外投資家等 の状況 | | | | |

| | | | |
|--------|---------------|--|------|
| 4 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | 区分 | | (号) |
| | 出資額 | | 円 |
| 5 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | 区分 | | (号) |
| | 出資額 | | 円 |
| 6 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | 区分 | | (号) |
| | 出資額 | | 円 |
| 7 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | 区分 | | (号) |
| | 出資額 | | 円 |
| 8 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | 区分 | | (号) |
| | 出資額 | | 円 |
| 9 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | 区分 | | (号) |
| | 出資額 | | 円 |
| 1 0 | 商号・名称又は 氏名 | | |
| | 区分 | | (号) |

| | 出資額 | | 円 | |
|-----------------|---------------|------------------|-------------------|---|
| | 区分 | 金額 | 備考 | |
| ファンドの資産構成 | 現金 | 百万円 | | |
| | 有価証券 | 百万円 | | |
| | うち非上場株式 | 百万円 | | |
| | デリバティブ資産 | 百万円 | | |
| | 暗号資産 | 百万円 | | |
| | 合計 | 百万円 | | |
| | 先物取引の状況 | ロング・ポジション 百万円 | ショート・ポジション 百万円 | |
| 主な投資対象資産 | 区分 | | 割合 | |
| | 1 | | | % |
| | 2 | | | % |
| | 3 | | | % |
| 投資対象地域 | | | | |
| 金融商品取引行為の相手方の状況 | 相手方 | 取引額 | 備考 | |
| | | 百万円 | | |
| | | 百万円 | | |
| | | 百万円 | | |
| 総出資額 | 百万円 (百万円) | | | |

| | | | |
|-----------|--------|---------------|--------------|
| 純資産額 | | | 百万円 |
| 純資産額（1年前） | | | 百万円 |
| 総資産額 | | | 百万円 |
| 配当額（分配額） | 配当等利回り | 直近1年間の総支払配当等額 | 設定来総支払配当等累計額 |
| | % | 百万円 | 百万円 |
| 想定配当等利回り | % | | |
| 解約額 | 百万円 | 口 | 名 |
| 償還額 | 百万円 | 口 | 名 |

（注意事項）

⑫の注意事項に準じて記載すること。

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。

第 期説明書類 [年 月 日から]
 [年 月 日まで]

年 月 日

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び旧名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

| | 役員 | | 使用人 | 計 |
|----|-------|---|-----|---|
| | うち非常勤 | | | |
| 総数 | 名 | 名 | 名 | 名 |

② 役員 の 状況

| 役職名 | 氏名又は名称 |
|-----|--------|
| | |

③ 従業員の業績連動報酬の状況

| | |
|---------------|--|
| 従業員の業績連動報酬の状況 | |
| | |

(5) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所
の状況

| 名 称 | 所 在 地 | 役員及び使用人 名 |
|-----|-------|--------------|
| | | |
| 計 | 店 | 計 名 |

(6) 外部監査の状況

| 公認会計士又は監査法人の氏名又 は名称 | 監 査 の 内 容 |
|------------------------|-----------|
| | |

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他にしている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（海外投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員 の 状 況

当期末現在における役員ごとに表を作成して記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条の9第6項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

③ 役員 の 業 績 連 動 報 酬 の 状 況

役員 の 報 酬 等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るものと及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下③において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行つた取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(5) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例

業務を行う営業所又は事務所（以下(5)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(7) フランズの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

| | | |
|-------------------------------|-------------------------------|------|
| 出資対象事業 持分の名称 | | |
| 出資対象事業 の内容 | (商品分類) | (内容) |
| 出資対象事業 持分の種別 | | |
| 出資金払込口 座の所在地 | | |
| 資金の流れ | | |
| 存続期間 | | |
| 出資者の状況 | 出資者の区分 | |
| | 出資者数 | |
| | 法第 63 条の 8 第 2 項第 1 号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| 法第 63 条の 8 第 2 項第 2 号に掲げる者 | 名 | |
| うち個人 | 名 | |
| 法第 63 条の 8 第 2 項第 3 号に掲げる者 | 名 | |

| | | | |
|-------------------------------------|------|--|---|
| | うち個人 | | 名 |
| | 合計 | | 名 |
| 海外投資家等 のうち非居住 者の出資額及 び出資割合 | 出資額 | | 円 |
| | 出資割合 | | % |

(注意事項)

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業持分の種別」及び「出資者の状況」の欄に記載すれば足りる。

当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド(法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。6において同じ。)の計算期間と海外投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座

の所在する国又は地域の名称を記載すること。

6 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

7 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

(7-2) ファンドの状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。)

| | | |
|-------------|----------------------------|------|
| 出資対象事業持分の名称 | | |
| 出資対象事業の内容 | (商品分類) | (内容) |
| 出資対象事業持分の種別 | | |
| 出資金払込口座の所在地 | | |
| 資金の流れ | | |
| 存続期間 | | |
| 出資者の状況 | 出資者の区分 | 出資者数 |
| | 法第 63 条の 8 第 2 項第 1 号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| | 法第 63 条の 8 第 2 項第 2 号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| | 法第 63 条の 8 第 2 項第 3 号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |

| | 合 計 | 名 |
|-------------------------------------|------|---|
| 海外投資家等の うち非居住者の 出資額及び出資 割合 | 出資額 | 円 |
| | 出資割合 | % |

(注意事項)

(7)の注意事項に準じて記載すること。

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成することとする。

届出者が会社法第2条第6号に規定する大会社以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が5億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

移行期間特例業務に関する届出書

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 住所又は所在地

電話番号 () ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

1 移行期間特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者 (法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員) を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法附則第 3 条の 3 第 1 項の規定により、以下のとおり届け出ます。

(第 2 面)

| | | | | | |
|---|-----------------------|-----------|---|---|---|
| 1 | 法人・個人の別 | 法 | 人 | 個 | 人 |
| 2 | (ふりがな) 商号又は名称 | | | | |
| 3 | (ふりがな) 氏名 | | | | |
| 4 | 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額 | 別添 1 のとおり | | | |

| | | |
|----|--|---------|
| 5 | 法人であるときは、役員 (外国法人にあつては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称 | 別添2のとおり |
| 6 | 移行期間特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人(附則第32条第1項に規定する者を含む。)の氏名 | 別添3のとおり |
| 7 | 移行期間特例業務に関し、運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する使用人(附則第32条第1項に規定する者を含む。)の氏名 | 別添4のとおり |
| 8 | 業務の種類別 | 別添5のとおり |
| 9 | 主たる営業所又は事務所 (外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。)の状況 | 別添6のとおり |
| 10 | 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況 | 別添7のとおり |
| 11 | 他に行っている事業の種類 | 別添8のとおり |
| 12 | 当該外国投資運用業者(法附則第3条の3第3項第1号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該外国投資運用業者及び令附則第5項各号に | 年 月 日 |

| | |
|---|-----------------|
| <p>掲げる者。13において同じ。)が外国(法附則第3条の3第3項第1号イに規定する外国をいう。)の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日</p> | |
| <p>13 当該外国投資運用業者(法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社)が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づき行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容</p> | <p>別添9のとおり</p> |
| <p>14 法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称</p> | <p>別添10のとおり</p> |
| <p>15 法人であるときは、主要株主(法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要株主をいひ、同条第7項に</p> | <p>別添11のとおり</p> |

| | |
|---|-----------------|
| <p>において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。)の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地(個人にあつては住所又は居所)及び代表者の氏名</p> | |
| <p>16 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号</p> | <p>別添12のとおり</p> |
| <p>17 法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項</p> | <p>別添13のとおり</p> |

(注意事項)

- 1 「1 法人・個人の別」欄は、該当するものに○印を付けること。
- 2 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄
 - (1) 法人は商号又は名称を「2 商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄に記載すること。
 - (2) 個人は「2 商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、()書きで併せて記載することができる。
 - (4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を()書きで併せて記載することができる。

(第3面)

(別添1：資本金の額又は出資の総額)

商号、名称又は氏名

| | |
|---------------------|-----------------|
| <p>資本金の額又は出資の総額</p> | <p>年 月 日</p> |
| | <p>年 月 日 現在</p> |

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

(第4面)

(別添2：役員 (外国法人にあつては、国内における代表者を含む。) の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職名 |
|------------------|-----|
| | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：移行期間特別業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| (ふりがな) 氏名 | 役職名 |
|--------------|-----|
| | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：移行期間特例業務に関し、運用を行う部門を統括する使用人の氏名)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| | |
|--------------|-----|
| (ふりがな) 氏名 | 役職名 |
| | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

(第7面)

(別添5：業務の種類別)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 業務の種類別 | |
|--|--|
| 1 法附則第3条の3第5項第1号イに掲げる行為に係る業務 (年 月 日) | |
| 2 法附則第3条の3第5項第1号ロに掲げる行為に係る業務 (年 月 日) | |
| 3 法附則第3条の3第5項第1号ハに掲げる行為に係る業務 (年 月 日) | |
| 4 法附則第3条の3第5項第2号イに掲げる行為に係る業務 (年 月 日) | |
| 5 法附則第3条の3第5項第2号ロに掲げる行為に係る業務 (年 月 日) | |
| 6 法附則第3条の3第5項第2号ハに掲げる行為に係る業務 | |

(年 月 日)

(注意事項)

- 1 行おうとする業務の番号を○で囲むこと。
- 2 それぞれの業務について、届出年月日又は変更届出年月日を記載すること。

(第8面)

(別添6：主たる営業所又は事務所 (外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。) の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 | ホームページ アドレス |
|-----|-------|---------|----------------|
| | | | |

(第9面)

(別添7：移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----|-------|---------|
| | | |

(注意事項)

移行期間特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

(第10面)

(別添8：他にしている事業の種類)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

他に行っている事業の種類

| |
|--|
| |
|--|

(第11面)

(別添9：当該外国投資運用業者（法附則第3条の3第7項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づき行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容）

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 年月日 | 理由 | 内容 |
|-------|----|----|
| 年 月 日 | | |

(第12面)

(別添10：相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職名 |
|------------------|-----|
| | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(第 13 面)

(別添11：主要株主 (法附則第 3 条の 3 第 3 項第 2 号ホに規定する主要株主をい、同条第 7 項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。) の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地 (個人にあつては住所又は居所) 及び代表者の氏名)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 1 個人 | 2 法人 |
|-------------------------|---------|
| (ふりがな) 商号、名称又は 氏名 | |
| 本店又は主たる 事務所の所在地 | |
| 住所又は居所 | |
| (ふりがな) 代表者の氏名 | |

(注意事項)

- 1 主要株主ごとに表を作成して記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に () 書きで併せて記載することができる。

- 3 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 4 個人の場合は、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者の氏名」欄は空欄とすること。法人の場合は、「住所又は居所」欄は空欄とすること。

(第14面)

(別添12：国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| | |
|---------|------|
| 所在地又は住所 | 電話番号 |
| | |

(第15面)

(別添13：法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項)

商号、名称又は氏名

1 商号又は名称

(ふりがな)

商号又は名称

| |
|--|
| |
| |

2 資本金の額又は出資の総額

| | |
|--------------|----------|
| 資本金の額又は出資の総額 | 年 月 日 |
| | 年 月 日 現在 |

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

- 3 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名又は名称

（ 年 月 日現在）

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職名 |
|------------------|-----|
| | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書き併せて記載することができる。

- 4 重要な使用人（令附則第3項に規定する使用人をいう。）があるときは、その者の氏名

（ 年 月 日現在）

| (ふりがな) 氏名 | 役職名 |
|--------------|-----|
| | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書き併せて記載することができる。

- 5 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

（ 年 月 日現在）

| | |
|-----|-------|
| 名 称 | 所 在 地 |
| | |

6 主要株主に関する事項

(年 月 日現在)

| 1 個人 | 2 法人 |
|-------------------------|------|
| (ふりがな) 商号、名称又は 氏名 | |
| 本店又は主たる 事務所の所在地 | |
| 住所又は居所 | |
| (ふりがな) 代表者の氏名 | |

(注意事項)

- 1 主要株主ごとに表を作成して記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。
- 3 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 4 個人の場合は、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者の氏名」欄は空欄とすること。法人の場合は、「住所又は居所」欄は空欄とすること。

(日本産業規格 A 4)

移行期間特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日 時点

届出者 住所又は所在地

商 号

又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

1 移行期間特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者 (法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員) を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

1 移行期間特例業務に関する届出を行った者の状況

(年 月 日現在)

| | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|----|-------------|-----|----------------|--------------|--------------|
| 代表者 | 業務の種類別 | | | | 主たる営業所又は事務所 | | ホームペー ジアドレス | 他に行っている事業の種類 | 資本金の額又は出資の総額 |
| | 募集の取扱い | 私募の取扱い | 私募 | 募集 | 名称 | 所在地 | | | |
| (ふりがな) | 役職 | 運用 | 募集の取扱い | 私募 | 名称 | 所在地 | ホームペー ジアドレス | 他に行っている事業の種類 | 資本金の額又は出資の総額 |
| (氏名) | | | | | | | | | |

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職 | 政令で定める使用人の種別 |
|------------------|----|--------------|
| | | |

(注意事項)

- 1 外国法人にあつては、国内における代表者（法附則第3条の3第3項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 3 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者に関する事項

() 年 月 日現在)

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職 |
|------------------|----|
| | |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

- 4 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

() 年 月 日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----|-------|---------|
| | | |

(注意事項)

移行期間特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

法附則第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書又は同条第 4 項の規定により適用する法第 63 条の 9 第 7 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 説明書類に記載する事項

- | |
|-----------------------|
| 1 別紙様式第三十四号に記載されている事項 |
| 2 事業報告書に記載されている事項 |

- (5) 株主総会決議事項の要旨
- (6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

| 役員 | 使用人 | 計 |
|----|-----|---|
| | | |

| | | | | |
|----|---|-------|---|---|
| | | うち非常勤 | | |
| 総数 | 名 | 名 | 名 | 名 |

② 役員の状況

| | |
|-----|--------|
| 役職名 | 氏名又は名称 |
| | |

③ 国内における代表者の状況

| | | |
|-----------|---------|------|
| 氏名、商号又は名称 | 住所又は所在地 | 電話番号 |
| | | |

④ 役員の業績連動報酬の状況

| | |
|--------------|--|
| 役員の業績連動報酬の状況 | |
| | |

(7) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

| | | |
|----|-----|----------|
| 名称 | 所在地 | 役員及び使用人名 |
| | | |
| 計店 | | 計名 |

る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法附則第3条の3第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第63条の12第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十四号に記載されている事項が、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、移行期間特例業務に関連しない決議事項にあつては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人(移行期間特例業務に従事する役員及び使用人)に限る。②において同じ。)について記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員の状況について記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者(法附則第3条の3第3項第2号ハに規定する者をいう。③において同じ。)について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与其他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の数に記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(7) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議

決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(10) 内部管理の状況

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

(11) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

① 契約件数等

| | 海外 | | | 小計 | 国内 | | 小計 | 合計 |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|-----|---------------------|---------------------|-----|-----|
| | 法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者 | 法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者 | 法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者 | | 法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者 | 法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者 | | |
| 契約件数 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 運用財産総額 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 割合 | % | % | % | % | % | % | % | |

(注意事項)

1 「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数

値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

2 「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

② 運用受託報酬 _____ 百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況 _____

| | | |
|--------|------------|--------------|
| 運用財産総額 | うち自己発行有価証券 | うち関係会社発行有価証券 |
| 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 割合 | % | % |

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のフレンドへの投資の状況

| 投資先フレンドの種類 | 価額の算出者 | フレンド関係者における関係会社の名称等 |
|------------|--------|---------------------|
| | | |
| | | |

(注意事項)

1 投資先のフレンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「フレンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、フレンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、フレン

ト資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。
) のうちに関係会社がある場合に記載すること。

2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。

3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

| 運用財産が保有する 投資対象の区分 | 投資対象の保 有額 | 左記のうち時 価を把握する ことが困難で ある投資対象 の保有額 | 割合 |
|---|--------------|--|----|
| 法附則第 3 条の 3 第 3 項第 1 号へに規定 する有価証券 | 百万円 | 百万円 | % |
| その他 | 百万円 | 百万円 | % |
| 全体 | 百万円 | 百万円 | % |

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入力できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第

2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。) を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

ロ 時価を把握することが困難である理由

| |
|--|
| |
|--|

⑥ 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況(同号に係るみなし有価証券にあつては、電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑦において同じ。)

(単位：百万円)

| 区分 | 募集の取扱い高 | 私募の取扱い高 |
|----------------------|---------|---------|
| 外国投資信託の受益証券 | () | () |
| 外国投資証券 | () | () |
| 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券 | () | () |

(注意事項)

- 1 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに額面金額を集計し記載すること。
- 2 「募集の取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

| | | | |
|----------|----------------|--------------------------|---------------|
| 権利の名称 | | | (内容) |
| 事業の内容 | (商品分類) | | |
| 出資者数 | 名 | | |
| 有価証券の種類 | | | |
| 募集・私募の別 | | | |
| 発行者の名称 | 国名、監督当局等 | | |
| 設定年月日 | | | |
| 募集・私募の期間 | | | |
| 存続期間の終期 | | | |
| 出資額 | 総出資額 | 総出資額 (1年前) | 1口当たりの 出資額 |
| | 円 口 () | 円 口 | 円 |
| | うち暗号資産 での出資 | うち暗号資産 での出資 (1 年前) | |
| | 円 | 円 | |
| 純資産額 | 純資産額 | 純資産額 (1年前) | 増減率 |
| | 円 | 円 | % |
| | 1口当たり純 | 1口当たり純 | |

| | | | |
|--------------------|----------|--------------|-------------|
| | 資産額 | 資産額 (1年前) | |
| | 円 | 円 | |
| 総資産額 | 総資産額 | 総資産額 (1年前) | 増減率 |
| | 円 | 円 | % |
| ファンドの資産構成 | 区分 | 金額 | 備考 |
| | 現金・預金 | 円 | |
| | 有価証券 | 円 | |
| | デリバティブ資産 | 円 | |
| | 暗号資産 | 円 | |
| | | 円 | |
| | 合計 | 円 | |
| 配当額 (分配額) | 配当等利回り | 直近1年間の総支払配当額 | 設定来総支払配当累計額 |
| | % | 円 | 円 |
| 想定配当等利回り | % | | |
| 解約額 | 円 | 口 | 名 |
| 償還額 | 円 | 口 | 名 |
| ファンドの財務諸表 監査の有無 | | | |
| 発行者との関係 | | | |
| 出資金払込口座の所在地 | | | |
| 資金の流れ | | | |

(注意事項)

- 1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できない同号に係るみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。
当事業年度において募集の取扱い又は私募の取扱いの実績がなくとも、過去に募集の取扱い又は私募の取扱いを行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できない同号に係るみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、募集の取扱い又は私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降5事業年度の事業報告書に記載すること。
- 2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。フナンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「有価証券の種類」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「発行者の名称」の欄には、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。
- 6 「総出資額」の欄には、基準時におけるフナンドの出資額の残高

(累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの)及び持分の総数を記載すること。このうち、当該フレンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書(括弧書)としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額(1年前)」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「フレンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高(金額)を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高(金額)を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高(金額)、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高(金額)についても記載すること。

8 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り(年率)を記載すること。

9 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った

額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約又は償還を行った分を記載すること。

10 「発行者との関係」の欄には、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

11 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

12 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

13 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 電子募集取扱業務における法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限る、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑨において同じ。）

(単位：百万円)

| 区分 | 募集の取扱い高 | 私募の取扱い高 |
|----------------------|---------|---------|
| 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券 | () | () |

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

| 権利の名称 | | |
|-------|--------|------|
| 事業の内容 | (商品分類) | (内容) |

| | | | | |
|----------|----------------|--------------------------|---------------|--|
| | | | | |
| 出資者数 | 名 | | | |
| 有価証券の種類 | | | | |
| 募集・私募の別 | | | | |
| 発行者の名称 | 国名、監督当局等 | | | |
| | | | | |
| 設定年月日 | | | | |
| 募集・私募の期間 | | | | |
| 存続期間の終期 | | | | |
| 出資額 | 総出資額 | 総出資額 (1年前) | 1口当たりの 出資額 | |
| | 円 口 () | 円 口 | 円 | |
| | うち暗号資産 での出資 | うち暗号資産 での出資 (1 年前) | | |
| | 円 | 円 | | |
| 純資産額 | 純資産額 | 純資産額 (1年前) | 増減率 | |
| | 円 | 円 | % | |
| | 1口当たり純 資産額 | 1口当たり純 資産額 (1年 前) | | |

| | | | |
|--------------------|--------------|-----------------------|------------------|
| | 円 | 円 | |
| 総資産額 | 総資産額 | 総資産額 (1年前) | 増減率 |
| | 円 | 円 | % |
| ファンドの資産構成 | 区分 | 金額 | 備考 |
| | 現金・預金 | 円 | |
| | 有価証券 | 円 | |
| | デリバティブ 資産 | 円 | |
| | 暗号資産 | 円 | |
| | | 円 | |
| | 合計 | 円 | |
| 配当額 (分配額) | 配当等利回り | 直近1年間の 総支払配当等 額 | 設定来総支払 配当等累計額 |
| | % | 円 | 円 |
| 想定配当等利回り | % | | |
| 解約額 | 円 | 円 | 名 |
| 償還額 | 円 | 円 | 名 |
| ファンドの財務諸表 監査の有無 | | | |
| 発行者との関係 | | | |
| 出資金払込口座の所 在地 | | | |
| 資金の流れ | | | |

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

⑩ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の

取扱いの状況（電子記録移転権利から除かれたものに限る。⑩において同じ。）

（単位：百万円）

| | | |
|----------------------|--------------------|----------------------------|
| 区分 | 募集の 取 扱 高 | 私 募 の 取 扱 高 |
| 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券 | () | () |

（注意事項）

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑩ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

| | | | |
|----------|----------|---------------|---------------|
| 権利の名称 | | | |
| 事業の内容 | (商品分類) | (内容) | |
| 出資者数 | 名 | | |
| 有価証券の種類 | | | |
| 募集・私募の別 | | | |
| 発行者の名称 | 国名、監督当局等 | | |
| | | | |
| 設定年月日 | | | |
| 募集・私募の期間 | | | |
| 存続期間の終期 | | | |
| 出資額 | 総出資額 | 総出資額 (1年前) | 1口当たりの 出資額 |
| | 円 口 | 円 口 | 円 |

| | | | | |
|-----------|---------------|-------------------------|--------------------------|--|
| | () | うち暗号資産 での出資 | うち暗号資産 での出資 (1 年前) | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 純資産額 | 純資産額 | 純資産額 (1年前) | 増減率 | |
| | 円 | 円 | % | |
| 純資産額 | 1口当たり純 資産額 | 1口当たり純 資産額 (1年 前) | | |
| | 円 | 円 | | |
| 総資産額 | 総資産額 | 総資産額 (1年前) | 増減率 | |
| | 円 | 円 | % | |
| ファンドの資産構成 | 区分 | 金額 | 備考 | |
| | 現金・預金 | 円 | | |
| | 有価証券 | 円 | | |
| | デリバティブ 資産 | 円 | | |
| | 暗号資産 | 円 | | |
| | 合計 | 円 | | |
| 配当額 (分配額) | 配当等利回り | 直近1年間の 総支払配当等 額 | 設定来総支払 配当等累計額 | |

| | | | | | |
|--------------------|--|--|---|---|---|
| | | | % | 円 | 円 |
| 想定配当等利回り | | | % | | |
| 解約額 | | | 円 | 口 | 名 |
| 償還額 | | | 円 | 口 | 名 |
| ファンドの財務諸表 監査の有無 | | | | | |
| 発行者との関係 | | | | | |
| 出資金払込口座の所 在地 | | | | | |
| 資金の流れ | | | | | |

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

(12) 法附則第3条の3第5項第1号ロ又は第2号ロに掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

| 前期末 | | 設定フ ァンド 数 | 償還フ ァンド 数 | 期中元 本増減 額 | 当期末 | |
|-----------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|
| ファンド 数 | 元本額 百万円 | | | | フアン ド数 | 元本額 百万円 |
| | | | | 百万 円 | | 百万円 |

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

② 外国投資信託運用資産一覧表

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|---|---|-----|----|---|---|----|----|
| 外国 | 設定 | 信 | 当 | 初 | 純資産 | 基準 | 過 | 去 | 設定 | 備考 |
|----|----|---|---|---|-----|----|---|---|----|----|

| 投資 信託 名 | 年月日 | 託 期 間 | 設定額 | 総 額 | 価額 | 1 年 の 収 益 金 込 み 基 準 価 額 騰 落 率 | 来 年 平 均 受 益 利 回 り | |
|---------------|-----|-------------|-----|--------|----|---|---|--|
| | | | 百万円 | 百万円 | 円 | % | % | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注意事項)

- 1 単位型株式会社外国投資信託、追加型株式会社外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。
 - 2 記載は、設定日の順序で記載すること。
 - 3 追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。
 - 4 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。
 - 5 外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- また、「過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

| | | | |
|--------------------------|-----|-----|---|
| 法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券 | 百万円 | 百万円 | % |
| その他 | 百万円 | 百万円 | % |
| 全体 | 百万円 | 百万円 | % |

(注意事項)

(1)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

| |
|--|
| |
|--|

⑦ 外国投資信託の状況

| | | |
|----------|----|----|
| 外国投資信託名 | | |
| 設定年月日 | | |
| 存続期間 | | |
| 主な投資対象資産 | 区分 | 割合 |
| | 1 | % |
| | 2 | % |
| | 3 | % |

(注意事項)

1 法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券ごとに表を作成して記載すること。

2 本表は当期末を基準時として作成すること。外国投資信託の受益証券の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記

載すること。

3 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。なお、当該投資対象資産が存在する地域ごとに分けて記載すること。

4 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

| 区分 | ファンド数 | 設定額 百万円 |
|------------|-------|------------|
| 単体型外国投資信託 | | |
| 追加型外国投資信託 | | |
| 株式外国投資信託計 | | |
| 単体型外国投資信託 | | |
| 追加型外国投資信託 | | |
| 公社債外国投資信託計 | | |
| 単体型外国投資信託 | | |
| 追加型外国投資信託 | | |
| 不動産外国投資信託計 | | |
| 単体型外国投資信託 | | |
| 追加型外国投資信託 | | |
| その他外国投資信託計 | | |
| 合計 | | |

(注意事項)

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

(13) 法附則第3条の3第5項第1号ハ又は第2号ハに掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

| 前期末 | 当期末 | | | |
|------------|---------|---------|---------|------------|
| | 設定ファンド数 | 償還ファンド数 | 期中元本増減額 | ファンド数 |
| 元本額 百万円 | | | 百万円 | 元本額 百万円 |

(注意事項)

(1)(2)①の注意事項に準じて記載すること。

② 運用受託報酬その他の法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬
百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

| 運用財産総額 百万円 | うち自己発行有価証券 百万円 | うち関係会社発行有価証券 百万円 |
|---------------|-------------------|---------------------|
| | | |
| 割合 | % | % |

(注意事項)

(1)(2)③の注意事項に準じて記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

| 投資先ファンドの種類 | 価額の算出者 | ファンド関係者における 関係会社の名称等 |
|------------|--------|-------------------------|
| | | |
| | | |

(注意事項)

(1)(2)④の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報
イ 時価を把握することが困難である投資対象

| | | | |
|---|----------|--|----|
| 運用財産が保有する 投資対象の区分 | 投資対象の保有額 | 左記のうち時 価を把握する ことが困難で ある投資対象 の保有額 | 割合 |
| 法附則第 3 条の 3 第 3 項第 1 号へに 規定する有価証券 | 百万円 | 百万円 | % |
| その他 | 百万円 | 百万円 | % |
| 全体 | 百万円 | 百万円 | % |

(注意事項)

11⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

| |
|--|
| |
|--|

⑥ フレンドの状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。)

| | | |
|-----------------|--------|------|
| 出資対象事業持 分の名称 | | |
| 出資対象事業の | (商品分類) | (内容) |

| | | | |
|---------------------|---------------------|---|------|
| 内容 | | | |
| 出資対象事業持分の種別 | | | |
| 設定年月日 | | | |
| 業務の種別 | 運用・募集・私募の別 | | |
| | | | |
| 募集・私募の期間 | | | |
| 出資金払込口座の所在地 | | | |
| 資金の流れ | | | |
| 存続期間 | | | |
| 出資者の状況 | 出資者の区分 | | 出資者数 |
| | 法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者 | | 名 |
| | うち個人 | | 名 |
| | 法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者 | | 名 |
| | うち個人 | | 名 |
| 法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者 | | 名 | |

| 主な出資者の種別 | 合計 | | 出資割合 | 名 | |
|---------------|-----------|-----------|------|---|--|
| | 種別 | | | | |
| 海外投資家等の 状況 | 1 | | | % | |
| | 2 | | | % | |
| | 3 | | | % | |
| | 1 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | 区分 | (号) | | |
| | | 出資額 | | 円 | |
| | 2 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | 区分 | (号) | | |
| | | 出資額 | | 円 | |
| | 3 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | 区分 | (号) | | |
| | | 出資額 | | 円 | |
| | 4 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | 区分 | (号) | | |
| | | 出資額 | | 円 | |
| | 5 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | 区分 | (号) | | |
| | | 出資額 | | 円 | |
| 6 | 商号・名称又は氏名 | | | | |
| | 区分 | (号) | | | |
| | 出資額 | | 円 | | |

| | | | | | | | |
|----------------|---------|----------|-----------|-----------|-----|------------|------|
| フアレンドの資産 構成 | 先物取引の状況 | 主な投資対象資産 | 7 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | | 7 | 区分 | | | (号) |
| | | | 7 | 出資額 | | | 円 |
| | | | 8 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | | 8 | 区分 | | | (号) |
| | | | 8 | 出資額 | | | 円 |
| | | | 9 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | | 9 | 区分 | | | (号) |
| | | | 9 | 出資額 | | | 円 |
| | | | 10 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| 10 | 区分 | | | (号) | | | |
| 10 | 出資額 | | | 円 | | | |
| フアレンドの資産 構成 | 先物取引の状況 | 主な投資対象資産 | 区分 | | 金額 | 備考 | |
| | | | 現金 | | 百万円 | | |
| | | | 有価証券 | | 百万円 | | |
| | | | うち非上場株式 | | 百万円 | | |
| | | | デリバティブ資産 | | 百万円 | | |
| | | | 暗号資産 | | 百万円 | | |
| | | | 合計 | | 百万円 | | |
| | | | ロング・ポジション | | 百万円 | ショート・ポジション | 百万円 |
| | | | 区分 | | 割合 | | |
| | | | 1 | | | | % |
| 2 | | | | % | | | |
| 3 | | | | % | | | |

| 金融商品取引行為の相手方の状況 | 相手方 | 取引額 | 備考 | |
|-----------------|--------|--------------|--------------|-------|
| | | | 百万円 | 百万円 |
| | | 百万円 | | |
| | | 百万円 | | |
| | | 百万円 | | |
| 総出資額 | | | 百万円 | (百万円) |
| 純資産額 | | | 百万円 | |
| 純資産額 (1年前) | | | 百万円 | |
| 総資産額 | | | 百万円 | |
| 配当額 (分配額) | 配当等利回り | 直近1年間の総支払配当額 | 設定来総支払配当等累計額 | 百万円 |
| | | | | 百万円 |
| 想定配当等利回り | % | % | 百万円 | 百万円 |
| 解約額 | 百万円 | 口 | 口 | 名 |
| 償還額 | 百万円 | 口 | 口 | 名 |

(注意事項)

1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「海外投資家等の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額 (1年前) 」及び「総資産額」の欄を記載すれば足りる。

当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に

設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。フアэнд (法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。) の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、外国の法令に基づき権利であつて、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するもの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「運用・募集・私募の別」の欄には、当期末時点において法附則第3条の3第5項第1号ハに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、当期において同項第2号ハに掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行った場合は「運用・募集」と、同号ハに掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行った場合は「運用・私募」と記載すること。
- 6 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 7 「資金の流れ」の欄には、フアэндに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 8 「主な出資者の種別」の欄には、「外国法人」、「外国人等」、「金融商品取引業者等」、「事業法人等」、又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（9において同じ。）。

「外国法人」

法附則第3条の3第6項第1号に掲げる外国法人をいう。

「外国人等」

法附則第3条の3第6項第1号に掲げる外国に住所を有する個人、令附則第12項第1号若しくは第2号に掲げる者又は法附則第64条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

附則第64条第2項に規定する者をいう。

「事業法人等」

令附則第12項第3号に掲げる者又は法附則第64条第1項第1号に掲げる者をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

- 9 「海外投資家等の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位10者について記載すること。「区分」の欄には、各海外投資家等に関し、出資者の種別を記載すること。

また、法附則第3条の3第6項各号のいずれに該当するかを括弧書で記載すること。

- 10 「フアンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

- 11 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄に

は、先物取引（法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下11において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

12 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。なお、当該投資対象資産が存在する地域ごとに分けて記載すること。

13 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行った金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

14 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準

を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

15 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。

16 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、フレンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。

17 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、フレンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。

18 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑦ フレンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

| | | |
|-------------|------------|------|
| 出資対象事業持分の名称 | | |
| 出資対象事業の内容 | (商品分類) | (内容) |
| 出資対象事業持分の種別 | | |
| 設定年月日 | | |
| 業務の種別 | 運用・募集・私募の別 | |

| | | |
|-------------|---------------------|-----------|
| 募集・私募の期間 | | |
| 出資金払込口座の所在地 | | |
| 資金の流れ | | |
| 存続期間 | | |
| 出資者の状況 | 出資者の区分 | 出資者数 |
| | 法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| | 法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| | 法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者 | 名 |
| 合計 | 名 | |
| 主な出資者の種別 | 種別 | 出資割合 |
| | 1 | % |
| | 2 | % |
| | 3 | % |
| 海外投資家等の状況 | 1 名 | 商号・名称又は氏名 |

| | | |
|---|-----------|------|
| | 区分 | (号) |
| | 出資額 | 円 |
| 2 | 商号・名称又は氏名 | |
| | 区分 | (号) |
| 3 | 出資額 | 円 |
| | 商号・名称又は氏名 | |
| 4 | 区分 | (号) |
| | 出資額 | 円 |
| 5 | 商号・名称又は氏名 | |
| | 区分 | (号) |
| 6 | 出資額 | 円 |
| | 商号・名称又は氏名 | |
| 7 | 区分 | (号) |
| | 出資額 | 円 |
| 8 | 商号・名称又は氏名 | |
| | 区分 | (号) |
| | 出資額 | 円 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|----------|-----------------|------|------|---|-----------|-----|----|------|
| フレンドの資産 構成 | 先物取引の状況 | 主な投資対象資産 | 金融商品取引行為の相手方の状況 | 総出資額 | 純資産額 | 9 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | | | | | 9 | 区分 | | | (号) |
| | | | | | | | 出資額 | | | 円 |
| | | | | | | 1 | 商号・名称又は氏名 | | | |
| | | | | | | 0 | 区分 | | | (号) |
| | | | | | | | 出資額 | | | 円 |
| | | | | | | | 区分 | 金額 | 備考 | |
| | | | | | | | 現金 | 百万円 | | |
| | | | | | | | 有価証券 | 百万円 | | |
| | | | | | | | うち非上場株式 | 百万円 | | |
| | デリバティブ資産 | 百万円 | | | | | | | | |
| | 暗号資産 | 百万円 | | | | | | | | |
| | 合計 | 百万円 | | | | | | | | |
| | ロング・ポジション | 百万円 | ショート・ポジション | 百万円 | | | | | | |
| | | 百万円 | | 百万円 | | | | | | |
| | | 区分 | | 割合 | | | | | | |
| | 1 | | | % | | | | | | |
| | 2 | | | % | | | | | | |
| | 3 | | | % | | | | | | |
| | | 相手方 | 取引額 | 備考 | | | | | | |
| | | | 百万円 | | | | | | | |
| | | | 百万円 | | | | | | | |
| | | | 百万円 | | | | | | | |
| | | | 百万円 | | | | | | | |
| | | | 百万円 | | | | | | | |
| | | | (百万円) | 百万円 | | | | | | |
| | | | (百万円) | 百万円 | | | | | | |

| | | | | |
|-----------|--------|--------|----------|-----|
| 純資産額（1年前） | | | | 百万円 |
| 総資産額 | | | | 百万円 |
| 配当額（分配額） | 配当等利回り | 直近1年間の | 設定来総支払配当 | |
| | | 総支払配当額 | 等累計額 | |
| | % | 百万円 | 百万円 | |
| 想定配当等利回り | % | | | |
| 解約額 | 百万円 | 口 | | 名 |
| 償還額 | 百万円 | 口 | | 名 |

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑧ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

| | | | |
|-----------------|-------|-----|-----|
| 区分 | ファンド数 | 契約額 | |
| 法第2条第2項第6号に係るもの | | | 百万円 |
| 合計 | | | |

⑨ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

| | | | |
|-----------------|-------|-----|-----|
| 区分 | ファンド数 | 契約額 | |
| 法第2条第2項第6号に係るもの | | | 百万円 |
| 合計 | | | |

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が

法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。

第 期説明書類 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

| 役員 | 使用人 | | 計 |
|----|-------|---|---|
| | うち非常勤 | | |
| 総数 | 名 | 名 | 名 |

② 役員状況

| 役職名 | 氏名又は名称 |
|-----|--------|
| | |

③ 役員の業績連動報酬の状況

| 役員の業績連動報酬の状況 |
|--------------|
| 役員の業績連動報酬の状況 |

| |
|--|
| |
|--|

(5) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

| 名 称 | 所 在 地 | 役員及び使用人 |
|-----|-------|---------|
| | | 名 |
| 計 | 店 | 計 |
| | | 名 |

(6) 外部監査の状況

| 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称 | 監 査 の 内 容 |
|--------------------|-----------|
| | |

(7) 内部管理の状況

| |
|--|
| |
|--|

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法附則第3条の3第5項第1号イに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「投資一任契約に基づく運用」と、同号ロに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「外国投資信託の受益証券に係る運用」と、同号ハに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「法第2条第2項第6号に掲げる権利に係る運用」と、法附則第3条の3第5項第2号イに掲げる行為に

係る業務のうち、募集の取扱いに係る業務を行っている場合は「募集の取扱い」と、同号イに掲げる行為に係る業務のうち、私募の取扱いに係る業務を行っている場合は「私募の取扱い」と、同号ロ又はハに掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と、同号ロ又はハに掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（移行期間特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員 の状況

当期末現在における役員 の状況について記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法附則第3条の3第3項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

③ 役員 の業績連動報酬の状況

役員 の報酬等（報酬、賞与其他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るものと及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下③において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

と。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(5) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所（以下(5)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(7) 内部管理の状況

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

(8) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

| ① 契約件数等 | | | | | |
|---------|----|----|----|----|----|
| | 海外 | 小計 | 国内 | 小計 | 合計 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|-----|-----|
| | 法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者 | 法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者 | 法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者 | | |
| 契約件数 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 運用財産総額 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 割合 | % | % | % | % | % |

(注意事項)

- 1 「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 2 「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

② 運用受託報酬 _____ 百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況 _____

| | | |
|--------|------------|--------------|
| 運用財産総額 | うち自己発行有価証券 | うち関係会社発行有価証券 |
| 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 割合 | % | % |

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

| 投資先ファンドの種類 | 価額の算出者 | ファンド関係者における関係会社の名称等 |
|------------|--------|---------------------|
| | | |
| | | |

(注意事項)

1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。

2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。

3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

| 運用財産が保有する 投資対象の区分 | 投資対象の保有額 | 左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額 | 割合 |
|--------------------------|----------|------------------------------|----|
| 法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券 | 百万円 | 百万円 | % |
| その他 | 百万円 | 百万円 | % |
| 全体 | 百万円 | 百万円 | % |

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要し

ない。

ロ 時価を把握することが困難である理由

- ⑥ 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（同号に係るみなし有価証券にあつては、電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑦において同じ。）

（単位：百万円）

| 区分 | 募集の取 扱高 | 私募の取 扱高 |
|----------------------|------------|------------|
| 外国投資信託の受益証券 | () | () |
| 外国投資証券 | () | () |
| 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券 | () | () |

（注意事項）

- 1 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに額面金額を集計し記載すること。
- 2 「募集の取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

- ⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

| 権利の名称 | (商品分類) | (内容) |
|-------|--------|------|
| 事業の内容 | | |

| | | | | |
|--------------------|----------------|--------------------------|---------------|---|
| 出資者数 | | | | 名 |
| 有価証券の種類 | | | | |
| 募集・私募の別 | | | | |
| 発行者の名称 | 国名、監督当局等 | | | |
| | | | | |
| 設定年月日 | | | | |
| 募集・私募の期間 | | | | |
| 存続期間の終期 | | | | |
| 出資額 | 総出資額 | 総出資額 (1年前) | 1口当たりの 出資額 | |
| | 円 口 | 円 口 | 円 | |
| | () | | | |
| | うち暗号資産 での出資 | うち暗号資産 での出資 (1 年前) | | |
| | 円 | 円 | | |
| ファンドの財務諸表 監査の有無 | | | | |
| 発行者との関係 | | | | |
| 出資金払込口座の所 在地 | | | | |
| 資金の流れ | | | | |

(注意事項)

1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であつて、発行者から記載事項にかかる情報を入力できない同号に係るみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集の取扱い又は私募の取扱いの実績がなくとも、過去に募集の取扱い又は私募の取扱いを行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。フナンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「有価証券の種類」の欄には、外国の法令に基づき権利であつて、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「発行者の名称」の欄には、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるフナンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該フナンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない

い場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額(1年前)」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び特分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「発行者との関係」の欄には、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

8 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

9 「資金の流れ」の欄には、フレームに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

10 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 電子募集取扱業務における法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況(電子募集取扱業務に係るものに限る、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。

⑨(において同じ。)

(単位：百万円)

| 区分 | 募集の取扱い高 | 私募の取扱い高 |
|----------------------|---------|---------|
| 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券 | () | () |

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

| | | | |
|----------|----------------|--------------------------|---------------|
| 権利の名称 | | | (内容) |
| 事業の内容 | (商品分類) | | |
| 出資者数 | 名 | | |
| 有価証券の種類 | | | |
| 募集・私募の別 | | | |
| 発行者の名称 | 国名、監督当局等 | | |
| 設定年月日 | | | |
| 募集・私募の期間 | | | |
| 存続期間の終期 | | | |
| 出資額 | 総出資額 | 総出資額 (1年前) | 1口当たりの 出資額 |
| | 円 口 () | 円 口 | 円 |
| | うち暗号資産 での出資 | うち暗号資産 での出資 (1 年前) | |
| | 円 | 円 | |

| | |
|-------------|--|
| フアノドの財務諸表 | |
| 監査の有無 | |
| 発行者との関係 | |
| 出資金払込口座の所在地 | |
| 資金の流れ | |

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

⑩ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。⑪において同じ。）

(単位：百万円)

| 区分 | 募集の取 取 扱 高 | 私 募 取 扱 高 |
|----------------------|---------------|--------------|
| 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券 | () | () |

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑪ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

| 権利の名称 | (商品分類) | (内容) |
|---------|--------|------|
| 事業の内容 | | |
| 出資者数 | | 名 |
| 有価証券の種類 | | |
| 募集・私募の別 | | |

| | | | |
|--------------------|----------------|--------------------------|---------------|
| 発行者の名称 | 国名、監督当局等 | | |
| | | | |
| 設定年月日 | | | |
| 募集・私募の期間 | | | |
| 存続期間の終期 | | | |
| 出資額 | 総出資額 | 総出資額 (1年前) | 1口当たりの 出資額 |
| | 円 口 () | 円 口 | 円 |
| | うち暗号資産 での出資 | うち暗号資産 での出資 (1 年前) | |
| | 円 | 円 | |
| ファンドの財務諸表 監査の有無 | | | |
| 発行者との関係 | | | |
| 出資金払込口座の所 在地 | | | |
| 資金の流れ | | | |

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

(9) 法附則第3条の3第5項第1号ロ又は第2号ロに掲げる行為に係る業務の
状況

① 設定及び償還の状況

| 前期末 | | 設定ファンド数 | 償還ファンド数 | 期中元本増減額 百万円 | 当期末 | |
|-------|------------|---------|---------|----------------|-------|------------|
| ファンド数 | 元本額 百万円 | | | | ファンド数 | 元本額 百万円 |
| | | | | | | |

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

② 外国投資信託運用資産一覧表

| 外国投資信託名 | 設定年月日 | 信託期間 | 当初設定額 百万円 | 純資産総額 百万円 | 基準価額 円 | 過去1年間の収益率 % | 設定年平均利益率 % | 備考 |
|---------|-------|------|--------------|--------------|-----------|----------------|---------------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注意事項)

- 1 単位型株式会社外国投資信託、追加型株式会社外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型

その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。

- 2 記載は、設定日の順序で記載すること。
- 3 追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。
- 4 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。
- 5 外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

③ 委託者報酬 _____ 百万円

④ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

| | | |
|--------|------------|--------------|
| 運用財産総額 | うち自己発行有価証券 | うち関係会社発行有価証券 |
| 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 割合 | % | % |

(注意事項)

(8)③の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産のファンドへの投資の状況

| | | |
|------------|--------|---------------------|
| 投資先ファンドの種類 | 価額の算出者 | ファンド関係者における関係会社の名称等 |
| | | |
| | | |

(注意事項)

(8)④の注意事項に準じて記載すること。

⑥ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

| 運用財産が保有する 投資対象の区分 | 投資対象の保 有額 | 左記のうち時 価を把握する ことが困難で ある投資対象 の保有額 | 割合 |
|----------------------------------|--------------|--|----|
| 法附則第3条の3第 3項第1号へに規定 する有価証券 | 百万円 | 百万円 | % |
| その他 | 百万円 | 百万円 | % |
| 全体 | 百万円 | 百万円 | % |

(注意事項)

(8)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

| |
|--|
| |
|--|

⑦ 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

| 区分 | ファンド数 | 設定額 百万円 |
|------------|-------|------------|
| 単字型外国投資信託 | | |
| 追加型外国投資信託 | | |
| 株式外国投資信託計 | | |
| 単字型外国投資信託 | | |
| 追加型外国投資信託 | | |
| 公社債外国投資信託計 | | |
| 単字型外国投資信託 | | |
| 追加型外国投資信託 | | |

| | | |
|------------|--|--|
| 不動産外国投資信託計 | | |
| 単位型外国投資信託 | | |
| 追加型外国投資信託 | | |
| その他外国投資信託計 | | |
| 合計 | | |

(注意事項)

外貨建てフレンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

(10) 法附則第3条の3第5項第1号ハ又は第2号ハに掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

| 前期末 | 設定フ レンド 数 | 償還フ レンド 数 | 期中元 本増減 額 | 当期末 | |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----|
| | | | | フレン ド数 | 元本額 |
| フレン ド数 | 元本額 | 元本額 | 元本額 | フレン ド数 | 元本額 |
| 百万円 | 百万円 | | 百万 円 | | 百万円 |

(注意事項)

(9)①の注意事項に準じて記載すること。

② 運用受託報酬その他の法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬
百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

| 運用財産総額 | うち自己発行有価証券 | うち関係会社発行有価証 券 |
|--------|------------|------------------|
| 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 割合 | % | % |

(注意事項)

(8)③の注意事項に準じて記載すること。

④ 運用財産のフレンドへの投資の状況

| | | |
|------------|--------|-------------------------|
| 投資先ファンドの種類 | 価額の算出者 | ファンド関係者における 関係会社の名称等 |
| | | |
| | | |

(注意事項)

(8)④の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

| 運用財産が保有する 投資対象の区分 | 投資対象の保有額 | 左記のうち時 価を把握する ことが困難で ある投資対象 の保有額 | 割合 |
|----------------------------------|----------|--|----|
| 法附則第3条の3第 3項第1号へに規定 する有価証券 | 百万円 | 百万円 | % |
| その他 | 百万円 | 百万円 | % |
| 全体 | 百万円 | 百万円 | % |

(注意事項)

(8)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

| |
|--|
| |
|--|

⑥ ファンドの状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。)

| | | |
|-----------------|--------|------|
| 出資対象事業持 分の名称 | | |
| 出資対象事業の | (商品分類) | (内容) |

| | | |
|---------------------|---------------------|------|
| 内容 | | |
| 出資対象事業持分の種別 | | |
| 出資金払込口座の所在地 | | |
| 資金の流れ | | |
| 存続期間 | | |
| 出資者の状況 | 出資者の区分 | 出資者数 |
| | 法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| | 法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| 法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者 | 名 | |
| 合計 | 名 | |

(注意事項)

1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業持分の種別」、「出資者の状況」の欄を記載すれば足りる。

当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以

降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当期末を基準時として作成すること。フアズド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、外国の法令に基づく権利であつて、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

6 「資金の流れ」の欄には、フアズドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

7 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑦ フアズドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

| | | |
|-------------|--------|------|
| 出資対象事業持分の名称 | | |
| 出資対象事業の内容 | (商品分類) | (内容) |

| | | |
|---------------------|---------------------|------|
| 出資対象事業持分の種別 | | |
| 出資金払込口座の所在地 | | |
| 資金の流れ | | |
| 存続期間 | | |
| 出資者の状況 | 出資者の区分 | 出資者数 |
| | 法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| | 法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者 | 名 |
| | うち個人 | 名 |
| 法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者 | 名 | |
| 合計 | 名 | |

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑧ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

| | | |
|-----------------|-------|-----|
| 区分 | ファンド数 | 契約額 |
| 法第2条第2項第6号に係るもの | | 百万円 |

| | | |
|--|-------|-----|
| 合計 | | |
| ⑨ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。) | | |
| 区分 | ファンド数 | 契約額 |
| 法第2条第2項第6号に係るもの | | 百万円 |
| 合計 | | |

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成することとする。

届出者が会社法第2条第6号に規定する大会社以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が5億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。

備考 第56「」の記載は任意である。

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正)

第二十二條 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">改 正 前</p> |
| <p style="text-align: center;">(電磁的記録)</p> <p>第十一条の二 法第八十八条の三第三項及び第二百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p style="text-align: center;">(署名又は記名押印に代わる措置)</p> <p>第十一条の三 法第八十八条の三第三項及び第二百二条の四第三項において準用する会社法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、同項に規定する電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。</p> <p>二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができものであること。</p> <p style="text-align: center;">(電磁的方法)</p> <p>第十一条の四 法第八十八条の五第三項に規定する電子情報処理組織</p> | <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p> |

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第十一条の五 「略」

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第十七条 法第一条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、組織変更をする会員金融商品取引所の定めたものとする。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第十一条の二 「同上」

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第十七条 法第一条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法であつて組織変更をする会員金融商品取引所の定めたものとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

(組織変更後株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第十八条 「略」

2 法第一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、組織変更後株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十一条 「略」

〔2〕5 略〕

6 法第三十九条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等)

第八十三条 「略」

一〓 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る

電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二〓 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(組織変更後株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第十八条 「同上」

2 法第一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、前条各号に掲げる方法であつて組織変更後株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十一条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 法第三十九条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等)

第八十三条 「同上」

2 法第三十九条の四第十項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十四条 [略]

2 法第三十九条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併設立会員金融商品取引所が備え置くべき書面の記載事項)

第八十六条 [略]

2 法第三十九条の六第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併設立会員金融商品取引所の定めたものとする。

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十七条 [略]

2 法第三十九条の七第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

2 法第三十九条の四第十項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

(新設合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十四条 [同上]

2 法第三十九条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併消滅会員金融商品取引所の定めるものとする。

(新設合併設立会員金融商品取引所が備え置くべき書面の記載事項)

第八十六条 [同上]

2 法第三十九条の六第五項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併設立会員金融商品取引所の定めるものとする。

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事前開示事項等)

第八十七条 [同上]

2 法第三十九条の七第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めるものとする。

| | |
|---|---|
| <p>(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)</p> <p>第九十一条 [略]</p> <p>2 法第百三十九条の十三第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、<u>吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めたものとする。</u></p> <p>(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の事前開示事項等)</p> <p>第九十二条 [略]</p> <p>2 法第百三十九条の十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、<u>新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めたものとする。</u></p> <p>(新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)</p> <p>第九十四条 [略]</p> <p>2 法第百三十九条の二十一第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、<u>新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めたものとする。</u></p> | <p>(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)</p> <p>第九十一条 [同上]</p> <p>2 法第百三十九条の十三第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、<u>第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めるものとする。</u></p> <p>(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の事前開示事項等)</p> <p>第九十二条 [同上]</p> <p>2 法第百三十九条の十四第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、<u>第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の定めるものとする。</u></p> <p>(新設合併設立株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)</p> <p>第九十四条 [同上]</p> <p>2 法第百三十九条の二十一第三項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、<u>第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併設立株式会社金融商品取引所の定めるものとする。</u></p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二十三条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第九条 法第十三条第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、金融サービス仲介業者が、顧客から当該金融サービス仲介業者の提供するソフトウェアを使用する方法により当該顧客が締結しようとする金融サービス契約(顧客が金融サービス仲介行為(金融サービス仲介業務に関して行う法第十一条第二項各号に掲げる媒介、同条第三項に規定する媒介、同条第四項各号に掲げる行為及び同条第五項に規定する媒介をいう。次節において同じ。)により締結する契約(金融サービス仲介業者と締結するものを除く。)をいう。以下この条、第三十三条及び第三十四条第一号において同じ。)に関する顧客の注文の内容の伝達を受け、次に掲げる者(以下この条及び同節第一款において「相手方金融機関」という。)が定める方式(金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウェアとの間の通信に係る方式に限る。)に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する方法とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。第十三条第二号ワにおいて同じ。)</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。第十三条第二号ルにおいて同じ。)</p> |

(登録申請書の記載事項)

第十条 法第十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録申請者(法第十三条第一項に規定する登録申請者をいう。以下この条から第十二条まで及び第十六条第一項第一号イにおいて同じ。)が個人である場合にあつては、他の法人の常務に従事しているときは、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の種類
- 〔二・三 略〕

(登録申請書の添付書類)

第十二条 法第十三条第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 〔一〕三 略
 - 四 兼業業務(金融サービス仲介業務及び金融サービス仲介業務に付随する業務以外の業務をいう。第十六条第一項において同じ。)を行う場合にあつては、その内容を記載した書面
- 〔五〕八 略

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第十三条 法第十五条第一号カに規定する内閣府令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(登録申請書の記載事項)

第十条 〔同上〕

- 一 登録申請者(法第十三条第一項に規定する登録申請者をいう。以下この条から第十二条まで及び第十六条第一号イにおいて同じ。)が個人である場合にあつては、他の法人の常務に従事しているときは、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の種類
- 〔二・三 同上〕

(登録申請書の添付書類)

第十二条 〔同上〕

- 〔一〕三 同上
 - 四 兼業業務(金融サービス仲介業務及び金融サービス仲介業務に付随する業務以外の業務をいう。第十六条において同じ。)を行う場合にあつては、その内容を記載した書面
- 〔五〕八 同上

(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)

第十三条 〔同上〕

一 次のいずれかに該当する者

「イ」へ 略」

ト 金融商品取引法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。）の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日まで間に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。ト及び次号チにおいて同じ。）の地位を承継した旨の同法第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてい

た者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
チ 金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務

一 「同上」

「イ」へ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部の承継をさせ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融商品仲介業（同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。リ、次号又並びに第四十二条第一号及び第二号において同じ。）を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する

ト 金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融商品仲介業（同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。ト、次号又並びに第四十二条第一号及び第二号において同じ。）を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する

機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

又|| 金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があった日前に信用格付業(同法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。又及び次号ル並びに第百九条第二項第三号において同じ。)を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部の承継をさせ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ル|| 金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があった日前に高速取引行為(同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。次号ヲにおいて同じ。))に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は当該業務に係

機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

升|| 金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があった日前に信用格付業(同法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。チ及び次号リ並びに第百九条第二項第三号において同じ。)を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部の承継をさせ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

リ|| 金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があった日前に高速取引行為(同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。次号又において同じ。))に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は当該業務に係

る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㉞ 貸金業法第二十四条の六の四第一項又は第二十四条の六の五第一項の規定による同法第三条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に貸金業法第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に貸金業（同法第二条第一項に規定する貸金業をいう。次号㉞において同じ。）を廃止することについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

二 次のいずれかに該当する者

「イ」ト 略

㉟ 前号トの期間内に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当す

る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㊱ 貸金業法第二十四条の六の四第一項又は第二十四条の六の五第一項の規定による同法第三条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に貸金業法第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に貸金業（同法第二条第一項に規定する貸金業をいう。次号㊱において同じ。）を廃止することについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

二 「同上」

「イ」ト 同上

「号の細分を加える。」

る旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた法人とし、前号トの通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部の承継をさせ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 前号チの期間内に金融商品取引法第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同法第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人とし、前号チの通知があつた日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部の承継をさせ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を

「号の細分を加える。」

決定する機関の決定をいう。)をしてきた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㉒ 前号リ^二の期間内に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品仲介業者(同法第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。又及び次節第五款において同じ。))であつた法人とし、前号リ^一の通知があつた日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、又は解散をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしてきた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㉓ 前号又^二の期間内に金融商品取引法第六十六条の四十第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る信用格付業者(同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。又及び次節第五款において同じ。))であつた法人とし、前号又^一の通知があつた日前に信用格付業を

㉔ 前号ト^二の期間内に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品仲介業者(同法第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。又及び次節第五款において同じ。))であつた法人とし、前号ト^一の通知があつた日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、又は解散をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしてきた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㉕ 前号チ^二の期間内に金融商品取引法第六十六条の四十第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る信用格付業者(同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。又及び次節第五款において同じ。))であつた法人とし、前号チ^一の通知があつた日前に信用格付業を

廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部の承継をさせ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㉞ 前号の期間内に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。㉝において同じ。）であつた法人とし、前号の通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㉟ 前号の期間内に貸金業法第十条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る貸金業

廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部の承継をさせ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㉞ 前号の期間内に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。㉝において同じ。）であつた法人とし、前号の通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

㉟ 前号の期間内に貸金業法第十条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る貸金業

者であつた法人とし、前号の通知があつた日前に合併（貸金業者が合併により消滅する場合の当該合併に限り、人格のない社団又は財団である場合にあつては、合併に相当する行為）をし、解散（人格のない社団又は財団である場合にあつては、解散に相当する行為）をし、又は貸金業を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

カ 「略」

（預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合）

第十六条 法第十五条第四号（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外であるときは、次のいずれかに該当する場合
- イ 預金等媒介業務の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介（相手方金融機関（法第二十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下この章において「準用銀行法」という。）第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう

者であつた法人とし、前号の通知があつた日前に合併（貸金業者が合併により消滅する場合の当該合併に限り、人格のない社団又は財団である場合にあつては、合併に相当する行為）をし、解散（人格のない社団又は財団である場合にあつては、解散に相当する行為）をし、又は貸金業を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ケ 「同上」

（預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合）

第十六条 「同上」

一 「同上」

- イ 預金等媒介業務の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介（相手方金融機関（法第二十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下この章において「準用銀行法」という。）第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう

。以下この項、次節第二款並びに第三百三十九条第一項第二号及び第五号において同じ。)が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。)(貸付けの金額が千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(登録申請者が保険会社(保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第四十一条第二号及び第六十二条第一項第三号において同じ。その他金融庁長官が定める者である場合を除く。))。

〔ロ・ハ 略〕

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務であるときは、前号ロ又はハに該当する場合並びに金融サービス仲介業務として行う法第十一条第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれにも該当しない場合(その業務について相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合)であつては、前号イからハまでのいずれかに該当する場合)

。以下の条、次節第二款並びに第三百三十九条第一項第二号及び第五号において同じ。)が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。)(貸付けの金額が千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(登録申請者が保険会社(保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第四十一条第二号及び第六十二条第一項第三号において同じ。その他金融庁長官が定める者である場合を除く。))。

〔ロ・ハ 同上〕

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務であるときは、前号イからハまでのいずれかに該当する場合並びにその業務について相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、金融サービス仲介業務として行う法第十一条第二項第二号に掲げる行為(相手方金融機関が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次に掲げ

イ 相手方金融機関が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、預金等媒介業務に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は情報通信の技術を利用する方法による同意を得て、相手方金融機関に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の相手方金融機関が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

る要件の全てを満たしていない場合

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、預金等媒介業務に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、相手方金融機関に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の相手方金融機関が契約の締結の判断に影響を及

2|| 前項第二号ロ(3)の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法をいう。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3|| 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(預金者等に対する情報の提供)

第四十九条 金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。以下この款において同じ。)は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

「一〇三 略」

ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。
「項を加える。」

「項を加える。」

(預金者等に対する情報の提供)

第四十九条 「同上」

「一〇三 同上」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録（法第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。以下この章及び第四百四十六条第四項において同じ。）に記載されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

「イ」ル 略」

「五・六 略」

「2・3 略」

（保険媒介業務に関する禁止行為）

第六十二条 準用保険業法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇五 略」

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが保険業法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができないう場合（同項第一号から第五号まで及び保険業法施行令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしていない場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録（法第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）に記載されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

「イ」ル 同上」

「五・六 同上」

「2・3 同上」

（保険媒介業務に関する禁止行為）

第六十二条 「同上」

「一〇五 同上」

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが保険業法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができないう場合（同項第一号から第五号まで及び保険業法施行令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしていない場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該

書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること若しくはこれに準ずる措置により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

〔七〇十六 略〕

〔二〇四 略〕

(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)

第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（第一号において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇十一 略〕

十二 金融サービス仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融サービス仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報（外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しく

書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること（当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合にあつては、当該顧客から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置）により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

〔七〇十六 同上〕

〔二〇四 同上〕

(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)

第百十一条 〔同上〕

〔一〇十一 同上〕

十二 金融サービス仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融サービス仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報（外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しく

はその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融サービス仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、親法人等又は子法人等が相手方金融機関である場合であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第一百八条第九号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等（親法人等のうち、銀行又は協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）に該当するものをいう。次項において同じ。）又は子銀行等（子法人等のうち、銀行又は協同組織金融機関に該当するものをいう。次項において同じ。）である所屬銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合、水産業協同組合法第九十六条第三項に規定する所屬組合及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫をいう。次項において同じ。）又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形

はその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融サービス仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、親法人等又は子法人等が相手方金融機関である場合であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第一百八条第九号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等（親法人等のうち、銀行又は協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）に該当するものをいう。次項において同じ。）若しくは子銀行等（子法人等のうち、銀行又は協同組織金融機関に該当するものをいう。次項において同じ。）である相手方金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号又は第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号又は第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等が事前から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為

の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号又は第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号又は第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。)又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報(当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。)を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為

〔十三ノ二十六 略〕

2

前項第十二号の親銀行等又は子銀行等である所屬銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方から受領し、又は提供する情報は、次に掲げる情報とする。

一 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である所屬銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報

二 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である所屬銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である所屬銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧

〔十三ノ二十六 同上〕

2

前項第十二号の親銀行等若しくは子銀行等である相手方金融機関から受領し、又は提供する情報は、次に掲げる情報とする。

一 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である相手方金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報

二 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である相手方金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である相手方金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行うために相手方金

客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて行う金融機関代理業を行うためにこれらの者に対し提供する必要があると認められる情報

四 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である所屬銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、金融サービス仲介業者が法令を遵守するため、これらの者に提供する必要があると認められる情報

3
「略」

(金融サービス仲介業者に対する意見聴取等)

第四百四十六条 法第五十一条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 「略」

二 当該申請をしようとする者は、全ての金融サービス仲介業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第四百四十八条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

融機関に対し提供する必要があると認められる情報

四 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である相手方金融機関から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、金融サービス仲介業者が法令を遵守するため、当該相手方金融機関に提供する必要があると認められる情報

3
「同上」

(金融サービス仲介業者に対する意見聴取等)

第四百四十六条 「同上」

一 「同上」

二 当該申請をしようとする者は、全ての金融サービス仲介業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第四百四十八条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

と。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

「2・3 略」

4|| 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 送信者に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

5|| 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

別紙様式第7号 (第140条第1項関係)

(日本産業規格A4)

金融サービス仲介業に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
日提出

郵便番号

主たる営業所又は
事務所の所在地

電話番号

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

※ 法人・個人の別 【法人・個人】

I 〔略〕

II 業務の状況 (業務の種別ごと)

〔預金等媒介業務〕

1 〔略〕

2 貸付関係

〔表略〕

(記載上の注意)

1 〔略〕

2 「媒介件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品

別紙様式第7号 (第140条第1項関係)

(日本産業規格A4)

金融サービス仲介業に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
日提出

郵便番号

主たる営業所又は
事務所の所在地

電話番号

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

※ 法人・個人の別 【法人・個人】

I 〔同左〕

II 業務の状況 (業務の種別ごと)

〔預金等媒介業務〕

1 〔同左〕

2 貸付関係

〔同左〕

(記載上の注意)

1 〔同左〕

2 「媒介件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品

| | |
|---|---|
| <p>(第 16 条第 1 項第 1 号イに規定する規格化された貸付商品をいう。) の 媒介件数及び媒介額を内書すること。</p> <p>[3 ・ 4 略]</p> <p>[保険媒介業務] [1 ～ 3 略]</p> <p>[有価証券等仲介業務] [1 ・ 2 略]</p> <p>[貸金業貸付媒介業務] [1 ・ 2 略]</p> <p>Ⅲ [略]</p> | <p>(第 16 条第 1 号イに規定する規格化された貸付商品をいう。) の媒介件 数及び媒介額を内書すること。</p> <p>[3 ・ 4 同左]</p> <p>[保険媒介業務] [1 ～ 3 同左]</p> <p>[有価証券等仲介業務] [1 ・ 2 同左]</p> <p>[貸金業貸付媒介業務] [1 ・ 2 同左]</p> <p>Ⅲ [同左]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | |

附 則

この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。